

第三次

大泉町地域福祉計画 大泉町地域福祉活動計画

～ みんなで作ろう福祉の輪 おおいずみ～

令和4年度 第16回大泉町ふくし作文・ポスターコンクール



小学生低学年の部 最優秀賞
大泉町立南小学校 1年
かわしま そうた
川島 蒼太さん



小学生高学年の部 最優秀賞
大泉町立西小学校 6年
すずき こはな
鈴木 虹花さん



中学生の部 最優秀賞
大泉町立西中学校 3年
すげた ゆな
菅田 結菜さん

令和5年3月

大泉町

大泉町社会福祉協議会

はじめに

平成30年3月に「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定し、町民皆様とともに地域福祉を推進してまいりましたが、この間には、新型コロナウイルス感染症の流行が社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。



本町においても、地域とのつながりの希薄化による高齢者世帯や単身世帯の増加に伴う社会的孤立やひきこもり、8050問題、ヤングケアラーなど、様々な問題が、このコロナ禍においてさらに浮き彫りとなってきております。そのような様々な問題を解決するには、地域の人と人とのつながりを大切にし、地域の中で助け合う仕組みをつくるのが「地域福祉」という考え方であり、それが今最も求められていることと感じております。

このたび、前計画の計画期間が満了となることから、実施状況を検証し、現在の課題を踏まえ、高齢者や障害者など、そこで暮らす全ての人々が住み慣れた地域で自分らしく安全で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画とあわせ、「第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後は、計画の基本理念である「みんなで作ろう福祉の輪 おおいずみ」のとおり、人と人、そして地域とのつながりを大切にする「地域共生社会」の実現に向け、町民の皆様とともに計画を推進してまいりたいと存じますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ね貴重なご意見をいただきました大泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や団体ヒアリング、また、パブリックコメントにご意見をいただきました多くの皆様、関係者皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

大泉町長
村山俊明

はじめに

「大泉町地域福祉計画」と民間の活動・行動計画である「大泉町地域福祉活動計画」を一体的に策定してから10年が経過いたしました。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活様式は大きく変容いたしました。特に、行事や会議の開催には人数制限が設けられるなど、住民皆さんの外出の機会は大幅に減少し、地域福祉の根幹である「人と人とのつながり」が、今までより希薄になってしまいました。



また、経済活動の縮小により失業者や生活困窮世帯が急増し、さらには、障がいを抱えている方々への支援やヤングケアラー、8050問題（80代の親が50代の引きこもりの子の生活を支える）など、課題は複雑で多様化しています。こうした中、これまでの10年間で目標が達成できたこと、できなかったことを振り返りつつ、新たな福祉問題にも取り組み、今後、大泉町における地域福祉活動がより一層充実することを目指し「第三次大泉町地域福祉活動計画」～みんなで作ろう福祉の輪 おおいずみ～を策定いたしました。この計画の目標を達成するためには、包括的・総合的な相談支援体制の確立や地域との連携が必要不可欠となってまいりますので、今後とも、住民皆様のお力をお借りするとともに、ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた大泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や団体ヒアリングに、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの皆様に心より感謝し、お礼を申し上げます。

令和5年3月

大泉町社会福祉協議会

会長 岩瀬寿夫

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは.....	1
2 地域福祉の必要性について.....	2
3 計画策定の目的.....	3
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画について.....	4
5 計画の位置付け.....	6
6 計画の策定体制.....	7
7 計画の期間.....	8
第2章 大泉町の現状と課題	9
1 大泉町の概況.....	9
2 人口や世帯の状況.....	12
3 支援を必要とする町民の状況.....	14
4 計画策定に係る町民アンケート結果.....	17
5 地域福祉関係団体アンケート調査結果.....	33
6 大泉町の地域福祉に関わる課題.....	36
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念.....	37
2 基本目標.....	38
3 持続可能な地域づくりを目指した計画.....	39
第4章 施策の内容	41
基本目標 1 みんなで考え生み出す福祉（はぐくみ）.....	41
基本目標 2 みんなで広げる地域の福祉（つながり）.....	49
基本目標 3 みんなで支え育てる福祉（ぬくもり）.....	59
基本目標 4 みんなで守ろう我らの福祉（やすらぎ）.....	72
第5章 その他の関係計画について	81
1 大泉町成年後見制度利用促進基本計画.....	81
2 大泉町再犯防止推進基本計画.....	85
第6章 計画の実現のために	89
1 計画内容の周知の徹底.....	89
2 関係機関等との連携・協働.....	89

3 計画の進捗管理.....	90
----------------	----

資料編 91

1 計画策定の経過.....	91
2 大泉町地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	92
3 大泉町地域福祉活動計画推進委員会設置要綱.....	93
4 大泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿.....	94
5 町民憲章等.....	95

◆「障害」の表記について

現在、全国的な傾向として「障害」の害の字をひらがなに改め、「障がい」と表記する自治体が多くなっています。本町では、法律において「障害」の表記がなされているため、原則としてすべての文章で「障害」の表記をしています。国の法律制度等で固有名詞として「障がい」の表記が用いられるものについては、「障害」の害の字をひらがなで表記しています。

◆「住民」の表記について

本町に住所登録を有する「町民」のほか、本町に関わりのある人や地域社会の一員である住民生活団体、企業などを示します。

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

一般に福祉というと、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉などといった対象者ごとに分かれた支援制度を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。しかし、福祉とは一部の困っている人に対する支援だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

そして、私たちの住むまちでは、一人ひとりの町民と地域とのつながりの希薄化やひきこもり、子育て世帯の孤立化、高齢者世帯の増加など、さまざまな地域課題がこのコロナ禍において、さらに浮き彫りとなってきています。このように多様化している課題に対して、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助け合う仕組みをつくることが「地域福祉」という考え方です。

「地域福祉」とは、すべての町民が安心して生活が送れるよう、町民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むことをいいます。

2 地域福祉の必要性について

少子高齢化や核家族化による高齢者世帯や単身世帯の増加に伴う社会的孤立や、引きこもりの長期化・高齢化により高齢の親が無職の子の生活を支えている問題（8050問題）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う問題（ヤングケアラー）など地域に暮らす市民の生活課題は複雑化・多様化しています。

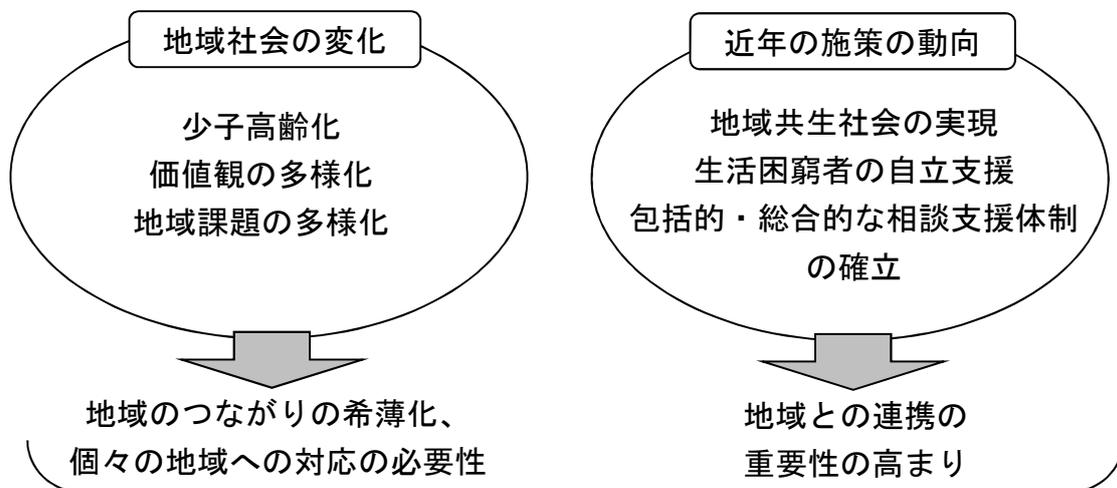
さらに、人々の価値観や働き方も変わってきたことにより、地域生活における隣近所との日常的な関わりやふれあいの機会が減少し、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。

そのような生活課題は、日常的な身の回りのことから緊急時に関するものまで多種多様であり、公的サービスだけでカバーすることが難しくなっています。

加えて、令和元年度末から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴う「密集」「密接」「密閉」の3密回避などにより生活様式が一変し、新しい生活様式が人との関わりに多大な影響を及ぼすことになりました。ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応するため、様々な活動や人との関わりと新しい生活様式を両立していく取り組みが必要となってきました。

そこで重要となるのが、地域の中での助けあいや支えあいである「互助・共助」です。高齢者や障害者など、特定の人を対象ではなく、そこに暮らす全ての人が暮らしやすい地域をつかっていく必要があります。

地域福祉ではさまざまな課題に対応するため、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政など、従来の福祉の枠を超えた幅広い分野、行政と住民の連携が必要であり、地域福祉の観点からまちをつくっていくことが重要です。



行政だけでは対応しにくくなっており、**互助・共助が重要です！**
(地域住民同士の協力)

3 計画策定の目的

地域福祉の推進には、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助・互助・共助・公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進が重要となります。

近年、高齢者や子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー等が社会問題となっており、地域での見守りが一層重要となっています。また、集中豪雨による河川の氾濫などの水害等の大規模な災害が多発しており、災害時の避難等に手助けを必要とする災害時要配慮者*に対する地域での対策が大きな課題となっています。

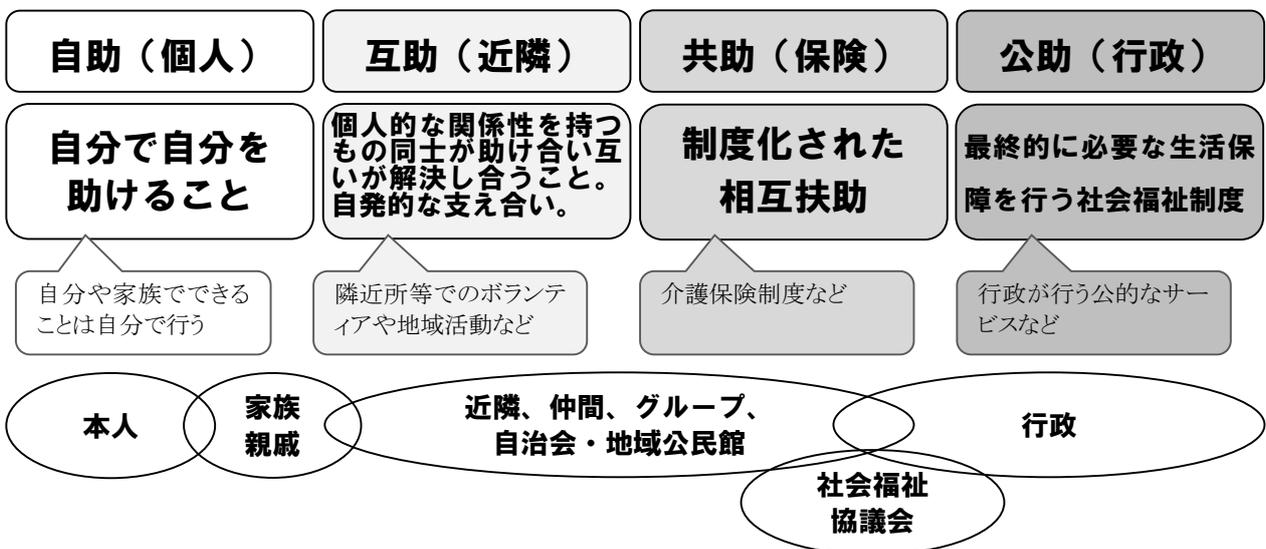
このように多様化している生活課題の解決に向けては、「公助」である公的サービスだけでなく「互助」や「共助」の役割が大きくなっています。「互助」は、地域の中でのボランティアや地域活動、「共助」は制度化された地域ぐるみの助けあいや支えあいを意味しており、これらを推進していくために行政と住民が協力することが必要不可欠となっています。

そこで大泉町・大泉町社会福祉協議会では、地域での助けあいや支えあいを進めていくために2018（平成30）年3月に「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定し、住民とともに取り組みを進めてまいりました。このたび計画期間が終了し、今後想定される新たな課題に対応していくため、2023（令和5）年に「第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定します。

なお、本計画においては、地域福祉と一体的に展開することが望ましいものとして下記の計画を一体的に策定します。

- 大泉町成年後見制度利用促進基本計画
- 大泉町再犯防止推進計画

■「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



*災害時要配慮者：災害時に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画とは、社会福祉法に基づき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる行政計画です。

■ 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、町民主体の理念のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

■社会福祉法（抄）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

5 計画の位置づけ

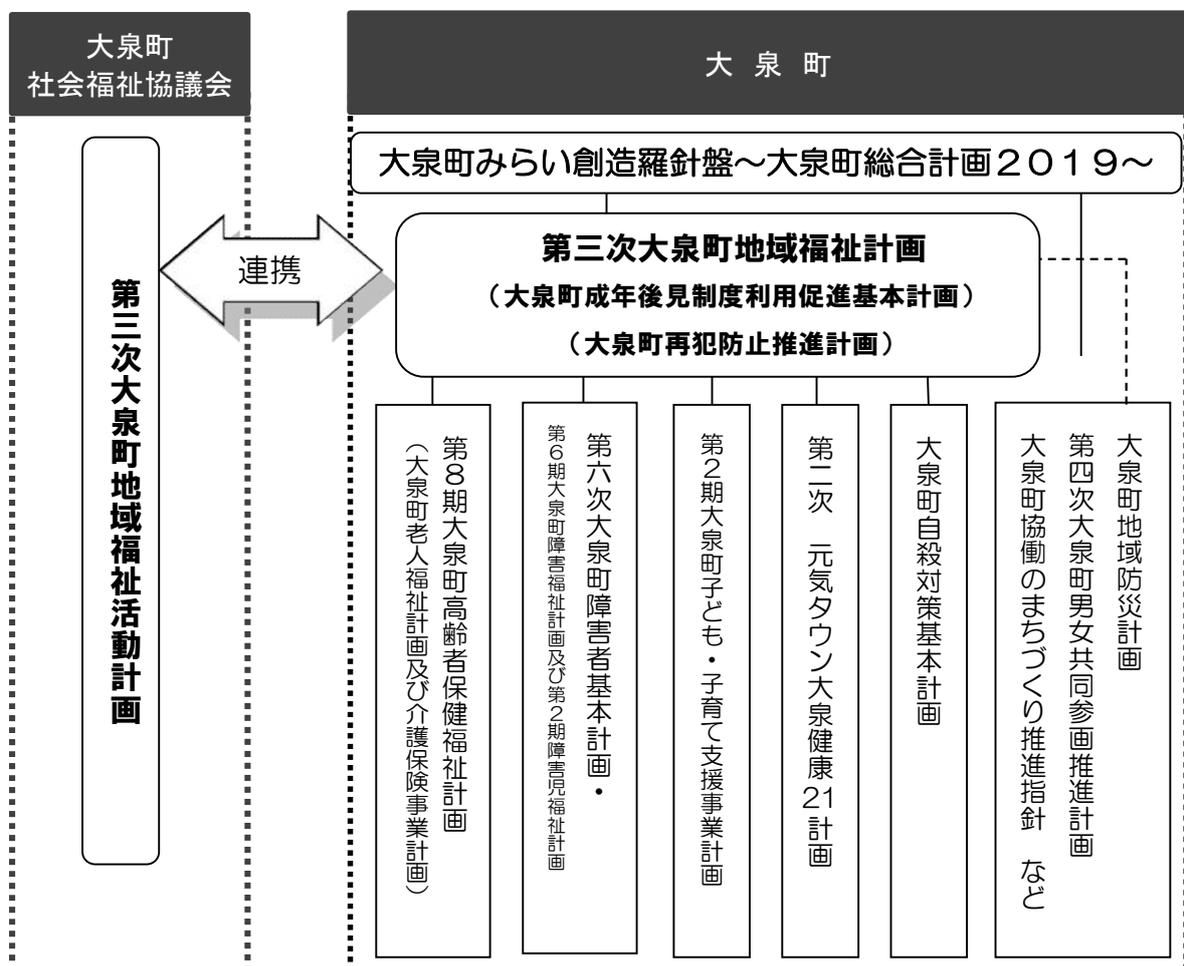
「大泉町地域福祉計画」は、町政運営の基本方針である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の部門別計画としての性格をもっています。

高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する町の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、町民主体のまちづくりや町民参加を促し、町民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、「大泉町地域福祉活動計画」は、大泉町社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、町民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO法人などが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「互助・共助」の性格をより明確にした計画です。

本町では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、町と社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に「第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」として策定しました。

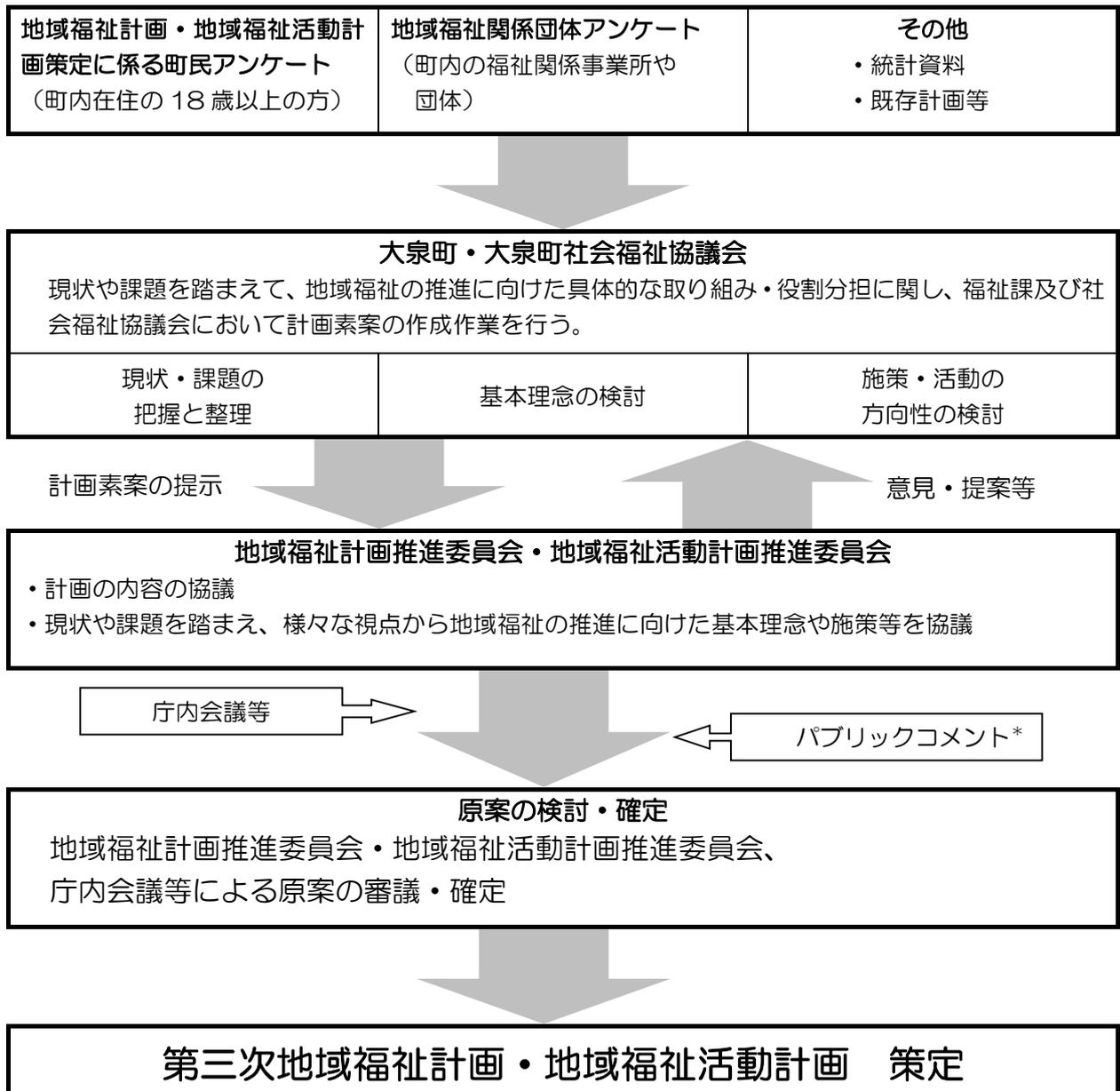
■ 計画の位置づけ



6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めます。

■計画策定体制・流れ



* **パブリックコメント**：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み

7 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

2023（令和5） 年度	2024（令和6） 年度	2025（令和7） 年度	2026（令和8） 年度	2027（令和9） 年度
第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 （大泉町成年後見制度利用促進基本計画） （大泉町再犯防止推進計画） 【2023年度～2027年度】				
第8期大泉町高齢者保健福祉計画（大泉町老人福祉計画及び介護保険事業計画） 【2021年度～2023年度】				
第六次大泉町障害者基本計画 【2021年度～2026年度】				
第6期大泉町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 【2021年度～2023年度】				
第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画 【2020年度～2024年度】				
第二元気タウン大泉健康21計画 【2014年度～2023年度】				
大泉町自殺対策基本計画 【2019年度～2023年度】				

第2章 大泉町の現状と課題

1 大泉町の概況

本町は、群馬県の東南に位置し、東は邑楽町、千代田町、西から北にかけて太田市、南は利根川を挟んで埼玉県熊谷市に隣接しています。地形は平坦で、面積は 18.03Km² となっています。また、気候は年間通じて晴天の日が多く、冬季には北関東特有の空っ風が吹きますが、天災が少なく住みやすい地域です。

昭和 30 年代から工場誘致や市街地整備を進めてきており、北関東屈指の製造品出荷額等を誇る「ものづくりのまち」としての一面を持っています。また、これらの産業の担い手として外国人住民が多く住んでおり、独自の文化が営まれています。

■大泉町の概況



① 位置：

東経 139°24'18"
北緯 36°14'52"

② 面積：18.03Km²

③ 標高：34m

④ 広ぼう：

東西 4.9Km
南北 6.3Km

⑤人口：41,624 人

⑥人口構成：

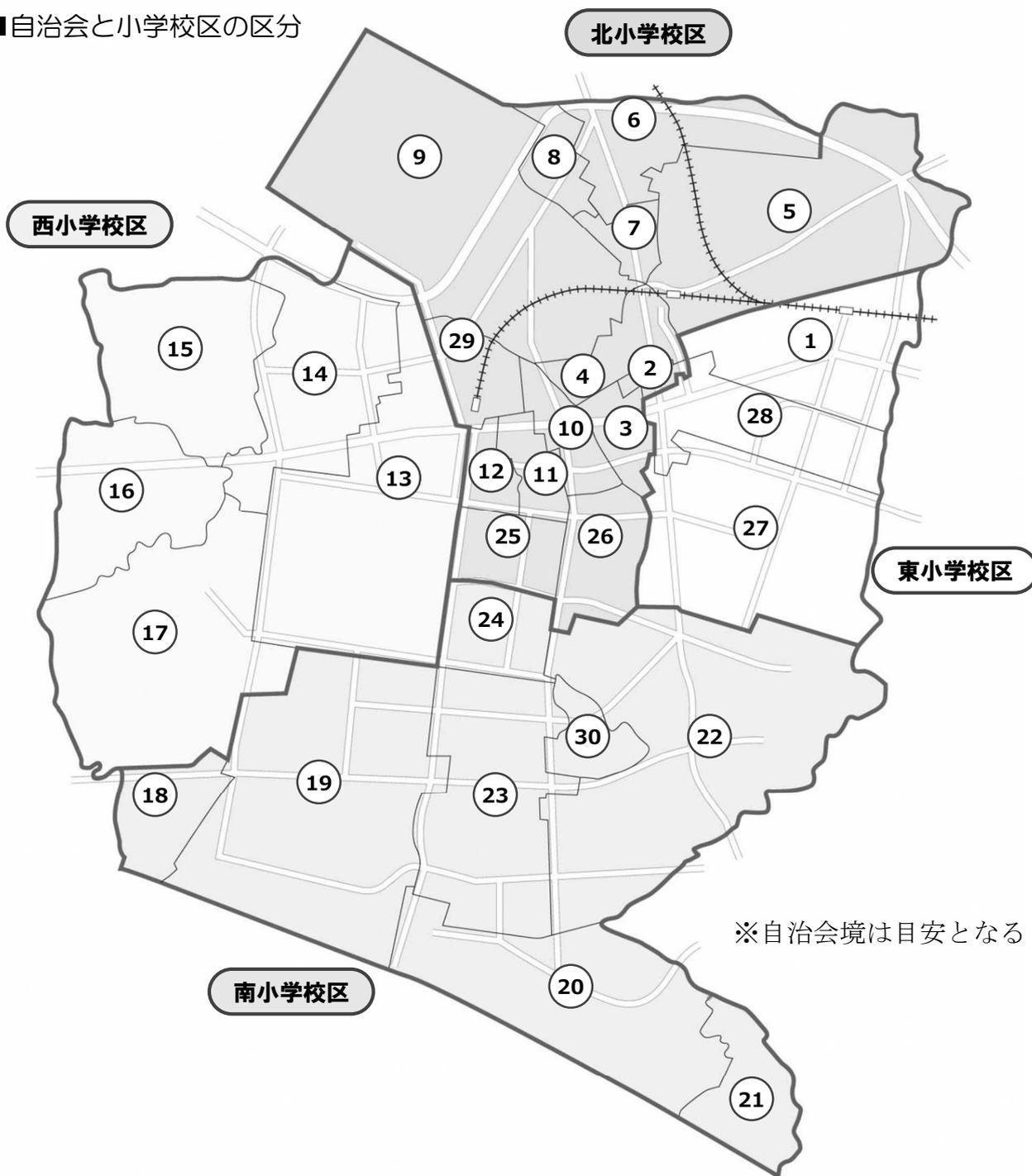
15 歳未満 12.3%
15～64 歳 64.4%
65～74 歳 12.1%
75 歳以上 11.2%

⑦外国人住民比率：18.8%

※⑤～⑦は令和 4 年 3 月 31 日現在

本町は30の自治会に分かれており、各自治会で地域活動が展開されています。また、本町の小学校区は、この自治会を基本として4つに分かれています。

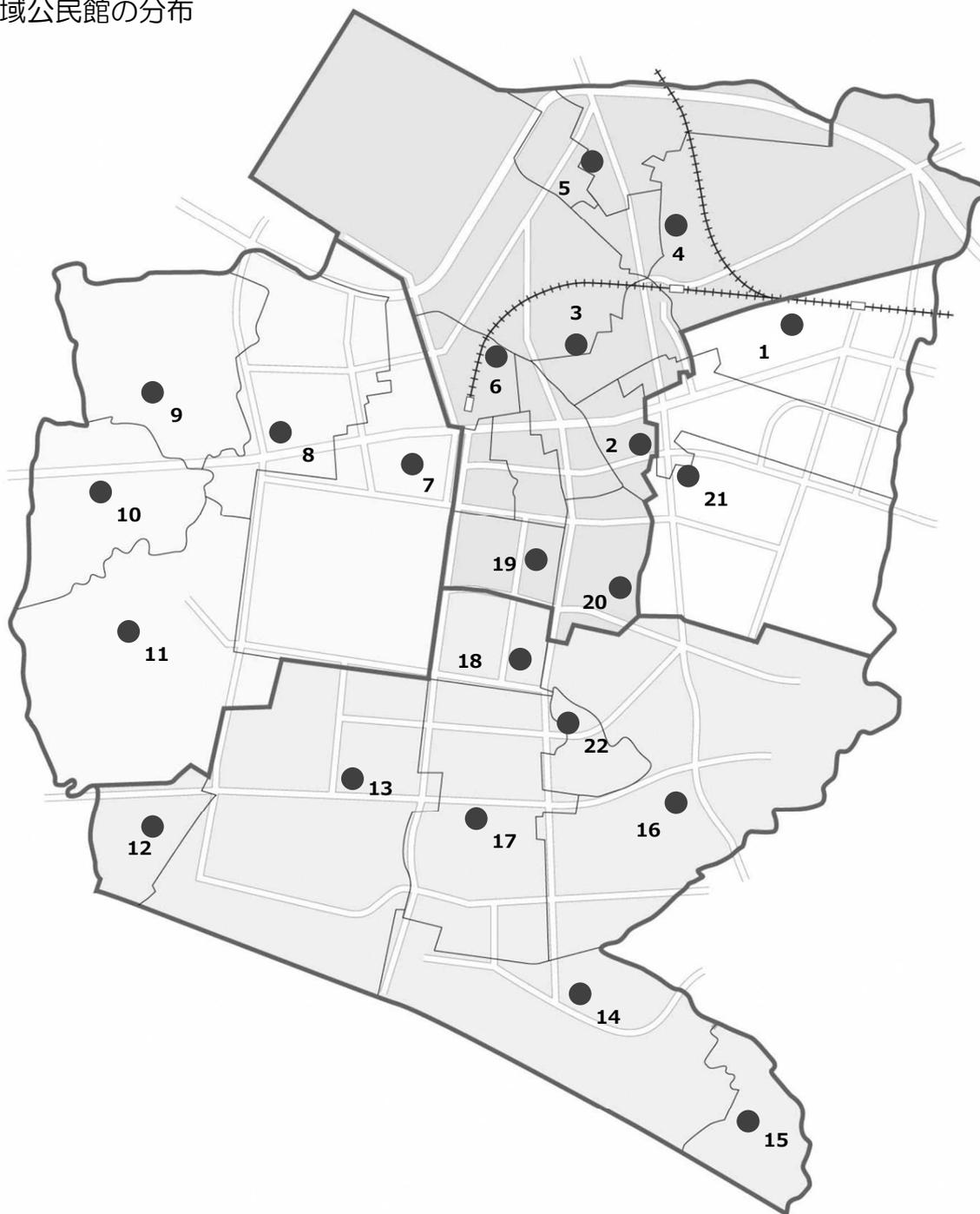
■自治会と小学校区の区分



NO	自治会名	NO	自治会名	NO	自治会名	NO	自治会名	NO	自治会名	NO	自治会名
1	東部	6	第6区	11	東松原	16	第16区	21	第21区	26	第二十六区 富士之越
2	第2区	7	第7区 えのき	12	第12区	17	第17区 寄木戸南	22	第22区	27	南部南
3	第三区	8	第8区	13	第13区	18	丘山町	23	第23区	28	第28区
4	第4区	9	第9区	14	14区	19	第19区	24	日の出町	29	西志部
5	大泉町 第5区	10	第10区 東志部	15	古氷	20	古海西	25	住吉町	30	第30区 三吉町

本町は町内には 22 箇所の地域公民館があります。地域公民館では、地域住民が主体となって、自主的な活動や生涯学習に取り組んでいます。

■地域公民館の分布

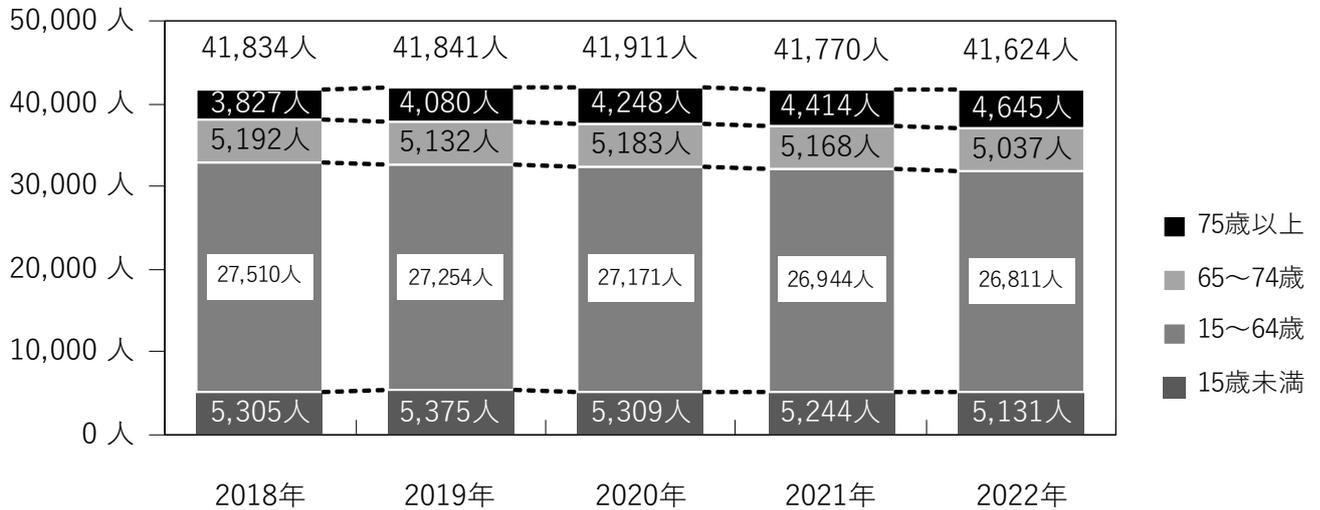


NO	公民館名	該当区	NO	公民館名	該当区	NO	公民館名	該当区	NO	公民館名	該当区
1	東部	1	7	坂田東	13	13	仙石	19	19	住吉町	25
2	中部	2・3	8	坂田西	14	14	古海西	20	20	富士之越	26
3	城部	4・9	9	古水	15	15	古海東	21	21	南部	27・28
4	第五区	5	10	寄木戸北	16	16	吉田東	22	22	三吉町	30
5	北部	6・7・8	11	寄木戸南	17	17	吉田西	23			
6	西部	10・11・12・29	12	丘山町	18	18	日の出町	24			

2 人口や世帯の状況

(1)人口の推移

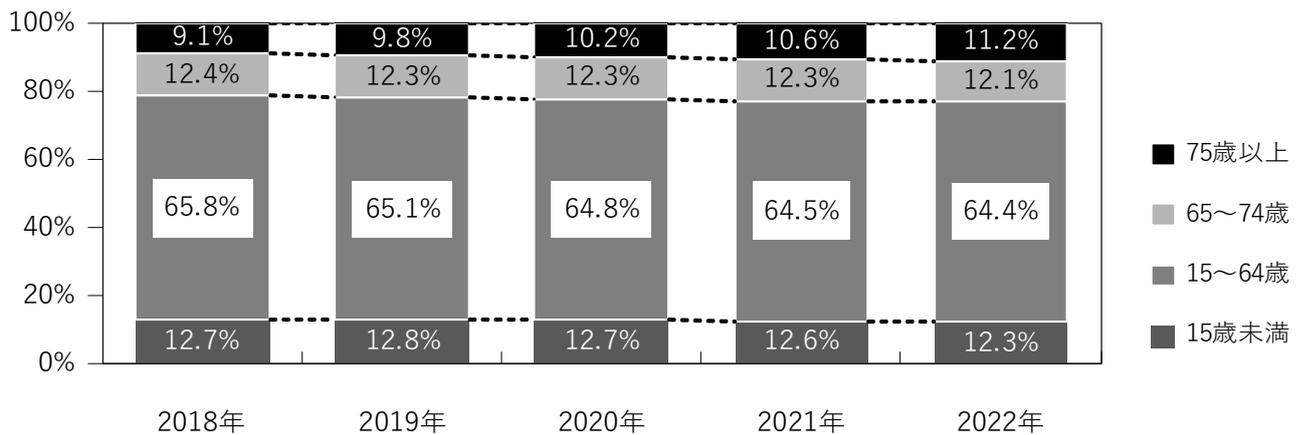
■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

本町の人口は、2018（平成30）年から2020（令和2）年までは増加、2021（令和3）年から微減しており、2022（令和4）年には41,624人となっています。

■年齢4区分の人口割合の推移

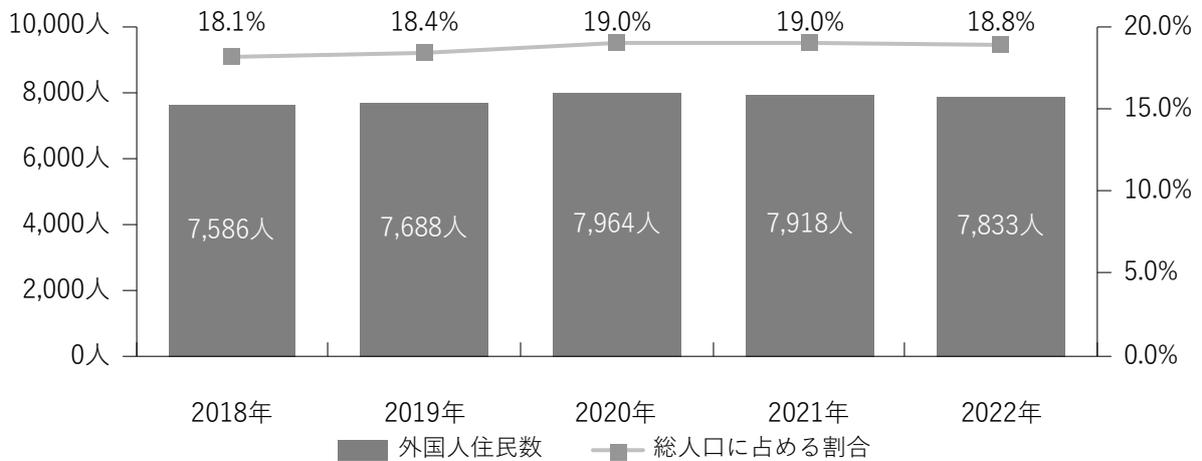


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

人口割合では、15歳未満の割合（年少人口）はほぼ横ばいの中、15～64歳の割合（生産年齢人口）は減少しているのに対して、65～74歳（前期高齢者）と75歳以上（後期高齢者）を合わせた割合は増加しているため、高齢化が進んでいることがわかります。

(2)外国人住民の推移

■外国人住民の推移

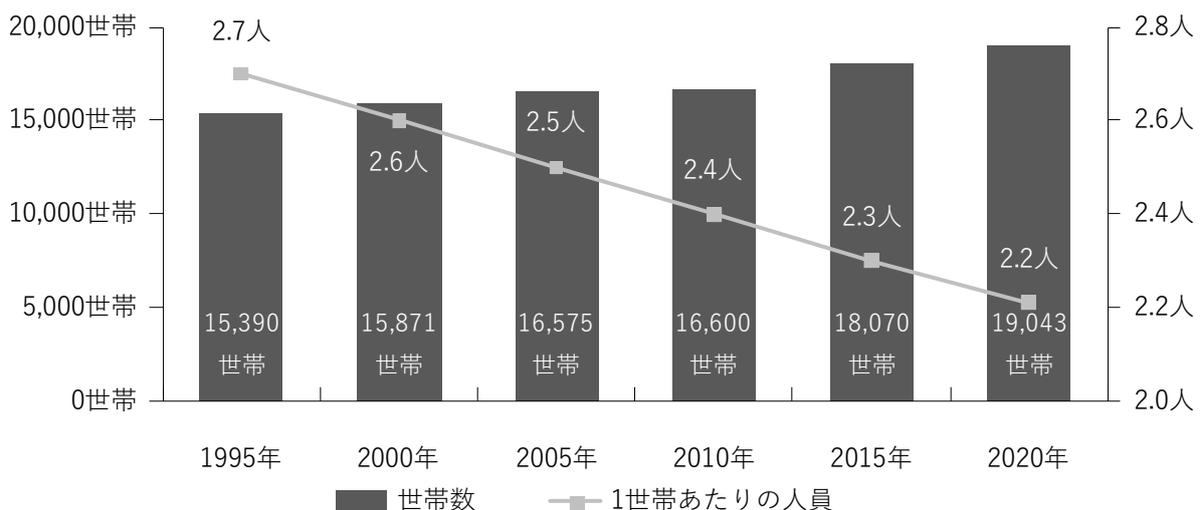


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

外国人住民は人口に増減はあるものの、総人口に占める割合は18%以上という高い水準で推移しています。

(3)世帯数の推移

■世帯数の推移



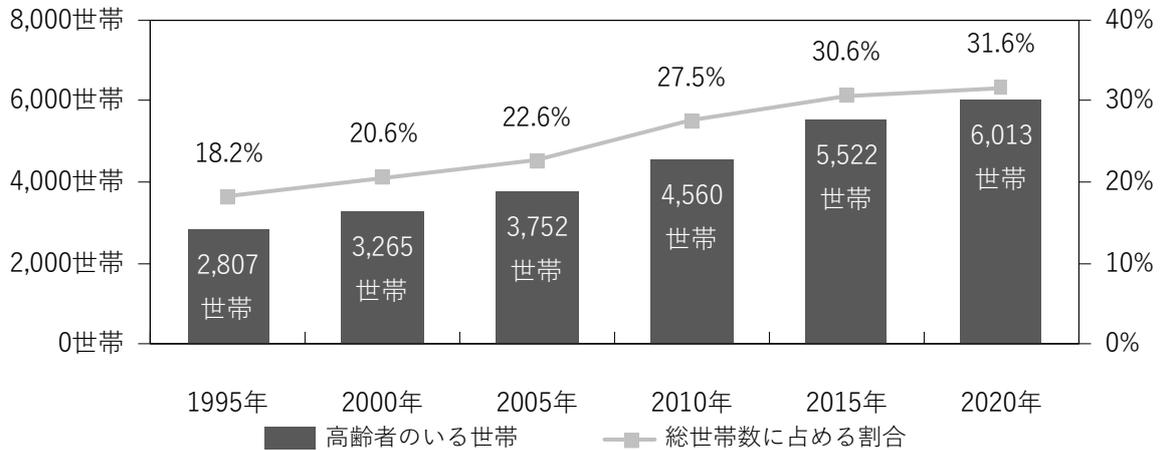
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

世帯数は、増加していますが、1世帯あたりの人員は年々減少しており、2020（令和2）年は2.2人と世帯の少人数化が進んでいます。

3 支援を必要とする町民の状況

(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯の推移

■ 高齢者のいる世帯の推移

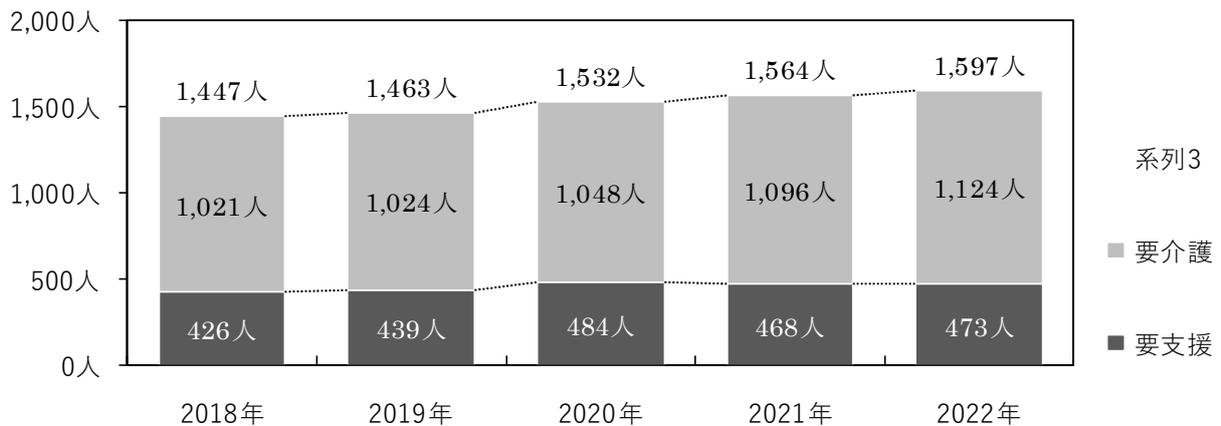


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

高齢者のいる世帯数と総世帯数に占める割合ともに増加しています。特に2010（平成22）年から2020（令和2）年までの10年間で、高齢者のいる世帯は約1,500世帯増加しています。

(2) 要支援・要介護認定者の推移

■ 要支援・要介護認定者の推移

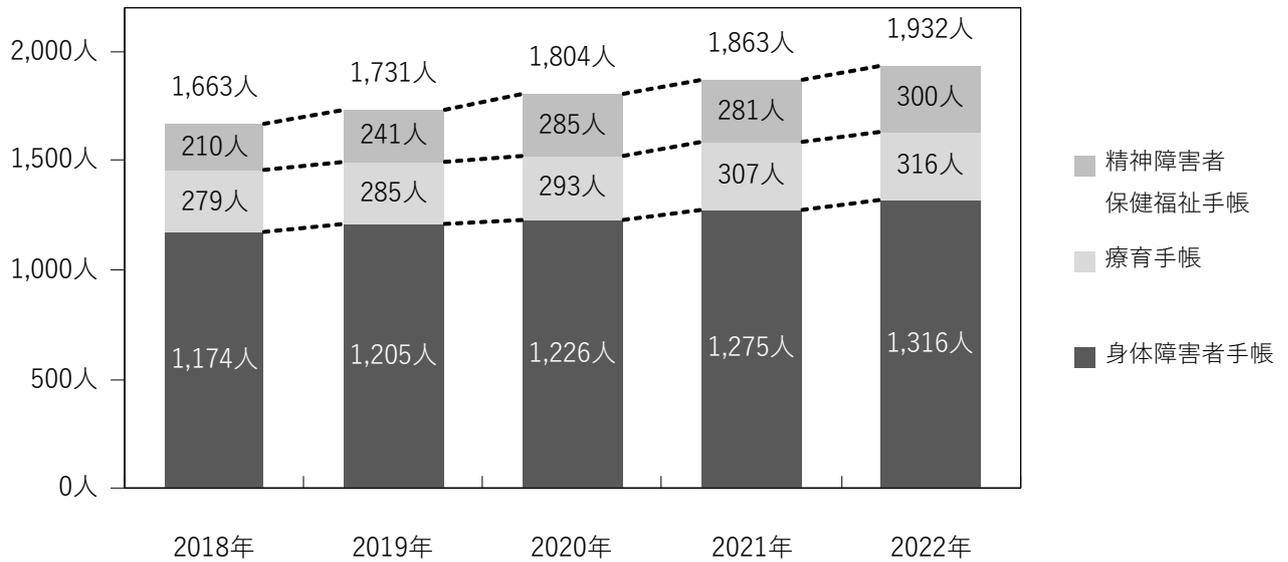


資料：高齢介護課（各年3月31日現在）

要支援と要介護を合わせた人の数は2018（平成30）年から年々増加しており、2022（令和4）年には1,597人となっています。

(3) 障害者手帳所持者数の推移

■ 障害者手帳所持者数の推移

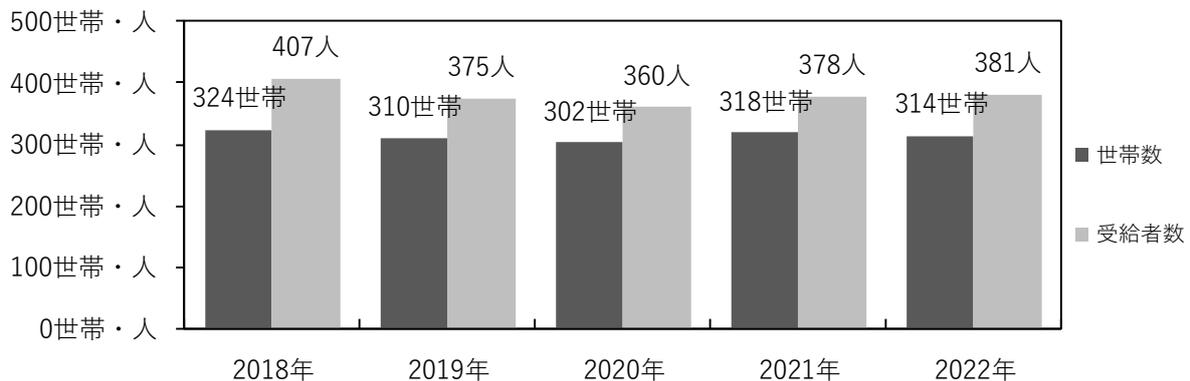


資料：福祉課（各年3月31日現在）

障害者手帳所持者数は年々増加しており、2022（令和4）年には1,932人となっています。

(4) 生活保護受給世帯及び受給者数の推移

■ 生活保護受給世帯及び受給者数の推移

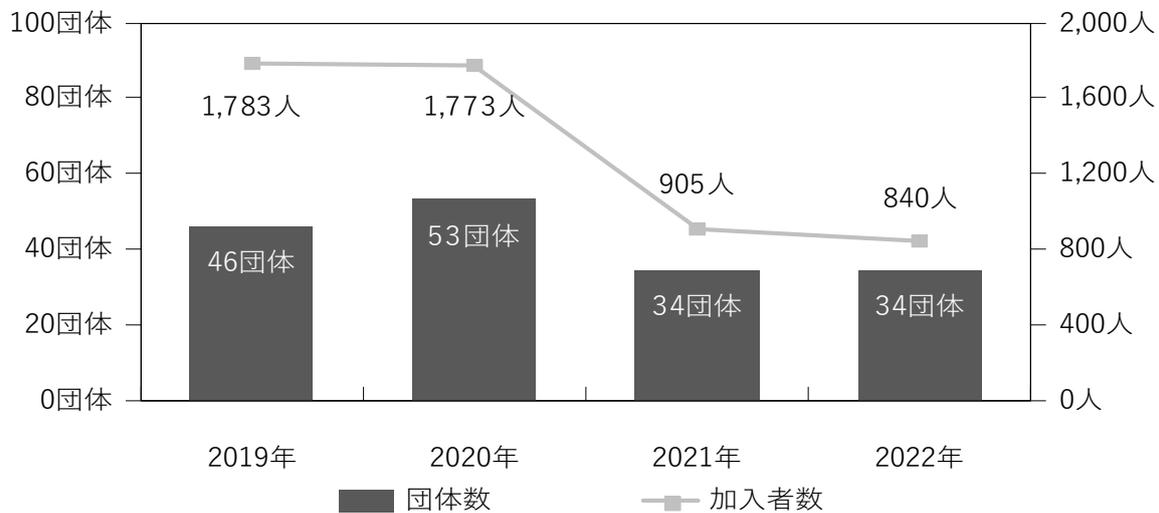


資料：福祉課（各年3月31日現在）

生活保護受給世帯数及び受給者数は2020（令和2）年までは減少していましたが、2021（令和3）年は微増しており、2022（令和4）年には314世帯、381人となっています。

(5) ボランティア団体数、加入者数の推移

■ ボランティア団体数、加入者数の推移



資料：大泉町社会福祉協議会（各年3月31日現在）

ボランティア団体数、加入者数とも、2020（令和2）年から2021（令和3）年にかけて大きく減少しており、特に加入者数については、2022（令和4）年は2019（令和元）年の半数以下まで減少しています。

4 計画策定に係る町民アンケート調査結果

平成30年度から令和4年度を計画期間とする「第二次大泉町福祉地域計画・大泉町地域福祉活動計画」についての検証および「第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」の策定に向けた基礎資料の1つとすることを目的に実施しました。

■アンケート調査の実施状況

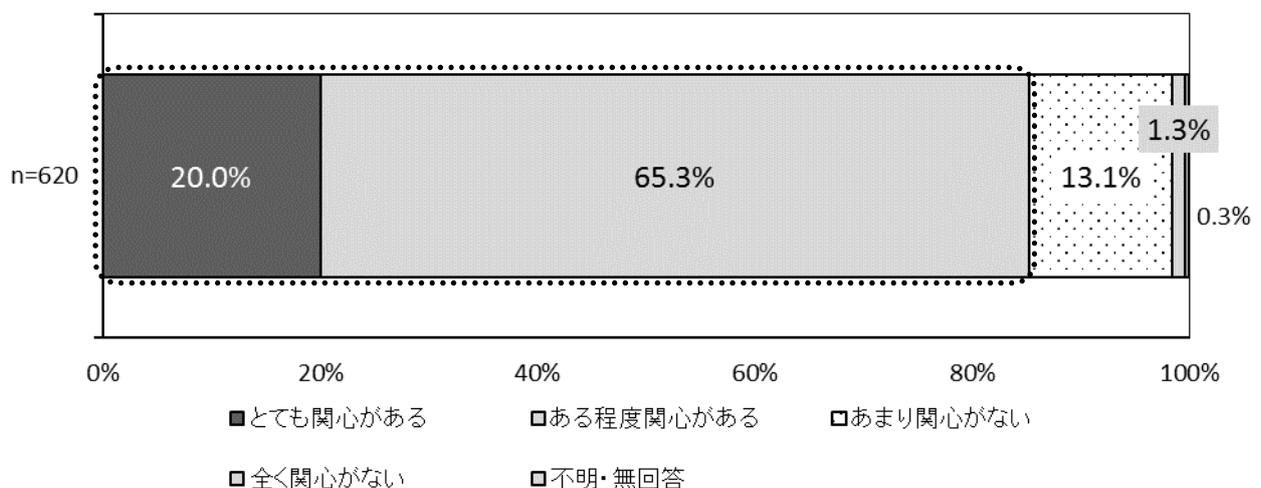
対象	町内在住の18歳以上の人から無作為に抽出した2,000人（施設入所者等は除く）
調査期間	令和3年11月1日（月）～11月22日（月）
調査方法	日本語、ポルトガル語、英語、やさしい日本語で作成した調査票を郵送し、調査票に同封した返信用封筒にて返信、または、上記の言語に対応するインターネット回答での調査。
有効発送数	1,949件
有効回答数	620件（郵送：466件 インターネット：154件）
有効回答率	31.8%

※グラフ中のn=〇〇という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

※回答結果の割合（%）はサンプル数に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

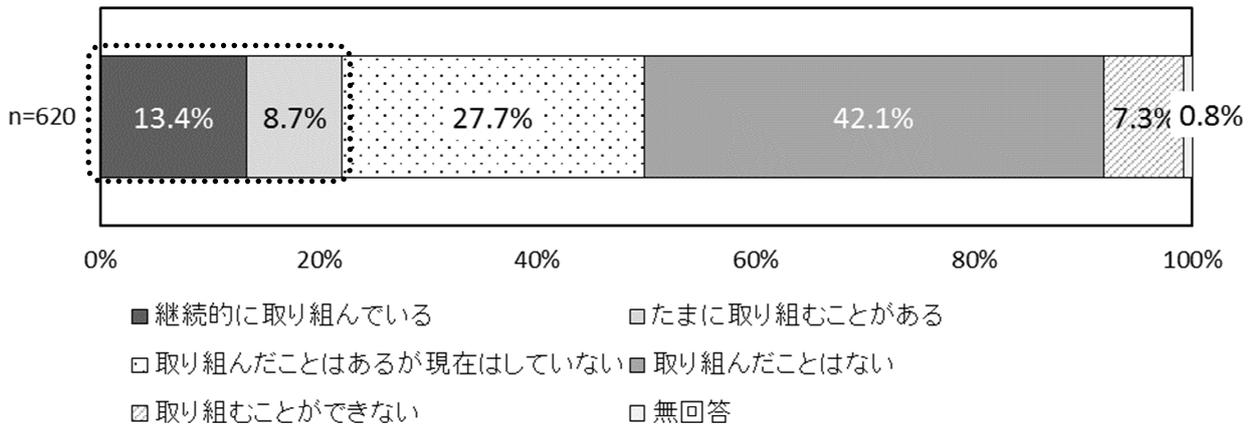
(1) 地域福祉の意識について

■あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。（ひとつだけ〇）



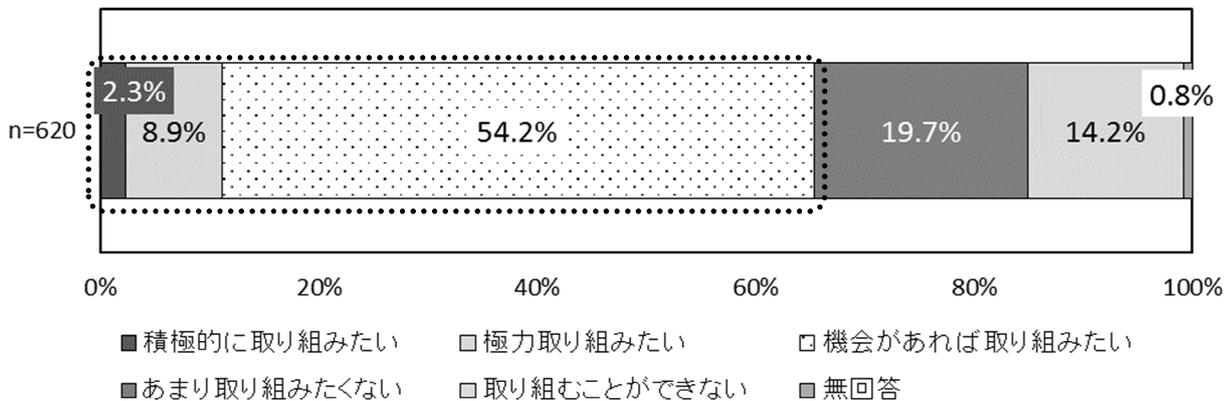
・「福祉」に「とても関心がある」及び「ある程度関心がある」と答えた人の割合は、前回計画策定時の調査より増加し、全体の85.3%を占めています。

■あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んでいますか。(ひとつだけ○)



・地域活動やボランティア活動への参加状況では、「現在、継続的に取り組んでいる」及び「たまに、取り組むことがある」と答えた人の割合は、前回調査時の23.6%より減少し22.1%となっています。

■あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか。(ひとつだけ○)



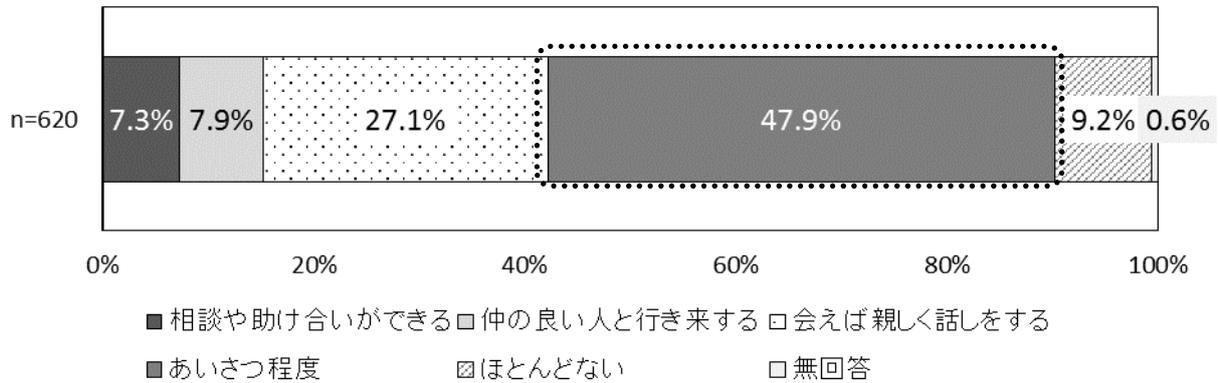
・今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等にどの程度取り組んでいきたいかでは、「積極的に、取り組んでいきたい」や「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」と答えた人の割合が前回調査時の58.1%を超えて65.4%となっています。一方で「あまり取り組みたくない」及び「取り組むことができない」と答えた人の割合は、前回調査時の34.7%より減少し33.9%となっています。

アンケート調査から見えてきたこと

町民一人ひとりの地域福祉への関心は高いものの、地域活動やボランティア活動に参加をしている人は全体の22%と少ない状況です。ただし機会があれば取り組みたいと考えている人の割合が高いことから、今後も引き続き、地域福祉への意識の醸成や地域福祉ボランティア活動へ取り組む機会の創出を推進していくことが重要です。

(2)地域との関わりについて

■あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。(ひとつだけ○)

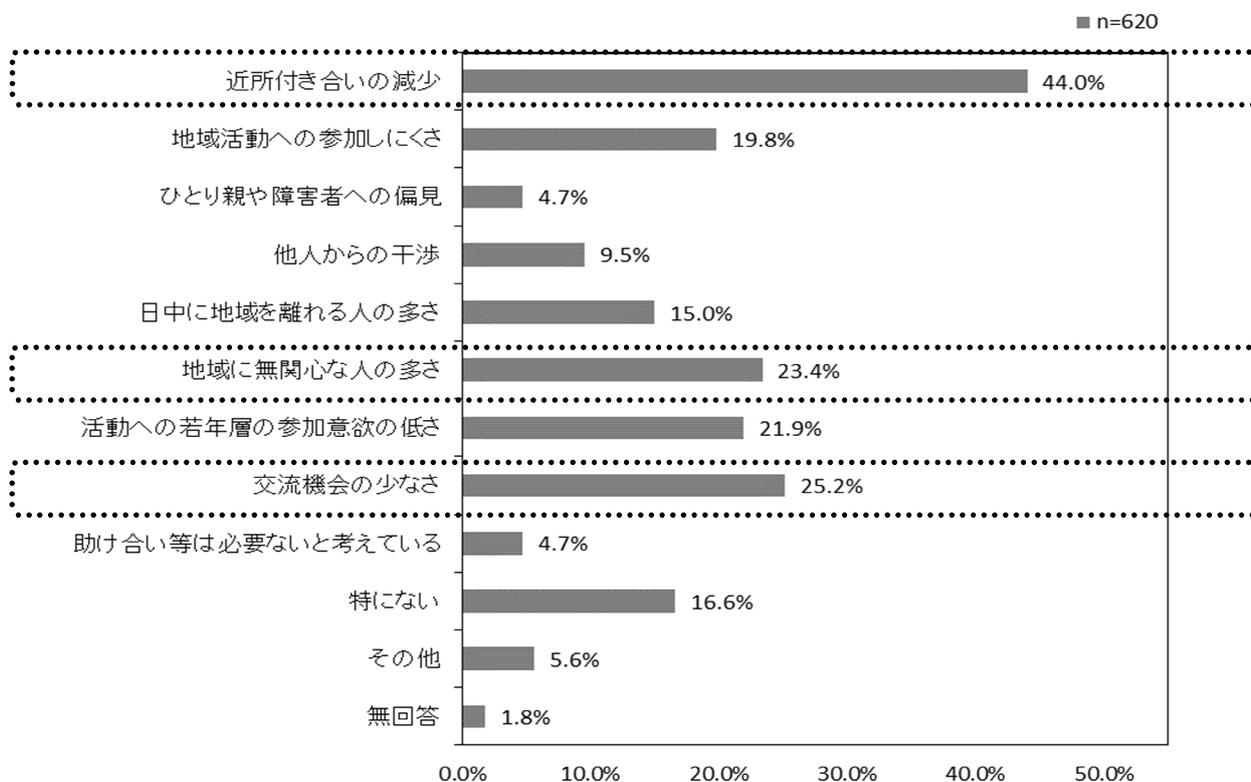


□年代別集計

単位:%	い 合いができるような付き合 困っているとき、相談や助け 合	近所の仲の良い人とよく行 き来している	会えば親しく話をする人が いる	あいさつ程度がほとんど	近所付き合いはほとんどして いない	不明・無回答
10代(n=12)	—	—	16.7	66.7	16.7	—
20代(n=52)	1.9	1.9	9.6	51.9	34.6	—
30代(n=60)	3.3	0.0	18.3	66.7	11.7	—
40代(n=97)	4.1	4.1	16.5	64.9	10.3	—
50代(n=106)	9.4	0.9	26.4	54.7	8.5	—
60代(n=139)	6.5	9.4	36.7	38.8	6.5	2.2
70代以上(n=151)	12.6	19.9	36.4	29.1	1.3	0.7

- ・近所付き合いの程度については、「あいさつ程度がほとんど」が全体で47.9%となっています。年代別で見ると、70歳以上では、「会えば親しく話をする人がいる」と答えた人の割合が最も高く、それ以外の世代では、「あいさつ程度がほとんど」と答えた人の割合が最も高くなっています。

■現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものはなんですか。（あてはあるものすべてに○）

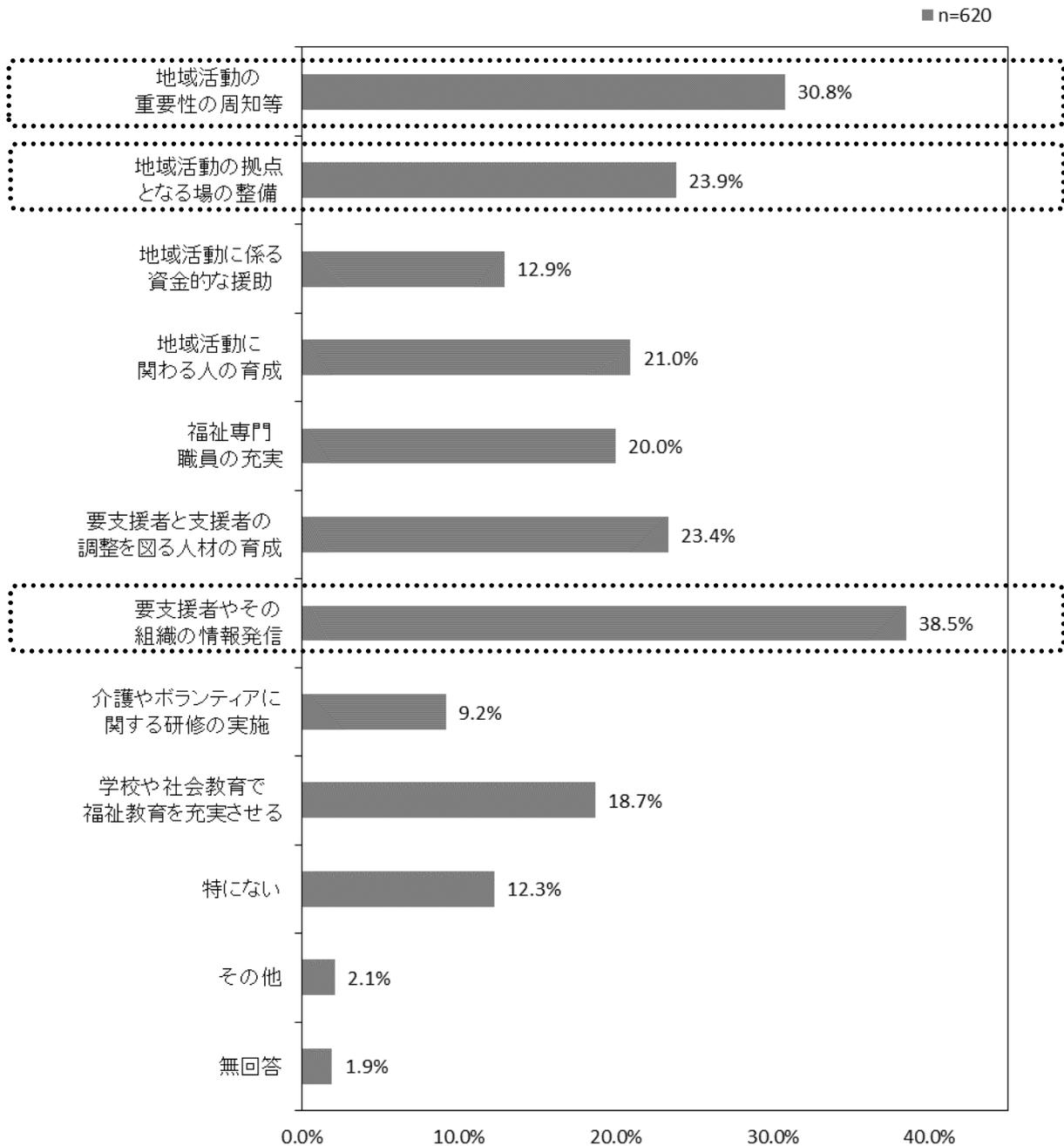


□年代別集計

単位：%	近所付き合いが減っていること	町内会・自治会の活動に参加しにくい雰囲気があること	ひとり親家庭、障害者がいる家庭などへの偏見があること	他人に干渉されプライバシーが守られないこと	日中、地域を離れている人が多いこと	地域に関心のない人が多いこと	地域活動への若い人の参加が少ないこと	地域での交流機会が少ないこと	助け合い、支え合いは必要ないと思うこと	特にない	その他	不明・無回答
10代(n=12)	25.0	16.7	16.7	16.7	25.0	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	—	—
20代(n=52)	40.4	30.8	3.8	9.6	13.5	19.2	23.1	21.2	5.8	21.2	1.9	—
30代(n=60)	30.0	30.0	3.3	10.0	20.0	21.7	13.3	33.3	8.3	21.7	10.0	—
40代(n=97)	34.0	25.8	8.2	17.5	18.6	23.7	18.6	21.6	8.2	12.4	5.2	1.0
50代(n=106)	37.7	17.9	2.8	10.4	17.0	23.6	18.9	25.5	2.8	17.0	6.6	2.8
60代(n=139)	48.2	12.9	4.3	7.2	13.7	18.7	21.6	21.6	3.6	19.4	5.8	2.9
70代以上(n=151)	59.6	15.9	4.0	5.3	10.6	30.5	29.1	29.1	2.0	12.6	5.3	2.0

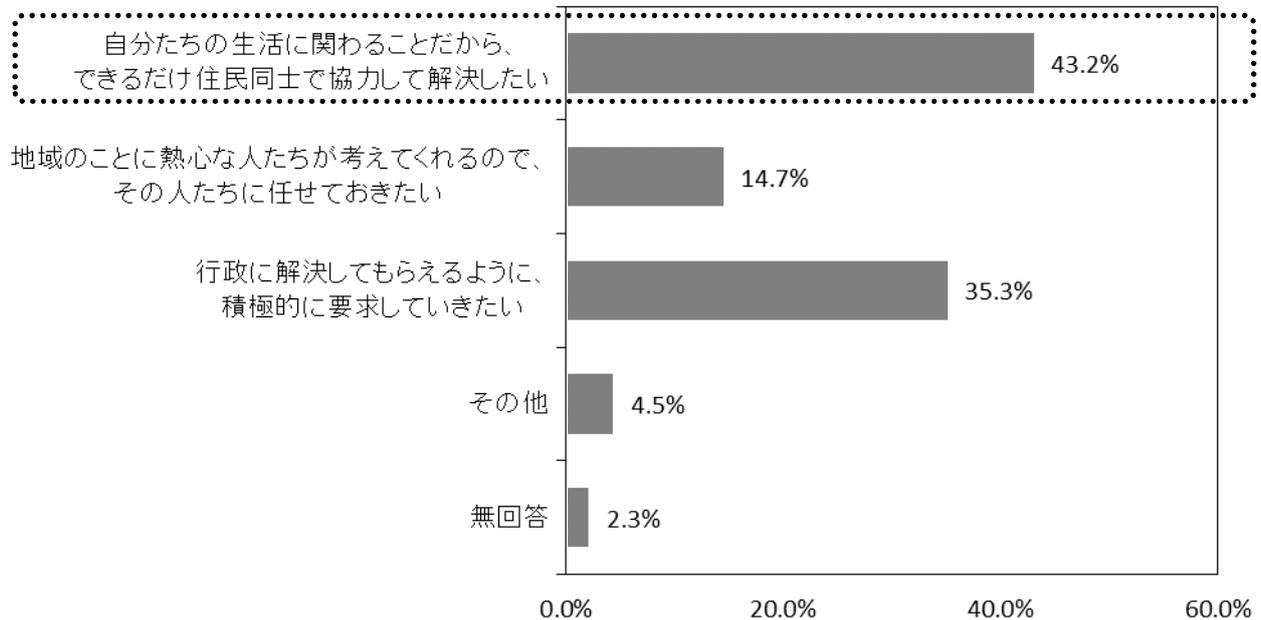
- ・現在、住んでいる地域の中で問題点・不足していると思うものについては、「近所付き合いが減っていること」、「地域活動での交流機会が少ないこと」、「地域に関心のない人が多いこと」が上位に挙がっています。なかでも、10代では「地域活動への若い人の参加が少ないこと」と答えた人の割合が最も高くなっています。

■地域における助けあい、支えあい活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。（3つまで〇）



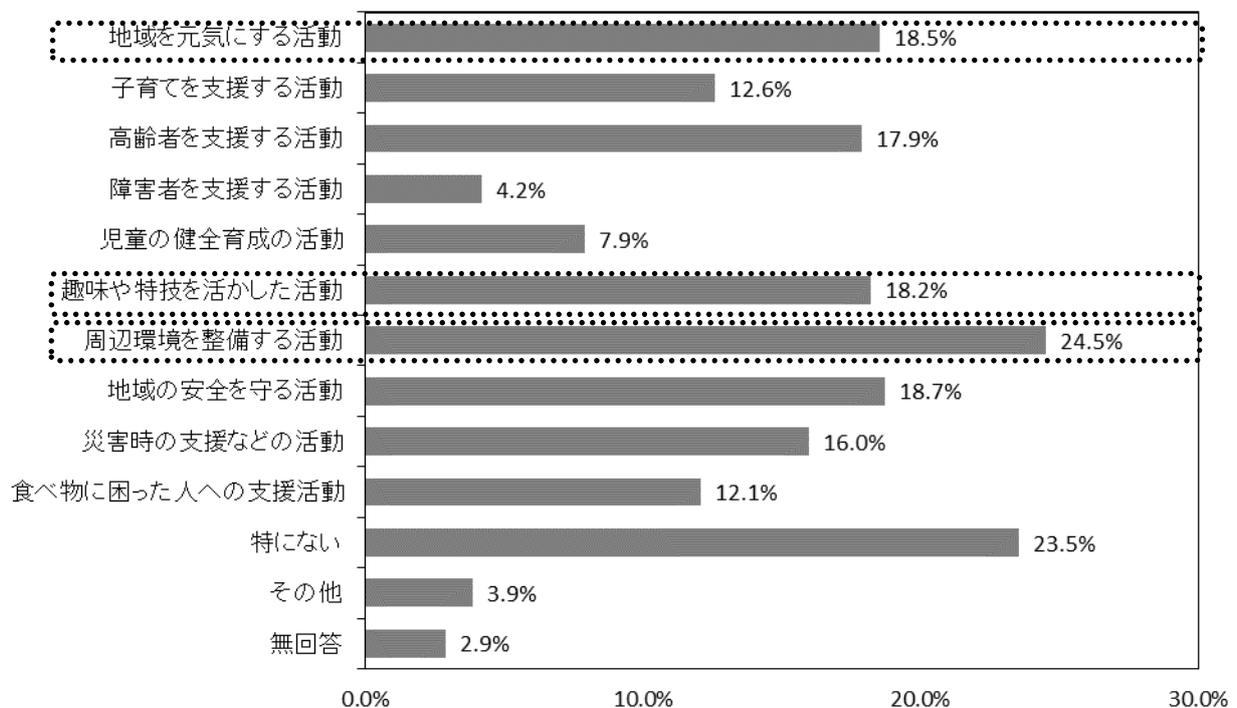
- 地域における助けあい、支えあい活動を活発にするために重要なことについては、「要支援者やその組織の情報発信」、「地域活動の重要性の周知等」、「地域活動の拠点となる場の整備」が上位に挙がっています。

■日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。（ひとつだけ○）



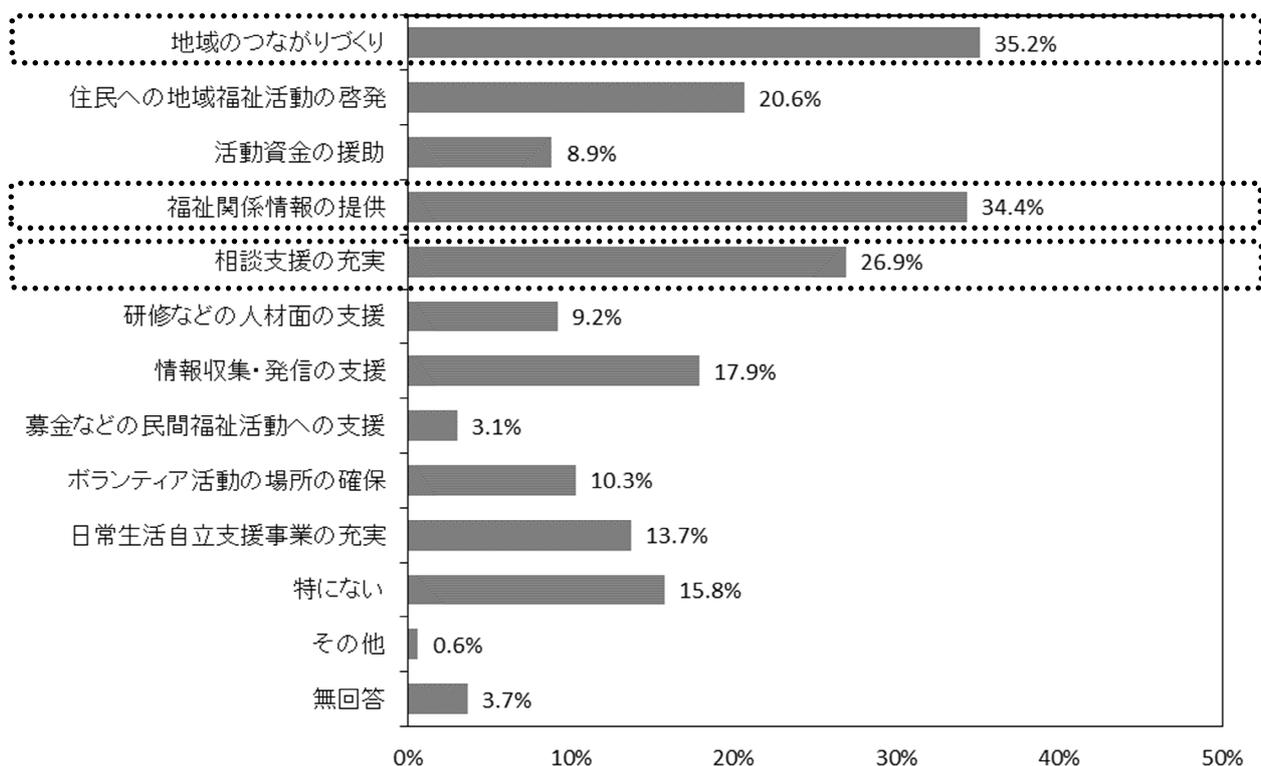
- ・日常生活の中で起こる問題に対して、解決する方法については、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が43.2%となっています。

■あなたが今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等は何ですか。（3つまで○）



- ・今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動では、「周辺環境を整備する活動」、「地域を元気にする活動」、「趣味や特技を活かした活動」が上位に挙がっています。その反面、「特にない」が全体の23.5%を占めています。

■社会福祉協議会に期待することはどんなことですか。(3つまで〇)



□年代別集計

単位:%	地域のつながりづくり	住民への地域福祉活動の啓発	活動資金の援助	福祉関係情報の提供	相談体制の充実	研修制度など、人材面の支援	情報収集・発信の支援	赤い羽根共同募金活動の実施による民間福祉活動への支援	ボランティア活動の場所の確保	日常生活自立支援事業の充実	特にない	その他	不明・無回答
10代(n=12)	33.3	16.7	8.3	25.0	0.0	0.0	16.7	0.0	25.0	25.0	41.7	0.0	0.0
20代(n=52)	28.8	9.6	19.2	17.3	21.2	7.7	28.8	3.8	13.5	13.5	21.2	0.0	1.9
30代(n=60)	31.7	6.7	15.0	20.0	33.3	5.0	20.0	3.3	11.7	6.7	25.0	0.0	1.7
40代(n=97)	27.8	17.5	7.2	40.2	27.8	11.3	23.7	2.1	15.5	12.4	15.5	1.0	2.1
50代(n=106)	34.9	20.8	8.5	38.7	36.8	6.6	15.1	1.9	9.4	16.0	10.4	0.0	0.9
60代(n=139)	35.3	25.2	7.2	38.8	23.7	15.8	16.5	2.9	7.9	17.3	13.7	1.4	3.6
70代以上(n=151)	43.7	27.8	6.0	36.4	24.5	6.6	13.2	4.6	7.3	11.9	13.9	0.7	7.9

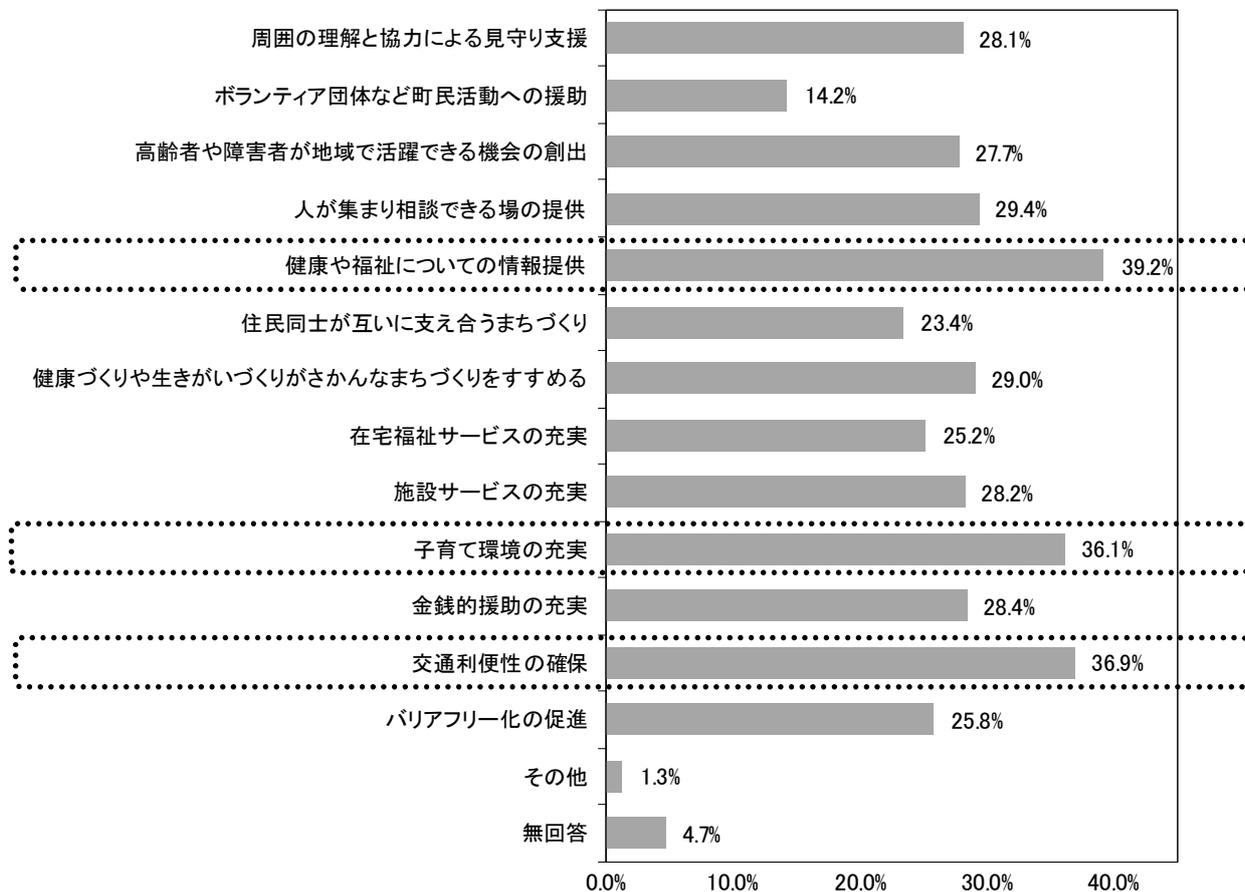
- ・社会福祉協議会に期待することでは、「地域のつながりづくり」、「福祉関係情報の提供」、「相談体制の充実」が上位に挙がっています。上位3つを年代別にみると、20代と70代以上では「地域のつながりづくり」、40代から60代まででは「福祉関係情報の提供」、30代では「相談体制の充実」と答えた人の割合が最も高い結果となっています。一方で、10代では約4割の人が「特にない」と答えています。

アンケート調査から見てきたこと

新型コロナウイルス感染症の予防のための活動自粛の影響により、地域での活動の停滞が余儀なくされました。感染症対策を徹底しつつ必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について、今後の生活様式の変化を見据えながら検討していくことが求められています。

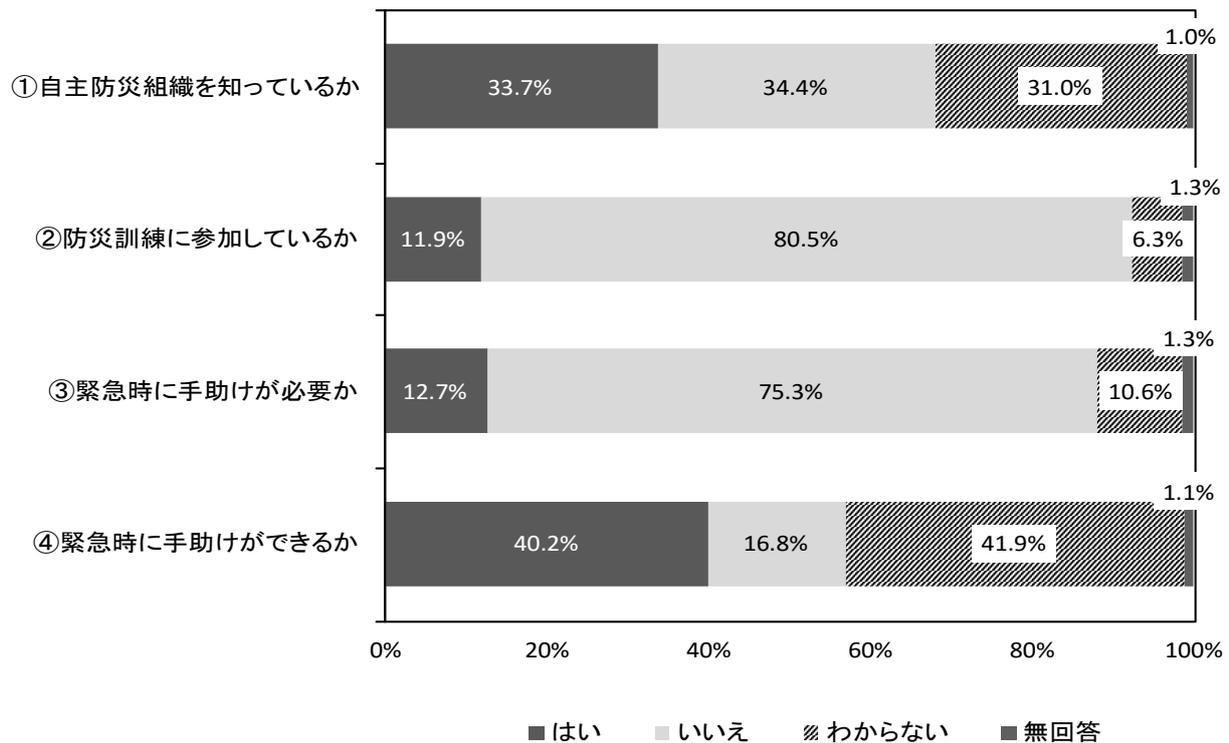
(3)生活環境・福祉サービスについて

■大泉町の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取り組みはどれですか。
 (あてはまるものすべてに○)



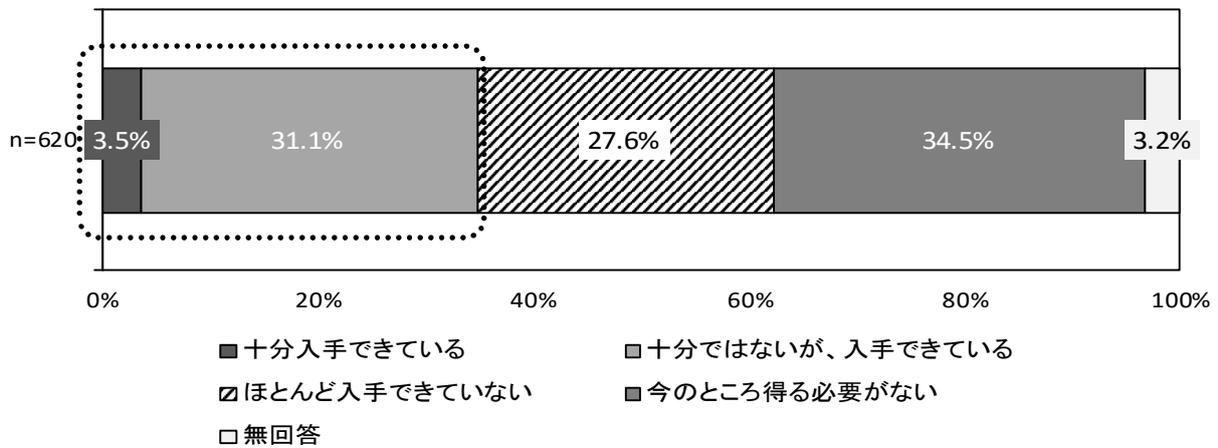
- 本町の保健福祉施策をより充実していくために、重要な取り組みとしては、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、「交通の利便性の確保をすすめる」、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が上位に挙がっています。

■あなたは防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応についてどのようにお考えですか。（それぞれひとつだけ〇）



- 【①②】 現在、住んでいる地域に自主防災組織があるのを知っているかについては、「はい」と答えた人の割合が、33.7%となっており、また、日ごろから防災訓練に参加しているかについては、「いいえ」と答えた人の割合が80.5%となっています。
- 【③④】 災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要かについては、「はい」と答えた人の割合が12.7%となっており、一方で高齢者世帯や障害者などの要支援者の避難等の手助けができるかについては、「はい」と答えた人の割合が40.2%となっています。

■あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。(ひとつだけ○)



□年代別集計

単位:%	十分入手できている	十分ではないが、 入手できている	ほとんど入手でき ていない	今のところ情報を 得る必要が無い	不明・無回答
10代(n=12)	—	—	16.7	83.3	—
20代(n=52)	1.9	9.6	34.6	53.8	—
30代(n=60)	3.3	33.3	30.0	33.3	—
40代(n=97)	4.1	25.8	30.9	36.1	3.1
50代(n=106)	3.8	28.3	34.0	32.1	1.9
60代(n=139)	3.6	37.4	26.6	30.9	1.4
70代以上(n=151)	4.0	39.1	19.9	28.5	8.6

- 自分に必要な「福祉サービス」の情報の入手は「十分入手できている」または「十分ではないが、入手できている」と答えた人の割合が34.6%であるのに対し、「ほとんど入手できていない」と答えた人の割合が27.6%となっています。
- 年代別にみると、30代と60代以上では「十分入手できている」または「十分ではないが、入手できている」と答えた人の割合が「ほとんど入手できていない」と答えた人の割合を越えていますが、その一方で、40代以下では「今のところ情報を得る必要が無い」と答えた人の割合が最も高くなっています。

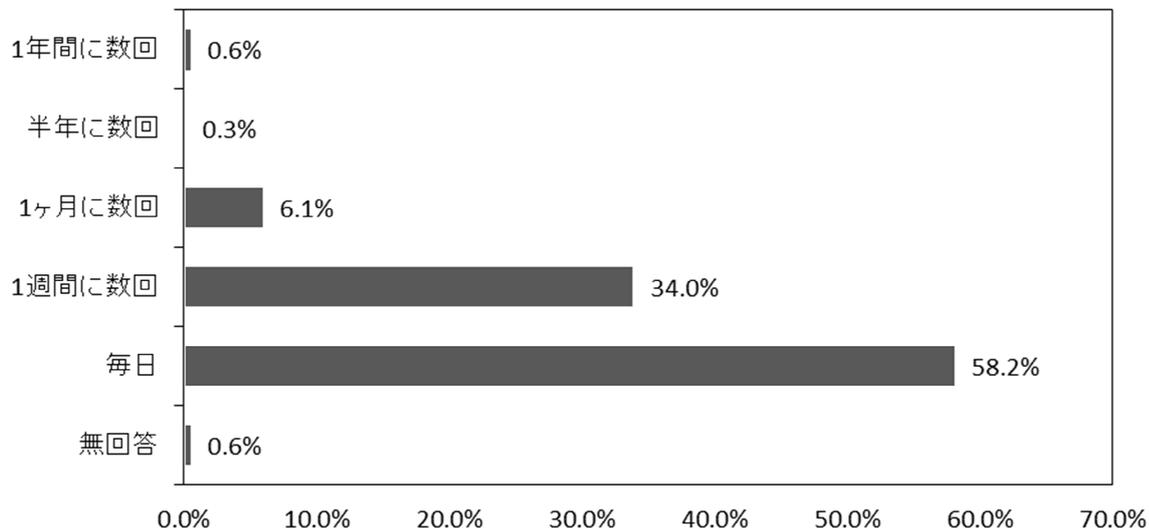
アンケート調査から見えてきたこと

災害時等における情報の共有と連携体制の強化はもちろんのこと、平常時から行政、地域、各団体が連携を密にすることで、そこに暮らす住民の困りごとを丸ごと受け止められる体制づくりが重要です。

また、必要な情報を必要な時に受け取れるような情報の発信・伝達の工夫をすることで誰一人取り残さない体制整備が求められています。

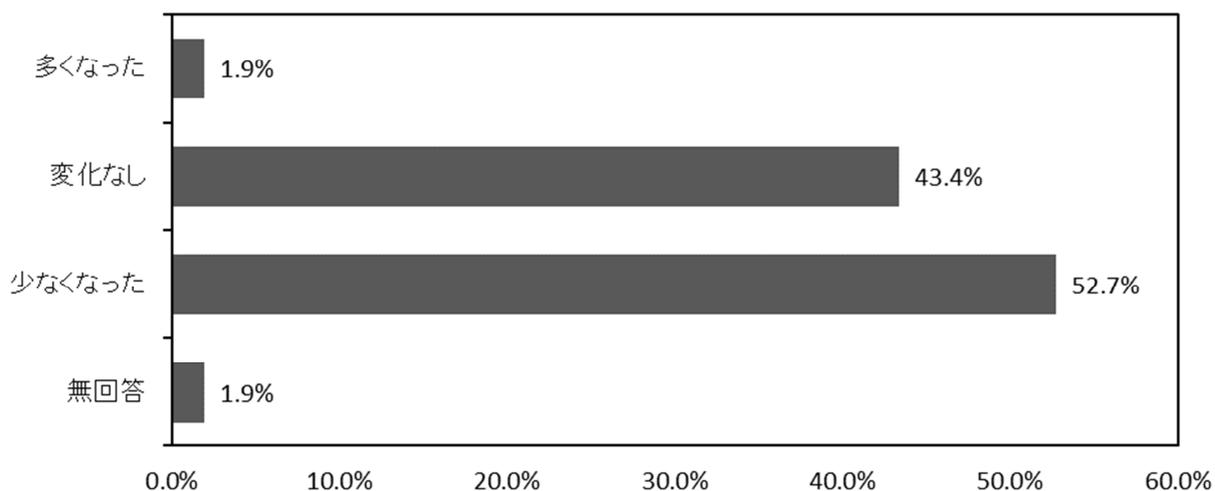
(4) コロナ禍による生活様式の変容について

- あなたが外出（散歩や買い物も含む）する頻度はどのくらいですか（ひとつだけ○）
※コロナ禍ではなく通常時の頻度をお答えください。



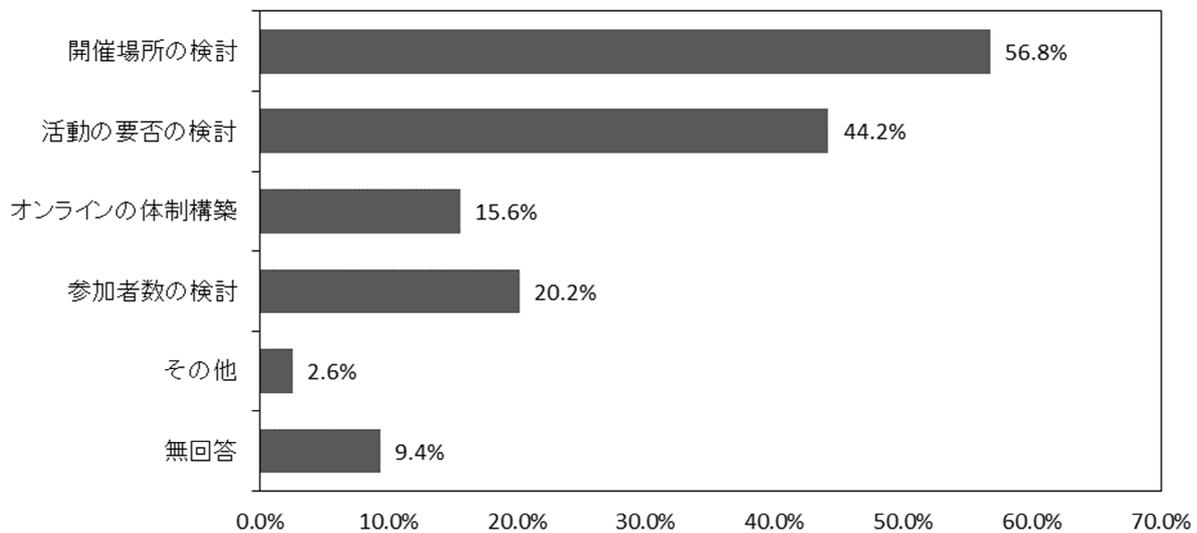
- ・コロナ禍でなく、通常時の外出頻度を伺ったところ、「毎日」が58.2%と最も高く、次いで「1週間に数回」が34.0%、「1ヶ月に数回」が6.1%となっています。

- 新型コロナウイルスにより地域との関わり合いの頻度に変化がありましたか。（ひとつだけ○）



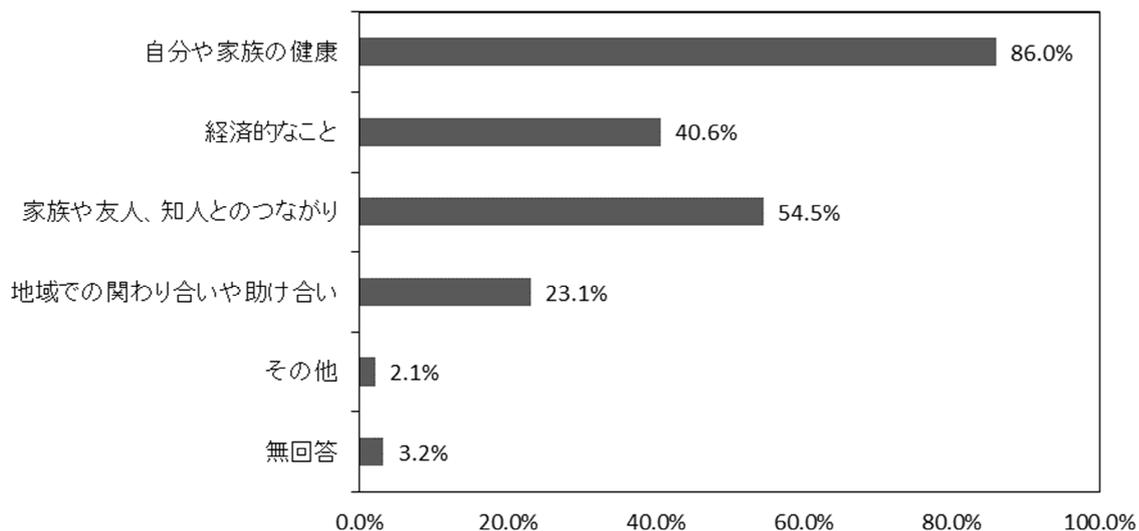
- ・関わり合いの変化についてコロナ禍以前と比べて「少なくなった」と感じている方が52.7%と最も高く、次いで「変化なし」が43.4%となっています。

■今後の地域活動を行う際には、どのような視点で取り組むべきとお考えですか（あてはまるものすべてに○）



- ・今後どのような視点で取り組むかは「開催場所の検討」が56.8%と最も高く、次いで「活動の要否の検討」が44.2%、「参加者数の検討」が20.2%となっています。

■新型コロナウイルスに伴う日々の生活の中で、あらためて大切と感じたことは何ですか（あてはまるものすべてに○）



- ・大切に感じたこととしては、「自分や家族の健康」が86.0%と最も高く、次いで「家族や友人、知人とのつながり」が54.5%、「経済的なこと」が40.6%となっています。
- ・その他の具体的な内容としては、「横のつながりのコミュニケーションは大切だと感じる」「情報共有の必要性」といった意見がありました。

アンケート調査から見えてきたこと

コロナ禍により家族・友人・地域との関わりが減ってしまったものの、その重要性を感じている人が多くいることが分かりました。

今後の地域福祉を推進していく上では、状況に左右されない、持続可能な活動を進めるための工夫をしていくことが求められています。

5 地域福祉関係団体アンケート調査結果

平成30年度から令和4年度を計画期間とする「第二次大泉町福祉地域計画・大泉町地域福祉活動計画」についての検証および「第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」の策定に向けた基礎資料の1つとすることを目的に実施しました。

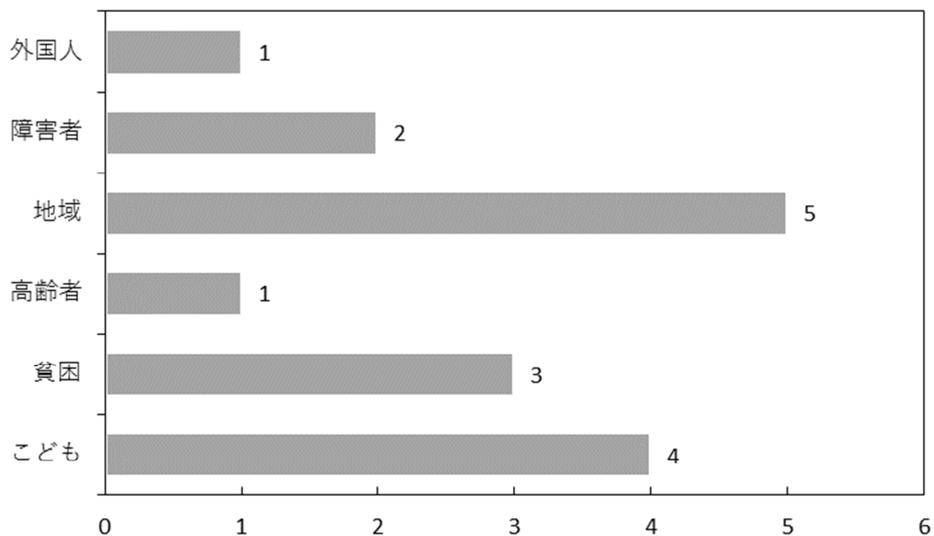
■ 関係団体アンケート調査の実施状況

対象	町内の福祉関係 13 団体
調査期間	令和4年5月2日（月）～6月10日（金）
調査方法	調査票を持参し聞き取り調査、または、メールにて調査票の返信回答での調査
対象団体数	13 件
有効回答数	13 件（聞き取り：11 件 メール：2 件）
有効回答率	100.0%

※グラフ中の n=〇〇 という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

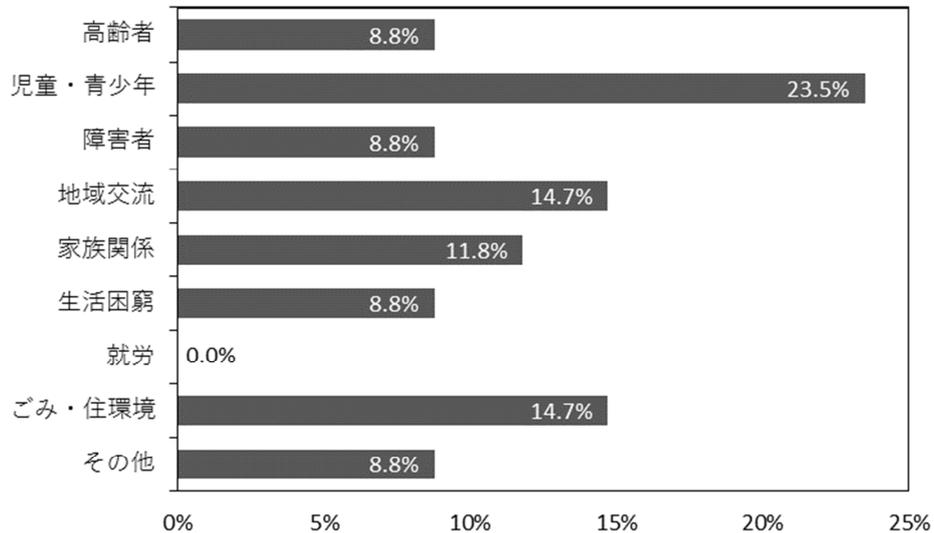
※回答結果の割合（%）はサンプル数に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

■ 貴団体について教えてください。



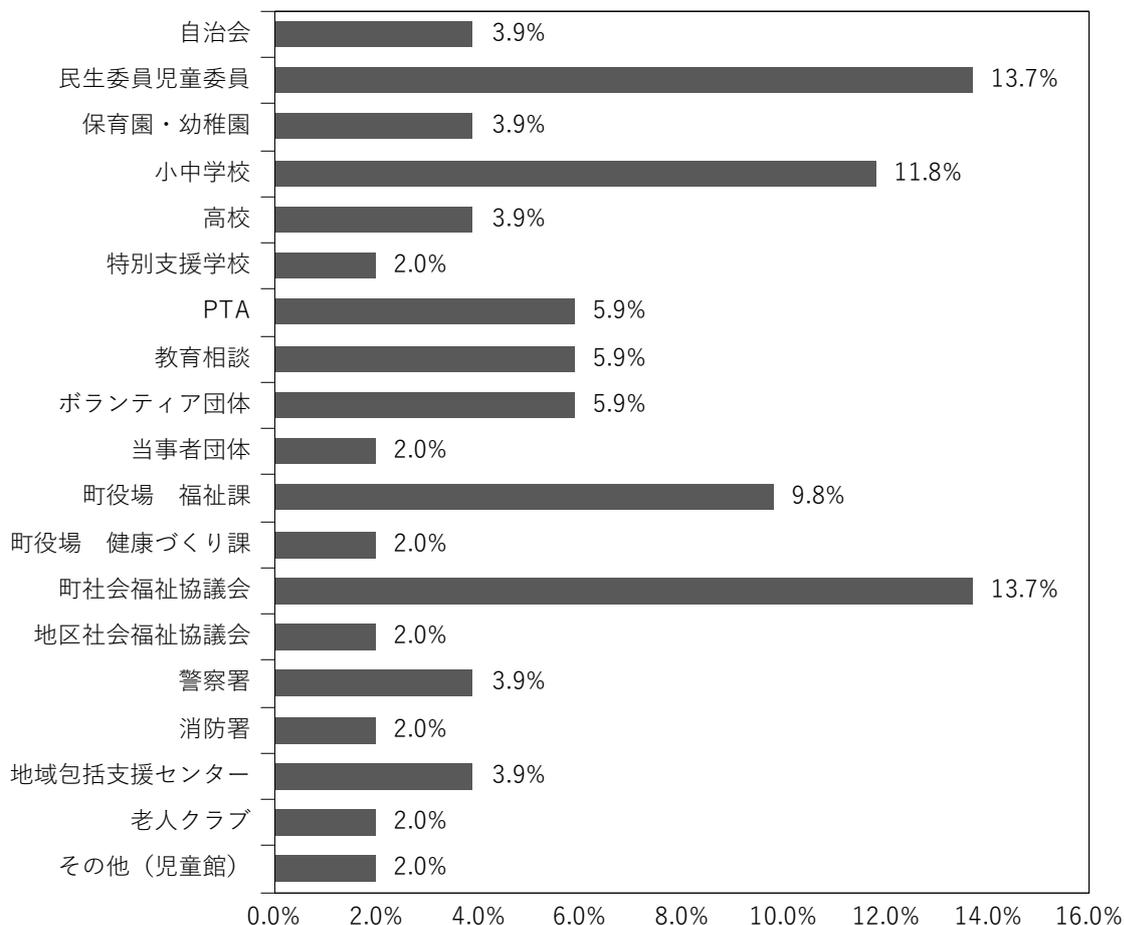
- ・町内の団体を分野別に見てみると「地域」が最も多く、次いで「こども」「貧困」に携わっている団体が多くなっています。

- 既存の行政サービスでの対応が難しいと感じた問題や地域で気になる相談や問題はどのようなものがありますか。またそれに対する新たな取り組みや活動など、解決に向けた提案がありますか。（複数回答）



- 課題を分野別に見ていくと「児童・青少年」に関する課題が23.5%と最も多く、次いで「地域交流」と「ごみ・住環境」が14.7%となっています。
- 地域で気になる問題として、「全体的にコロナ禍により交流の機会が減っていること」、「それに伴う居場所づくりの必要性を感じている」といった意見が多くありました。また分野を問わず課題に対する複雑さ多様さを実感していて、「自助・互助・共助・公助それぞれの仕組みづくりに工夫の必要性がある」といった意見がありました。
- 自由回答による解決に向けた提案では「新しい人・なり手が増えるような取り組みをしていく」「当事者の居場所づくり、またその支援をしていく」「子どもたちが福祉に触れる機会を増やす取組をしていく」「制度について利用者に分かりやすい工夫をしていく」といった意見がありました。

■今後、特に連携を強化していきたい団体や専門職がありますか。(5 つまで複数回答可)



・「民生委員児童委員」と「町社会福祉協議会」が 13.7%と最も高く、次いで「小中学校」11.8%、「町役場 福祉課」9.8%となっています。

福祉団体アンケート調査から見てきたこと

今後、福祉のまちづくりを進めていくうえで当事者の居場所づくりと当事者に携わる人・団体の連携の強化が重要となっており、地域と行政、学校と地域などさまざまな団体や機関の連携をより一層密にしていく必要があります。

さらに、そこに暮らす住民にとって住みやすい地域にするために生活環境の整備も求められています。

6 大泉町の地域福祉に関わる課題

本町の地域福祉をめぐる主な課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

■地域福祉を支える人づくり

全国的に少子高齢化や核家族化による社会的孤立、生活のあり方の多様化、人と人とのつながりの希薄化など地域に暮らす住民の生活課題は、複雑化・多様化しています。これは本町においても例外ではありません。また、町民や福祉団体へのアンケート結果は、地域のつながりづくり・居場所づくりを求める意見があげられており、地域力の希薄化、当事者（とその家族）の孤立化がうかがえます。

地域福祉を進めていくためには、町民の参加・協力が不可欠です。前回計画策定時と同様により一層の住民一人ひとり地域福祉への意識啓発が重要であり、担い手となるボランティアの育成や活動団体への支援など、人材の育成や活用を推進していく必要があります。

■活動の輪を広げる地域づくり

人々の生活スタイルや価値観の多様化、感染症への対策などから、人と人とのつながりが希薄化しており、地域生活における日常的な関わり合いやふれあいの機会がより一層減少していることがうかがえます。その一方で町民や福祉団体へのアンケート結果では、世代間や隣近所の交流、地域活動への参加の重要性を強く感じているといった意見があげられています。

今後は誰もが地域の担い手として主体的に関わりあい、支えあいながら、活動できる環境づくりが求められるとともに、状況に左右されない活動の工夫をしていく必要があります。

■必要な支援につながる仕組みづくり

困りごとの多様化・複雑化に伴い、福祉サービスを受ける人のニーズも増加・多様化しており、個々の相談体制だけでは対応困難なケースが多くなってきています。

そのため、公的な福祉サービスの量・質的な確保を図り重層的な支援を行っていくとともに、身近なセーフティネットとして地域住民による見守りや支えあいも、支援を必要とする人を支えていくために必要となってきます。

また、町民や福祉団体へのアンケート結果では、前回調査時と同様に情報提供や相談支援に対するニーズが高く、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用することができるよう、福祉に関する相談機能の強化に努めるとともに、情報提供体制についてもさまざまな発信手段を検討する必要があります。

■安全・安心・快適に暮らせる環境づくり

日頃の近所付き合いや避難訓練など、平常時に行う備えやつながりが緊急時には頼りになります。町民アンケートでは、前回調査時と同様に地域の人に手助けできることとして安否確認の声かけや緊急時の手助けなど非常時の内容が特に多くなっている一方で、平時での地域の防災訓練への参加状況は低くなっています。

今後も防災・防犯などに地域全体で取り組みながら、快適な生活環境の整備を進めるなど、地域の中で誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなで作ろう福祉の輪 おおいずみ

前回計画の「みんなで手をつなぎ、広げる笑顔の輪 おおいずみ」をベースに、人口減少や、アンケートからみえる地域とのつながりの希薄化、コロナ禍で再確認した家族・友人・地域とのつながりの重要性、関係団体アンケート結果で挙げられた地域・団体・機関との連携の大切さを「地域により多くの人がかかわっていく」ことを「みんなで」に込め、既存の取り組みを拡大しながら、新しい生活様式を取り入れ持続可能な地域をつなごうことを「作ろう福祉の輪」に込め、本計画の基本理念にしました。

さらに、アンケート結果で挙げられた地域福祉に関わる課題を整理し、「はぐくみ・つながり・ぬくもり・やすらぎ」の4つの言葉を、計画を進めていくうえでのキーワードとしました。

また、「はぐくみ・つながり・ぬくもり・やすらぎ」という異なる言葉をすべて「福祉」で表すことで、さまざまな地域課題は「すべての人の普段の暮らしの幸せ」につながっていることを表現し、計画を進めていきます。

※新しい生活様式に向けて・・・

令和2年、新型コロナウイルスの出現に伴い、感染拡大を防ぐため、「3密（密閉・密集・密接）」を避けることが求められ、各種イベントの中止や学校の休校、各施設の休館にあわせて、自粛要請が行われました。

そのような状況下においても、新型コロナウイルス感染症の感染予防を図りながら日常生活を送るため、国から「新しい生活様式」が示され、日常生活のあらゆる場面で感染防止を意識することが求められる現在、「ウイズコロナ」の中で地域での交流や見守り活動を継続できるよう、新しい形での「地域の支えあい」を町民の皆さまとともに進めていきます。

また、コロナ禍だからこそこれまで以上に情報提供体制を強化し、年代や家族構成などそれぞれのケースに配慮した情報発信に努めます。

2 基本目標

基本目標1 みんなで考え生み出す福祉(はぐくみ)

身近な地域で生じている問題は、地域のすべての人にかかわる問題であるという認識を深め、誰もが福祉に関心を持ち、問題を自ら解決していく地域づくりの実現や多くの住民が地域福祉の担い手として活躍できる地域づくりを目指します。

そのため、国籍にかかわらず子どもから大人まで、幅広い世代に対して福祉意識の醸成に努め、リーダーやコーディネーターなど地域で中心となって活躍できる人材の発掘・育成や活用を推進します。

基本目標2 みんなで広げる地域の福祉(つながり)

地域に住んでいるあらゆる住民が世代を超えてふれあい、交流することができるよう、地域活動の場の創設や機会の提供に努めるとともに、地域で行われているさまざまな活動が活発化するよう支援します。

また、地域の関係組織との連携を強化し、活動内容の情報発信や団体同士が交流できる福祉ネットワークの形成を図るなど、地域福祉推進体制の強化に努めます。

基本目標3 みんなで支え育てる福祉(ぬくもり)

町民一人ひとりが主体的かつ適切に福祉サービスを利用することができるよう、十分なサービス基盤の整備や多様なサービスの連携を強化するとともに、利用者の視点に立ち多様化する問題に対して相談支援体制・情報提供体制の充実や利用者の権利を保護する制度の普及を図ります。また、安心して暮らしていくには、見守り活動が重要となるため、さまざまな団体等による地域での支えあいの仕組みを構築します。

基本目標4 みんなで守ろう我らの福祉(やすらぎ)

誰もが安全・安心に暮らし続けられるよう、災害時を想定し、配慮を要する人の状況に合わせた防災体制の強化や地域で行う避難訓練への参加を促すとともに、防犯対策の推進による町民の防災・防犯に対する意識の醸成と地域全体の安全・安心のための住環境の整備に努めます。

さらに、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安全で快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインを意識したまちづくりを推進します。

3 持続可能な地域づくりを目指した計画

「持続可能な開発目標」SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称です。「誰一人取り残さない」社会を実現するため、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されました。持続可能な世界を実現するため平成28（2016）年から令和12（2030）年までの目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

地域福祉においても、持続可能な地域づくりは不可欠なものといえます。

17のゴールには、「すべての人に健康と福祉」をはじめ「貧困をなくそう」といった地域福祉に関わるものもあり、こうした視点を踏まえて地域福祉を進めていく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1

みんなで考え生み出す

福祉（はぐくみ）



2

みんなで広げる地域の

福祉（つながり）



3

みんなで支え育てる

福祉（ぬくもり）



4

みんなで守ろう我らの

福祉（やすらぎ）



1 地域福祉を進めるための土壌づくり

- (1) 学校や地域における福祉教育の充実
- (2) 広報・啓発活動の充実
- (3) 健康で活気のある地域づくり

2 地域を引っ張る人材の発掘と育成

- (1) 地域活動・ボランティアへの人材発掘やリーダーの育成
- (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

1 地域でのふれあい、交流の場づくり

- (1) 世代等を超えた交流の推進
- (2) 地域での交流活動の推進

2 地域活動やボランティア活動などの活性化

- (1) 地域活動やボランティア活動への支援
- (2) 地域活動組織の活性化

3 地域福祉のネットワークづくり

- (1) 多様な活動をつなぐネットワークづくり
- (2) 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動の充実

1 福祉サービスの充実

- (1) 福祉サービスの推進
- (2) 権利擁護の推進

2 相談支援・情報提供の充実

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 重層的支援体制の整備
- (3) 情報提供体制の充実

3 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり

- (1) 地域での支えあいの関係づくり
- (2) 見守り体制の充実

1 防災体制の充実

- (1) 災害時における地域防災体制づくり
- (2) 災害時要配慮者等の避難支援体制づくり

2 暮らしやすい生活環境の充実

- (1) 地域で取り組む防犯体制づくり
- (2) 快適に暮らせる環境づくり
- (3) 外出しやすいまちづくりの推進

第4章 施策の内容

基本目標 1 みんなで考え生み出す福祉（はぐくみ）



取り組み

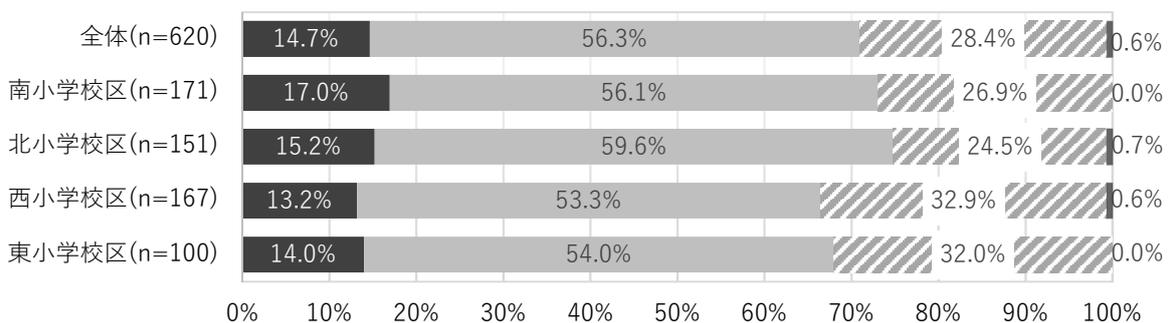
1. 地域福祉を推進するための土壌づくり

■地域活動への興味につながる福祉教育と、地域福祉に関する啓発・情報提供の充実が求められています。

地域でのつながりや支えあいの仕組みを構築していくには、身近な地域で生じている問題に対して、誰もが関心を持ち、考え、解決していく地域づくりの実現が必要です。そのためには、地域に住む一人ひとりが地域福祉について正しく理解し、意識を高め、行動につなげていくことが重要となります。特に、福祉について学ぶ機会は、あらゆる世代の人が地域福祉に興味を持ち、自らが担い手となって支えあいの仕組みに関わることにつながります。

そのため、町民一人ひとりが自分の暮らす地域や福祉活動に関心を持ち、活動につなげていくことが求められています。

【町民アンケート】「地域福祉」という言葉の認知度



■内容まで知っていた ■聞いたことはあるが、内容までは知らなかった ■知らなかった ■無回答

○町民アンケートでは、「地域福祉」という言葉の認知度について、「内容まで知っていた」が全体で14.7%となっており、「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」を含めた割合は71%となっています。

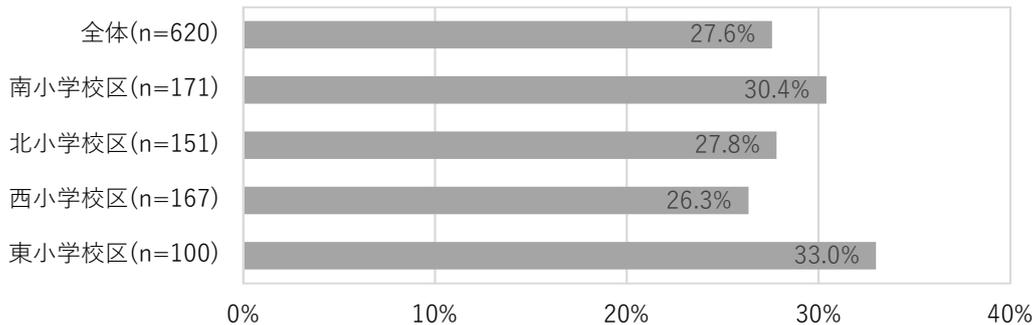
○小学校区別にみると、北小学校区で「内容まで知っていた」「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」を合わせた割合が74.8%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

■一人ひとりが地域の一員として、健やかに暮らしていくことが大切です。

全国的に少子高齢化が進行していく中で、高齢者が引き続き元気に生活することや、高齢者が地域の担い手として活躍することなど、高齢者の健康の維持の重要性が高まっています。

本町では、高齢者人口、要介護・要支援認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるため、町民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいくことが求められます。

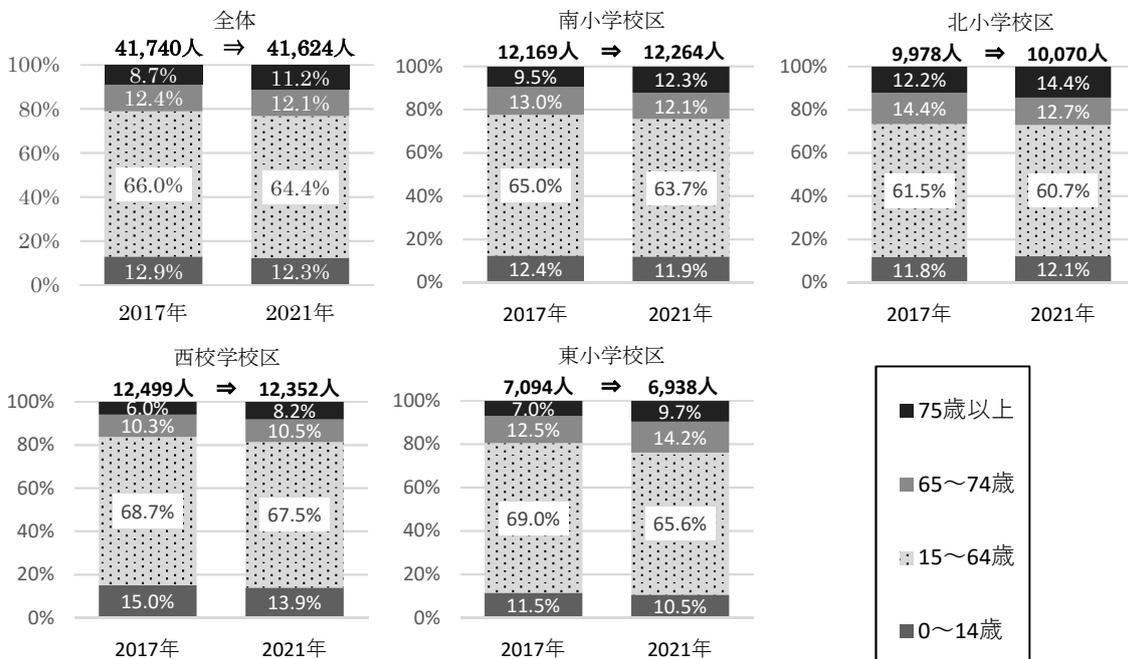
【町民アンケート】重要と考える保健福祉施策において、「健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる」と回答した人の割合



○町民アンケートでは、重要と考える保健福祉施策として、「健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる」が全体で 27.6% であり、健康づくりへのニーズが高いことがうかがえます。

○小学校区別にみると、南小学校区、東小学校区で全体の回答割合を上回っています。

小学校区別人口構成（年齢 4 区）



※各年 3 月 31 日現在

○各小学校区の 2017(平成 29)年と 2021(令和 3)年の人口を比べると、全体では減少しています。学校区別では、南小学校区・北小学校区で増加、西小学校区・東小学校区で減少しています。一方で、65 歳以上の割合はいずれの小学校区でも増加しており、特に東小学校区では 4.4 ポイント増加しています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（令和 4）年度	実績値 2022（令和 4）年度	⇒	目標値 2027（令和 9）年度
「地域福祉」という言葉を「内容まで知っていた」と回答した町民の割合	19.7%	25.0%	14.7%	⇒	25.0%
自分に必要な「福祉サービス」の情報を「ほとんど入手できていない」と回答した町民の割合	28.1%	15.0%	27.6%	⇒	15.0%
介護予防活動の団体数	18	35	19	⇒	35

★今後の取り組み

（１）学校や地域における福祉教育の充実

道徳教育や情操教育、特別活動など学校教育活動を通して、子ども同士、子どもと教師や地域の人々との連帯感を深め、心の教育の充実推進を図ります。

また、高齢者や障害者を理解し、ふれあえる機会の創出に努めます。

さらに、福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催などにより、地域におけるつながりや地域福祉の重要性について意識啓発を行います。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

○一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう。

○高齢者や障害者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

○車いす・高齢者疑似体験セットなどの貸し出しや各種講座・教室を行うなど、各学校や地域における福祉教育活動に協力します。

○社会福祉事業・福祉団体活動・ボランティア活動などの福祉活動の紹介や、講座や体験学習を推進し、地域の福祉意識の醸成を図ります。

行政で取り組むこと

○小・中学校での講演会や総合学習の授業などを通して、福祉への理解を深める機会を提供します。

○生涯学習の場の活用など、あらゆる機会を通して福祉教育や人権教育を推進します。

(2) 広報・啓発活動の充実

広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。
- 広報紙やホームページ、回覧などに目を通すように心がけましょう。
- 町や各種団体からの情報を、周囲の人や情報が行き届きにくい人にも伝え、地域のなかで情報を共有しましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 「社協だより ぼらんていあ」やホームページなどを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発に努めるとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- イベントにおいて、地域のさまざまな福祉活動の紹介や交流を行います。

行政で取り組むこと

- 「広報おおいずみ」やホームページなどを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発に努めるとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- 手話及び聴覚障害者に対する理解を広げ、手話の普及に努めます。
- 人権啓発、男女共同参画や協働のまちづくりに関する講演会・セミナーをはじめとした啓発活動を行います。
- イベントにおいて、地域福祉計画に関するコーナーを設置するなど情報発信します。

(3) 健康で活気のある地域づくり

一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康寿命の延伸を目指し、地域でみんなと実施できる健康づくりを取り組み、誰もが健康に過ごせる地域を目指します。また、人々の健康に対する意識の醸成を図ることで、病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組んでいきます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 近所で声をかけあい、定期的なけんしんを受けるように努めましょう。
- 生活習慣の見直しをし、健康管理に気をつけましょう。
- 日常に適度な運動を取り入れましょう。
- 楽しみや生きがいを持ち、心身のリフレッシュに心がけましょう。
- 身近に相談できるかかりつけ医を見つけましょう。
- 地域で健康づくりに取り組みましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 健康づくりや介護予防を推進するボランティアを育成します。
- 行政と協働し、介護予防を目的とした町民の自主的な健康づくり活動を支援します。
- 持続可能な取り組みとして、情報通信技術（ICT）を活用し、町民の自主的な健康づくり・生きがいづくりの活動を支援します。

行政で取り組むこと

- 各種けんしん、健康相談、健康教室及び予防接種などの保健事業を実施し、自分の健康は自分で守るという健康づくり意識の普及啓発に努めます。
- 「広報おおいずみ」やホームページを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。
- 心身のリフレッシュの重要性の普及や心の健康についての情報発信・啓発に努めます。
- 介護予防事業のほか、町民が気軽に取り組みやすい健康づくり活動やイベントなどを実施します。
- 休日診療や救急診療体制などの充実に努めます。
- 保健・医療・福祉の連携による障害のある児童の発達支援や、障害者へのサービスの提供体制の充実に努めます。
- 自殺の予防等において、近隣住民、自治会、民生委員児童委員等がゲートキーパーとなれるよう研修の実施や連携強化を図ります。

取り組み

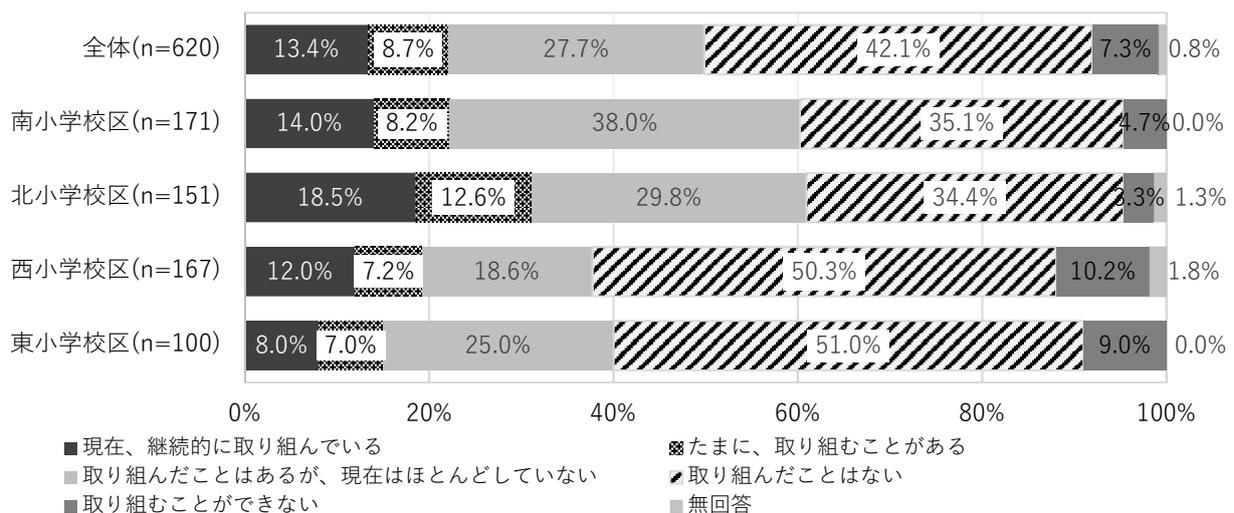
2. 地域を引っ張る人材の発掘と育成

■より多くの町民が地域福祉活動に参加していくことが求められています。

地域で活動するボランティア団体の登録者数は減少傾向であり、地域福祉活動を推進していくためには、現役世代や高齢者だけでなく、子どもや若者、子育て世帯などすべての町民が地域活動に関わって行くことが重要となります。また、地域でさまざまな活動や地域福祉活動を活性化していくためには、地域における人材やリーダーの存在が求められています。高齢者の持つ豊かな知識や経験は、地域の大切な資源であり、地域福祉活動に活かしていくことは、新たな担い手づくりに繋がる重要な取り組みとなります。

地域が主体的に活動を継続していけるように、積極的に地域活動に参加する人材の育成や確保が必要となっています。

【町民アンケート】地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する
各種の支援活動等への取り組み状況



○町民アンケートでは、地域活動などへの取り組み状況について、全体では「現在、継続的に取り組んでいる」「たまに、取り組むことがある」を合わせた割合が 22.1%である一方で、「取り組んだことはない」が 42.1%となっており、地域活動への参加を促進する必要があります。

○小学校区別にみると、北小学校区で「現在、継続的に取り組んでいる」「たまに、取り組むことがある」を合わせた割合が 31.1%と、他の小学校区に比べて高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（令和 4）年度	実績値 2022（令和 4）年度	⇒	目標値 2027（令和 9）年度
地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に「現在、継続的に取り組んでいる」と回答した町民の割合	14.5%	20.0%	13.4%	⇒	20.0%
ボランティア養成講座終了後、引き続き自主グループ活動に参加した人数の割合	28.0%	33.0%	18.2%	⇒	33.0%

★今後の取り組み

(1) 地域活動・ボランティアへの人材発掘やリーダーの育成

地域活動やボランティア活動などに参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、新たな幅広い年齢層の人材の発掘や外国人ボランティアの育成を含め、今まで身近な地域での活動にかかわる機会のなかった人にも積極的に参加してもらえる仕組みづくりを進めます。

また、地域のさまざまな知識や経験、技術を持った人を地域福祉活動に活かすことができるよう、各種団体と連携し、さまざまな経験を持った地域人材の登録、活用ができる体制づくりをさらに進めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 自分の知識や技術、趣味や経験を活かして、身近なことから始められる地域活動やボランティア活動に参加してみましょう。
- 積極的に地域行事に参加したり、進んで役員を引き受けたりするように心がけましょう。
- 子どものころから地域活動やボランティア活動を体験し地域に関心を持ちましょう。
- 地域で活躍しているリーダーや役員に協力するとともに、知識や経験を後世に繋ぎましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 各種情報媒体を通して、多種多様な人材のボランティアセンターへの登録を促します。
- 地域で活躍するボランティア活動のリーダー育成に努めます。
- 福祉活動へのきっかけづくりとなるボランティア体験の場をつくりまします。

行政で取り組むこと

- 町民の豊かな知識や経験、技術を有する人材を登録し、その情報を充実させるとともに、地域活動に活かす場を設けます。
- 子どものころから地域で活躍するリーダーの育成を目指します。
- 「文化の通訳*登録制度」を活用し、地域で活躍する外国人ボランティアを育成します。

*文化の通訳：日本での生活や習慣、文化などを身近な人たちに伝えていく外国籍の町民の登録制度

(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートを行います。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 自分の住む地域でどのようなボランティア活動が行われているか調べてみましょう。
- 地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。
- 自分に合った地域活動やボランティアに参加しましょう。
- 隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- さまざまな機会を通して、ボランティアセンターの取り組みや活動内容について周知を図ります。
- ボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録・紹介・斡旋など機能の充実を図ります。
- SNS*等を活用して、ボランティア受け入れ体制を強化し、ボランティアコーディネート機能の充実を図ります。
- ボランティア同士の交流や情報交換などの機能の充実を図ります。

行政で取り組むこと

- ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図るとともに、ボランティアセンターとの連携体制の充実を図ります。

* SNS：ソーシャルネットワークサービスの略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと



取り組み

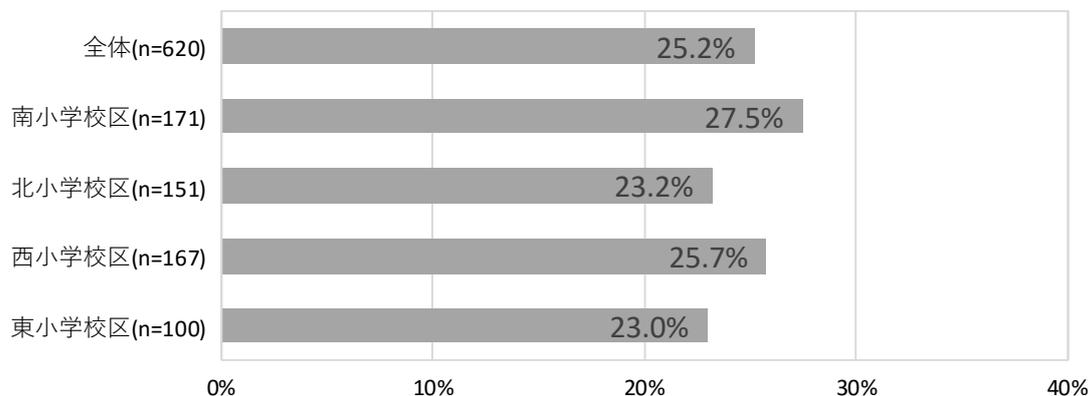
1. 地域でのふれあい、交流の場づくり

■世代や国籍を超え、あらゆる町民が交流できる場を創ることが重要となります。

地域においてさまざまな人と交流することは、町や地域への愛着心を高めるとともに、地域の中で課題を抱えた人が孤立せずに、支援に結びつくことにつながります。また、外国人住民に対しても、地域の情報を提供し、交流を深めていくことにより孤立を防止することにつながります。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、地域との関わり合いの頻度が少なくなったと感じる人が多かった今、子どもから高齢者まで、地域に住んでいるさまざまな人が世代を超えてふれあうことで、停滞している地域での活動が活性化し、地域のつながりが強まっていくことが期待されます。そのため、世代や国籍を超え、あらゆる町民が交流できる場をつくることが重要となります。

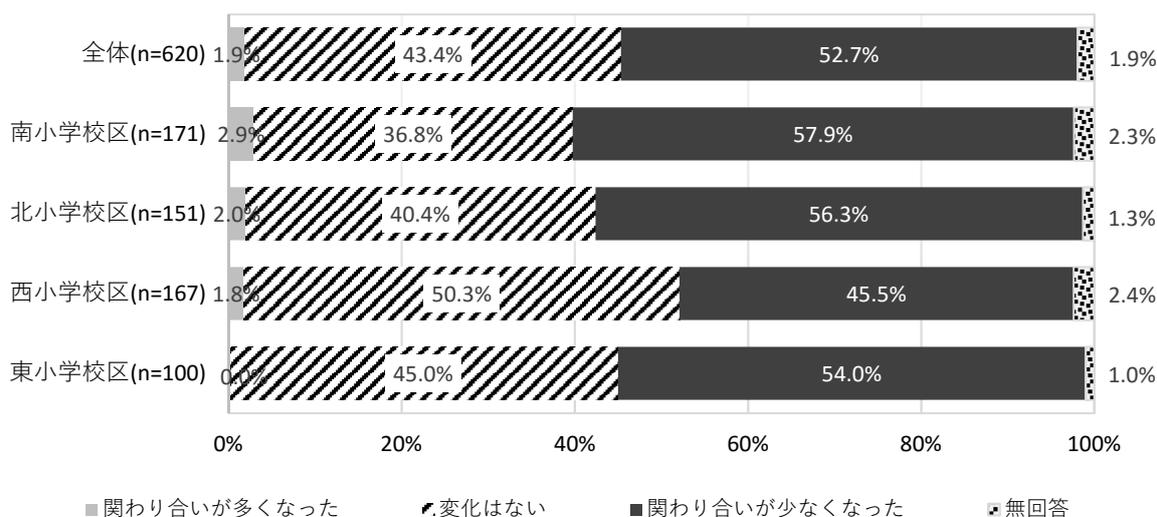
【町民アンケート】住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うことについて、「地域での交流機会が少ないこと」を回答した人の割合



○町民アンケートでは、住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うことについて、「地域での交流機会が少ないこと」が25.2%と、何らかの形で地域とかかわりを持ちたいと考えている人が一定数いることがうかがえます。

○小学校区別にみると、南小学校区と西小学校区で全体の回答割合を上回っています。

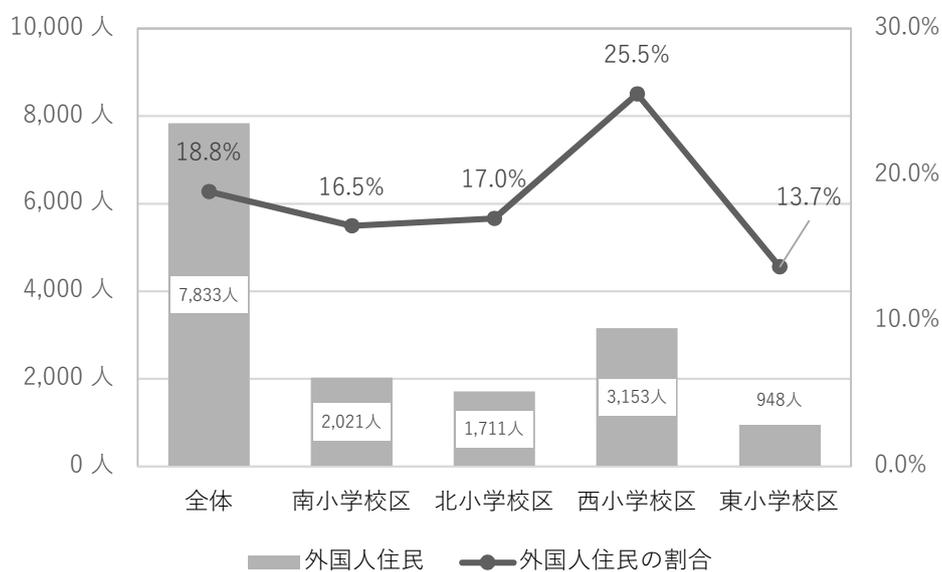
【町民アンケート】新型コロナウイルスにより地域との関わり合いの頻度の変化



○町民アンケートでは、新型コロナウイルスにより地域との関わり合いの頻度の変化について、「関わり合いが少なくなった」が52.7%となっています。

○小学校区別にみると、南小学校区で「関わり合いが少なくなった」の割合が57.9%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

小学校区別外国人住民の割合



※平成29年3月31日現在

○各小学校区の外国人住民の割合を比べると、西小学校区では25.5%と他の小学校区に比べて高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（令和 4）年度	実績値 2022（令和 4）年度	⇒	目標値 2027令和 9）年度
ふだん近所の人との付き合いで、「近所付き合いはほとんどしていない」と回答した町民の割合	6.7%	5.0%	9.2%	⇒	5.0%
コミュニティ活動や地域の課題などについて、身近な地域での情報共有の場が「ある」と回答した町民の割合	35.4%	45.0%	12.9%	⇒	45.0%

★今後の取り組み

（１）世代等を超えた交流の推進

地域の行事や保育所や幼稚園、小中学校における行事などを通して、地域の人同士や子ども、高齢者、障害者などと交流する場を設けます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。
- 子ども会と老人クラブの活動の合同実施や、地域行事や保育所、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会をつくりましょう。
- 高齢者と子ども、若者との交流の機会をつくっていきましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地区社会福祉協議会の活動を通して、新しい生活様式を取り入れ、気軽に高齢者や障害者、子どもなど、すべての住民が交流を図れる場を促進していきます。
- 小中学校に各種事業を通して世代間交流を推進するよう、働きかけます。

行政で取り組むこと

- 高齢者の知識や経験、技能などを活かし、子どもたちに伝統的な遊び、郷土芸能などを伝承する活動を実施します。
- 子どもが保育所や児童館、高齢者施設などで高齢者と交流するふれあい事業を実施します。

(2) 地域での交流活動の推進

町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、自治会・地域公民館などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人々が交流できる機会の創出を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ゴミ出しの際や道ばたですれ違った際に何か一言ずつ声をかけあうなど、近隣との付き合いを深めるよう努めましょう。
- 地域の活動や自治会・地域公民館などで行われる総会、集会などに、隣近所を誘い合って積極的に参加しましょう。
- 自治会・地域公民館や身近な地域で、話しあいや親睦の機会を持つようにしましょう。
- 地域の行事などは誰でも参加しやすいような雰囲気づくりを心がけましょう。
- 回覧の手渡しやちょっとした声かけの際、地域の行事についての周知に心がけましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地区社会福祉協議会を支援し、ふれあいいいききサロン*など住民が参加できる交流の場づくりを促進します。
- 地域での行事などを実施する際、機材や備品の貸し出しを行います。
- 新しい生活様式を取り入れた地域福祉活動事例等の収集・啓発に努め、持続可能な活動を支援します。

行政で取り組むこと

- 社会福祉協議会と連携し、交流活動を支援します。
- 地域の各種団体の活動の支援を行います。
- 地域の交流の場でもある地域公民館の施設及び設備の充実に努めます。
- 多文化共生コミュニティセンターを拠点として、さまざまな情報を発信していきます。

*ふれあいいいききサロン：高齢者などが地域公民館等に集まり、お茶飲みや体操等を行うことで、仲間づくりや社会参加に結びつく交流の場

取り組み

2. 地域活動やボランティア活動などの活性化

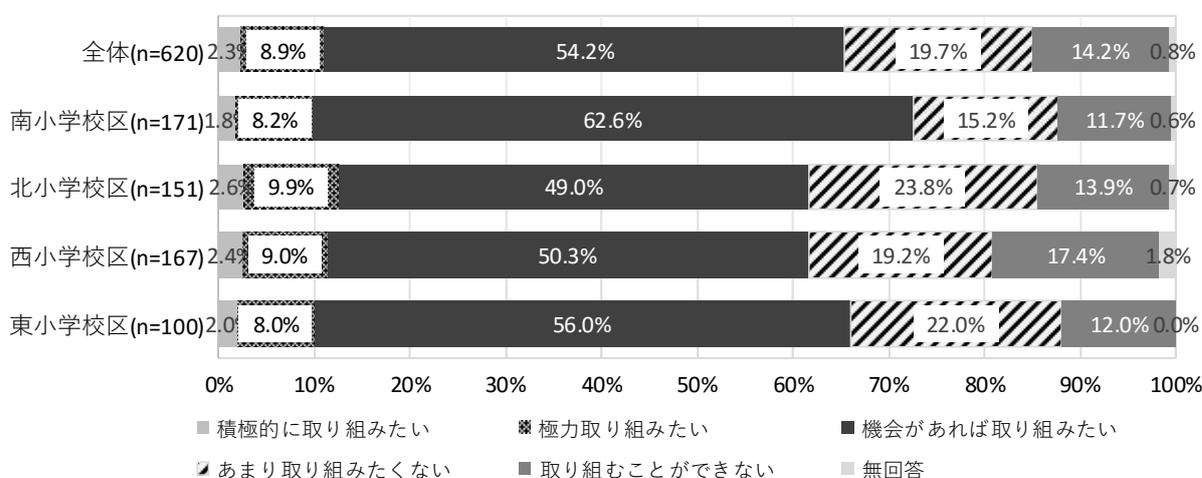
■地域で活動する主体を増やし、育てていくことが求められています。

自治会・地域公民館などをはじめとする住民の地域活動は、地域福祉を推進する上で重要な要素となるものです。

本町では自治会・地域公民館のほかそれぞれの地域に地区社会福祉協議会があり、実情に応じた活動が展開されています。今後、さらにこれらの活動を活性化していくためには、担い手になっていく人材の確保、育成につながる取り組みを強化していく必要があります。

また、近年、余暇活動の時間や、仕事以外の生きがいなどのために、ボランティア活動に取り組む人が増加している傾向がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により本町におけるボランティア団体加入者数は一時的に減少しているため、加入者の増加やボランティア活動のさらなる活性化につなげていくことが求められています。

【町民アンケート】地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への取り組みの意向



○町民アンケートでは、今後の地域活動やボランティア活動などへの取り組み意向について、「積極的に、取り組みたい」「極力取り組みたい」を合わせた割合が 11.2%おり、また「機会があれば取り組みたい」の割合が 54.2%と地域活動などに取り組んでいきたいと考えている人が一定数いることから、地域活動やボランティア活動につなげやすくしていくことが求められています。

○小学校区別にみると、南小学校区で「積極的に取り組みたい」「極力取り組みたい」「機会があれば取り組みたい」を合わせた割合が 72.6%で、全体の回答割合を上回っています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（令和 4）年度	実績値 2022（令和 4）年度	⇒	目標値 2027（令和 9）年度
今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種支援活動等に「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」と回答した町民の割合	58.1%	70.0%	65.4%	⇒	70.0%
ボランティアセンターに登録している人数（継続含む）	1,045人	1,200人	840人	⇒	1,200人

★今後の取り組み

（１）地域活動やボランティア活動への支援

地域のことや各種団体の活動内容などの情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、町民の参加を促します。

また、ボランティアセンターを中心とした、町内のボランティア活動の活性化を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。
- ボランティアセンターを活用しましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ボランティアセンターの機能を強化し、地域活動やボランティア活動を支援します。
- ボランティアセンターの取り組みや活動内容について周知を図ります。
- ボランティア活動に関するさまざまな講座や研修会などを開催します。
- ボランティアの担い手側と受け手側のニーズをつなぐマッチング機能を強化します。
- ボランティア協議会やボランティア団体の活動を支援します。
- 企業・学校・団体等へのボランティアに関する情報発信と連携体制の強化を図ります。

行政で取り組むこと

- 地域のことや各種団体に関する情報の提供や広報活動の充実に努めます。
- 社会福祉協議会を通してボランティア団体の育成・支援を行います。
- ボランティアセンターの運営を支援します。

(2) 地域活動組織の活性化

身近な地域活動組織である自治会・地域公民館、地区社会福祉協議会や老人クラブ、介護予防活動自主グループや子ども会などについて、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 自治会・地域公民館や老人クラブ、子ども会などの活動について関心を持ちましょう。
- 自治会・地域公民館の行事に積極的に参加しましょう。
- 自治会同士の情報交換などを積極的に行いましょう。
- 近所に転入してきた人には、積極的に声をかけましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 研修会や情報交換会などを開催し、地域活動組織の活性化を図ります。
- 地区社会福祉協議会をはじめ、さまざまな地域活動組織などの活動の周知を充実し、積極的な参加を促します。
- 福祉団体の活動を支援します。

行政で取り組むこと

- 自治会・地域公民館の活動を支援します。
- 老人クラブや子ども会などの活動を支援します。

取り組み

3. 地域福祉のネットワークづくり

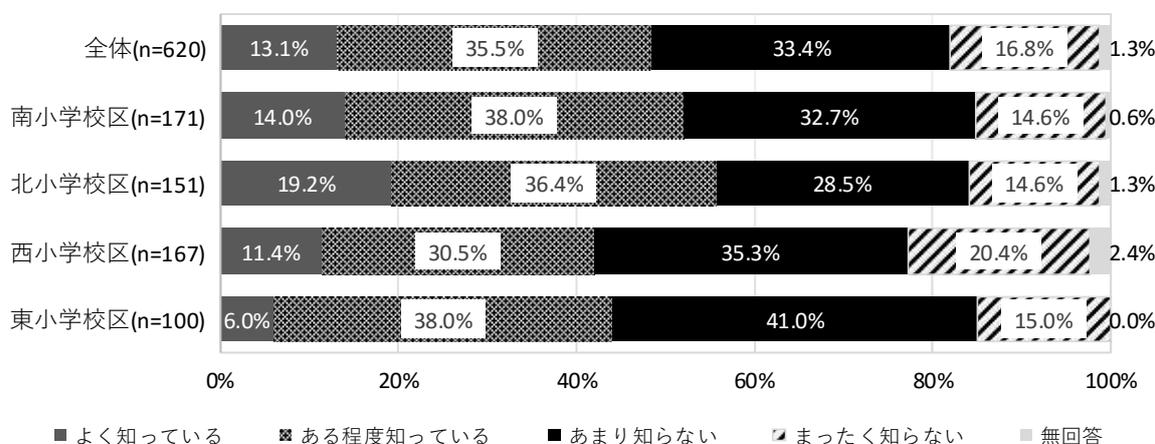
■地域内での連携の強化と、町全体でつながる分野を超えたネットワークづくりが求められています。

地域でさまざまな地域活動団体やボランティア団体が活動するなかで、それぞれの団体同士が交流することは、情報交換の機会や活動の刺激となります。

本町では自治会・地域公民館や地区社会福祉協議会を中心に地区の実情に応じた地域福祉活動が展開されています。引き続き、これらの組織やボランティア団体、NPO法人など全町的・広域的に活動する団体が互いに関わりあいながら地域福祉活動を展開していくことが重要となります。

また、地域福祉を進めていく上で、社会福祉協議会はその中心的な役割を担う団体として、さまざまな活動団体同士をつなぐ機能と担い手の育成支援が期待されており、組織の強化や取り組みの充実が求められます。

【町民アンケート】大泉町社会福祉協議会の認知度



○町民アンケートでは、社会福祉協議会の認知度について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせた割合が48.6%となっており、より一層の周知が求められています。

○小学校区別にみると、北小学校区で「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせた割合が55.6%と、他の小学校区に比べて高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017(平成 29)年度	前回計画 目標値 2022(令和 4)年度	実績値 2022(令和 4)年度	⇒	目標値 2027(令和 9)年度
社会福祉協議会を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した町民の割合	54.5%	70.0%	48.6%	⇒	70.0%

★今後の取り組み

(1) 多様な活動をつなぐネットワークづくり

地域福祉活動を推進するためには、自治会・地域公民館や地区社会福祉協議会といった地域組織とボランティア団体やNPO法人などの組織が連携することが重要となります。

これらの地域を構成するさまざまな組織や団体が連携・交流を深めることにより、地域の福祉ネットワークの構築を進めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 回覧などの情報を、家庭のなかでお互いに伝えあいましょう。
- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。
- 地域ごとに、自治会・地域公民館、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、子ども会、自主防災組織、青少年育成推進員、老人クラブ、ボランティアグループ、NPO法人などの関係団体が連携し、交流を図るとともに他団体の活動内容を共有できる体制をつくりましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 自治会・地域公民館や地区社会福祉協議会と連携し、情報の共有に努めます。
- 他市町村の取り組みについて情報提供や視察研修を行い、地区社会福祉協議会の活動を支援します。
- 地区社会福祉協議会が開催するイベントなどに広く参加を呼びかけ、地域の活動や課題を共有するとともに活動の連携を図ります。
- 地区社会福祉協議会の活性化に向けて、地域のボランティア、NPO法人、福祉サービス事業所などとの連携を強化します。

行政で取り組むこと

- 地域活動団体間の連携強化のための取り組みを支援します。
- 地域活動団体やボランティア団体と関係する部署同士が連携し、活動の把握と情報の共有に努めます。
- 自治会・地域公民館などの地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携を支援します。

(2) 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動の充実

社会福祉協議会や地区社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な組織として位置付けられており、町全体の福祉意識の醸成を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

そのため、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動について周知・充実を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。
- 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域福祉を推進する中核組織として、社会福祉協議会の組織・機能の強化・発展に努めます。
- 地区社会福祉協議会が地区の実情に即した活動を展開できるように支援を行います。
- 社会福祉協議会の理解促進のため、各自治会での啓発活動に努めます。
- 「社協だより ぼらんていあ」やホームページなどの内容の充実努めます。
- 社会福祉協議会の会員拡大に努めます。
- 共同募金の配分金を活用し、地域福祉事業の推進を図ります。



社協だより

行政で取り組むこと

- 社会福祉協議会への支援と連携強化を図ります。
- 各種募金活動の必要性を周知し、その活動に協力します。

取り組み

1. 福祉サービスの充実



■多様なニーズに対応した福祉サービスの充実が求められています。

地域福祉を推進する上で、身近なところで総合的な相談が受けられ、相談内容に対し適切なサービスと結び付けられる体制を整備し、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されることが重要となります。

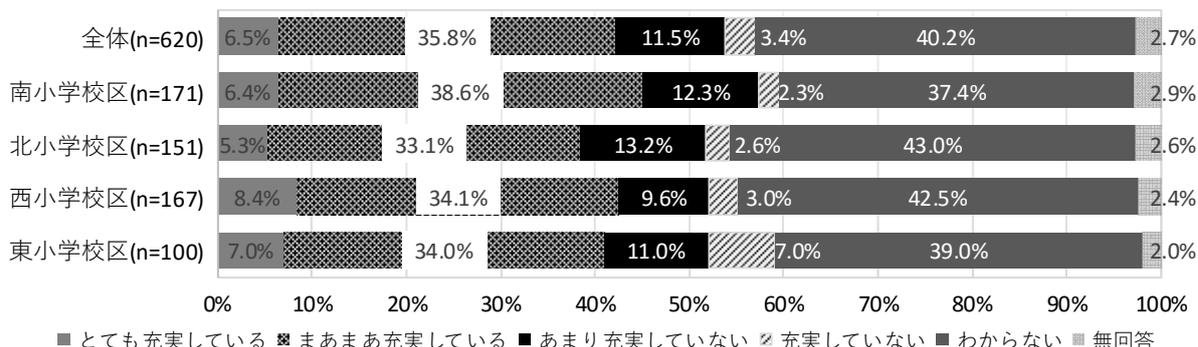
本町では、要支援・要介護認定者数の増加などを背景に福祉サービスを受ける人の増加が推測されているなど、福祉に対する需要も拡大、多様化することが見込まれるため、福祉サービス全般の充実が求められます。

また、生活に困窮する家庭への関心が高まり、その対応が課題となっています。生活困窮者については、複数の問題が絡み合っている傾向があり、関係機関と連携しながら、相談・支援体制の充実を図っていくことが求められます。

さらに、認知症や障害等により判断能力が不十分な人においても、安心して公的な手続や財産の管理ができる成年後見制度*の利用ニーズの増加が予想されるため、一層の周知と利用促進を図る必要があります。

***成年後見制度**：認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、資産管理や契約行為などで不利益を被らないように本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援する制度

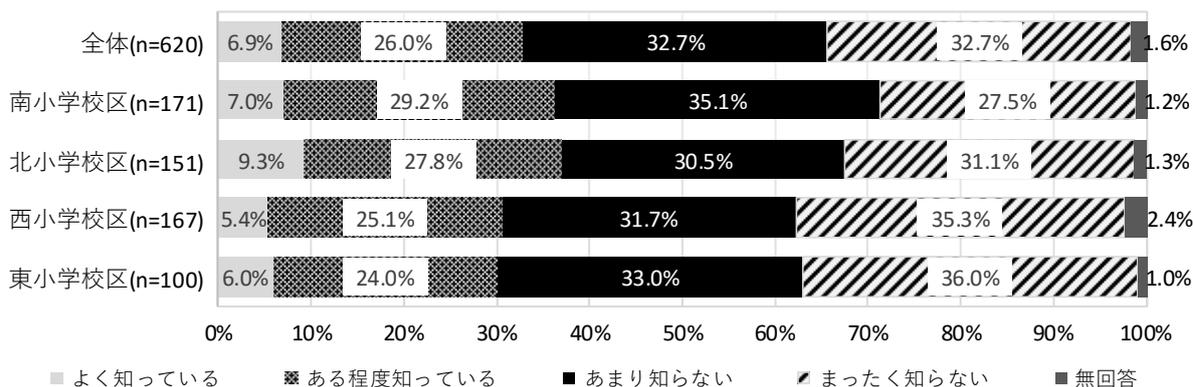
【町民アンケート】大泉町の保健福祉施策（サービス）の満足度



○町民アンケートでは、福祉サービスの満足度について、42.3%が「とても充実している」「まあまあ充実している」となっていますが、一方で14.9%が「あまり充実していない」「充実していない」となっており、福祉サービスが充実していると感じていない人が一定数いることがうかがえます。

○小学校区別にみると、南小学校区で「とても充実している」「まあまあ充実している」を合わせた割合が45%と、他の小学校区に比べてやや高くなっています。

【町民アンケート】成年後見制度の認知度



○町民アンケートでは、成年後見制度の認知度について、「あまり知らない」「まったく知らない」を合わせた割合が65.4%で、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせた割合を上回っており、制度の一層の周知が求められています。

○小学校区別にみると、南小学校区・北小学校区で「よく知っている」「ある程度知っている」の割合が、他の小学校区に比べてやや高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（平成 4）年度	実績値 2022（令和 4）年度	⇒	目標値 2027（令和 9）年度
町の保健福祉施策（サービス）について「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した町民の割合	44.3%	60.0%	42.3%	⇒	60.0%
成年後見制度を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した町民の割合	26.9%	30.0%	26.9%	⇒	30.0%

★今後の取り組み

(1) 福祉サービスの推進

支援を必要とする人を適正な福祉サービスへ結び付けるため、各分野における福祉サービスが包括的かつ総合的に展開されることが重要となります。そのため、各福祉分野に関する個別計画に基づきながら、各種サービスの提供体制の充実を図ります。

また、生活困窮者に対して、自立に向けた支援に取り組み、特に困難を抱える子どもや若者へ関係機関や地域と連携し支援の充実に努めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 支援やサービスが必要な人に対し、制度やサービスを活用することによって生活の質が高まることを伝えていきましょう。
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員児童委員など、関係機関へつないでいきましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 社会福祉協議会が培ってきたさまざまな相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。
- 各種相談機関や医療・福祉サービス事業所などと連携して、個別の支援会議などを開催し、適切なサービスにつなげます。
- 社会福祉法人同士が連携し、地域の福祉課題・生活課題に対応する公益的な活動を地域の実情に応じて実施していくことができるような仕組みを検討します。
- 町や関係機関と連携し、生活困窮に関わる相談者を他制度や福祉サービスへつなぎ、生活再建の支援を行います。

行政で取り組むこと

- 各福祉分野の計画に基づき、必要な人への適切なサービスの提供を図ります。
- 各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげます。
- 生活困窮者及び世帯の生活課題を整理し、関係機関と協力して解決を目指し、自立に向けた支援を行います。
- 生活困窮者やその状況に陥る可能性の高い者に対し、物資支援の実施を検討します。
- 子どもの学習支援や子ども食堂を実施する団体に対し支援を行います。
- 子どもの貧困について対策を検討します。
- 福祉サービスの情報を必要としている人が、情報を得ることができるよう広報、ホームページ、パンフレットの配布等さまざまな媒体で情報提供や啓発を行います。

(2) 権利擁護の推進

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を守るための制度の利用を促進します。

なお、高齢者も障害者住み慣れた地域で自分らしくくらしがけるよう、大泉町成年後見制度利用促進基本計画を本計画と一体的に作成し、P81 に記載しています。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 日常生活自立支援事業*に関する理解を深めましょう。
- 地域生活支援事業*についての知識を身に付け、必要に応じて活用するように心がけます。
- 認知症や障害者等への理解を深めましょう。
- 成年後見制度に関する理解を深めましょう。
- 成年後見制度についての知識を身に付け、必要に応じて活用するように心がけましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 日常生活自立支援事業において基幹社協としての役割を担い、判断能力が不十分な高齢者、障害者などへの利用の促進及び支援の充実に努めます。
- 虐待防止の普及および啓発に努めます。
- 法人後見事業*の調査・研究を行い、実施に向けた取り組みを進めます。

行政で取り組むこと

- 社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の普及を支援します。
- 個人情報の取り扱いやプライバシー、守秘義務の遵守を徹底します。
- 障害者差別解消法の理解を深めるとともに、虐待や困難事例に適切に対応し、権利の擁護を推進します。

***日常生活自立支援事業**：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの

***地域生活支援事業**：障害者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援事業や意思疎通支援事業など、町の実状に合わせて実施する事業

***法人後見事業**：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと

取り組み

2. 相談支援・情報提供の充実

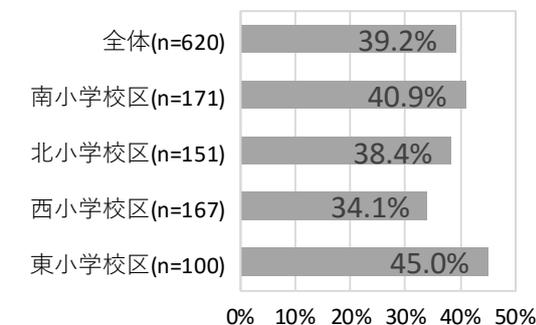
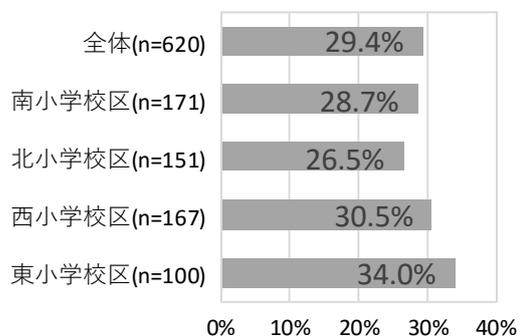
■相談機能の強化や、情報を簡単に入手できる仕組みが求められています。

町民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態になる前に適切に対応するためには、気軽に相談することができる場の確保や相談機能の強化が求められています。

特に、子育てや介護、認知症、障害など、日常生活での困りごとの多様化に伴い、相談件数が増加するとともに、内容によっては気軽に相談できる場が不足していることが懸念されています。また、児童、高齢者、障害者などの個々の問題が、1つの世帯の中で複雑に絡んだ多問題ケースが増え、個々の相談体制だけでは対応困難なケースが多くなってきています。

さらに、インターネットの普及などにより情報化が進む中で、必要な情報を、必要な人に届けられるような効果的な情報提供が求められています。また、主な情報の入手手段は年代や家族構成などで異なるため、それらの特性に配慮して情報提供体制についてもさまざまな発信手段を検討することが必要です。

【町民アンケート】重要と考える保健福祉施策について、
「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」 「健康や福祉についての情報提供を充実させる」
を回答した人の割合



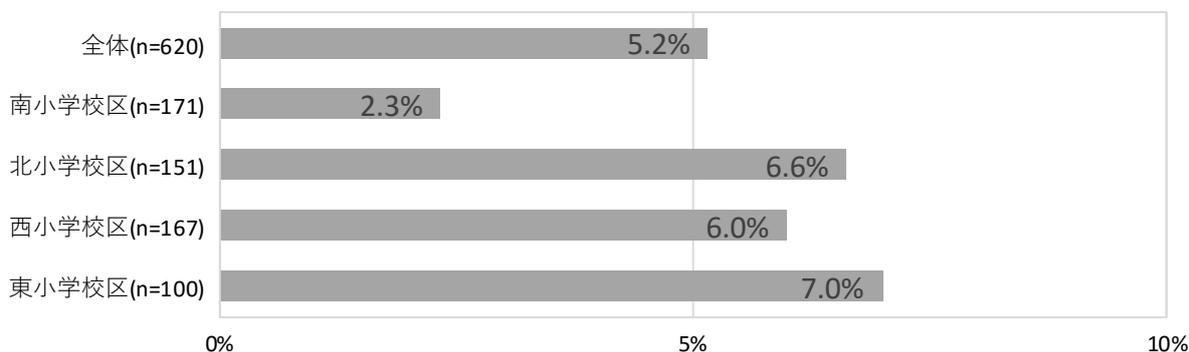
○町民アンケートでは、重要と考える保健福祉施策について、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が29.4%おり、相談できる場へのニーズが高いことがうかがえます。

○小学校区別にみると、東小学校区で34%と、他の小学校区に比べて高くなっています。

○町民アンケートでは、重要と考える保健福祉施策について、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が39.2%となっています。

○小学校区別にみると、東小学校区で45%と、他の小学校区に比べて高くなっています。

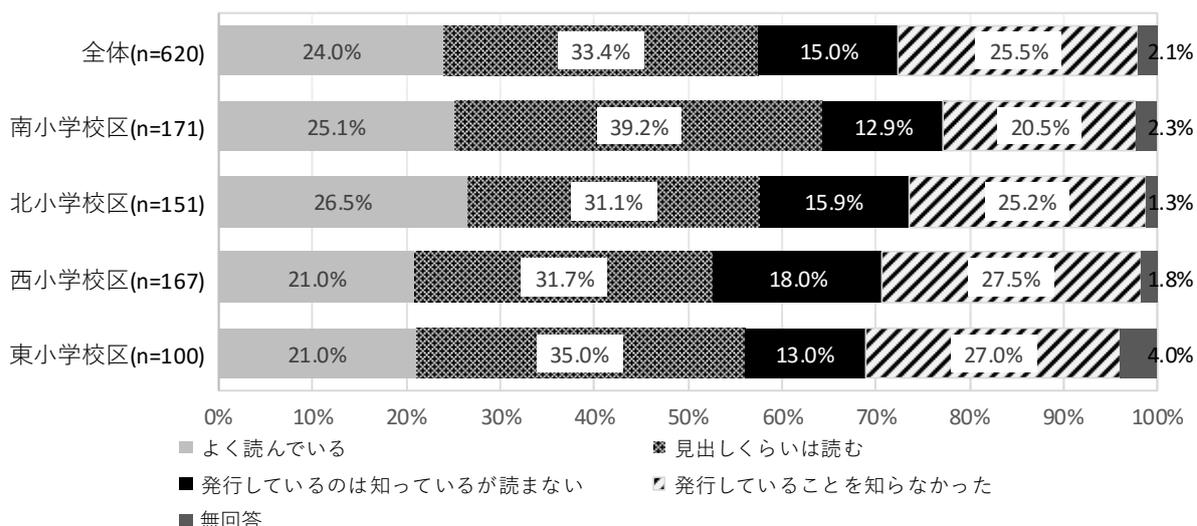
**【町民アンケート】暮らしの中で相談や助けが必要なとき誰に頼みたいかについて、
「頼める人がいない」を回答した人の割合**



○町民アンケートでは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき誰に頼みたいかについて、「頼める人がいない」が5.2%と相談したくてもできない人が一定数いることがうかがえます。

○小学校区別にみると、東小学校区で7.0%と、他の小学校区に比べてやや高くなっています。

【町民アンケート】社会福祉協議会の広報紙「社協だより・ぼらんていあ」を読んでいるか



○町民アンケートでは、社会福祉協議会の広報紙「社協だより・ぼらんていあ」を読んでいるかについて、「よく読んでいる」「見出しくらいは読む」を合わせた割合が57.4%となっており、より一層の周知が求められます。

○小学校区別にみると、南小学校区で「よく読んでいる」「見出しくらいは読む」を合わせた割合が64.3%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017(平成 29)年度	前回計画 目標値 2022(令和 4)年度	実績値 2022(令和 4)年度	⇒	目標値 2027(令和 9)年度
暮らしの中で相談や助けを頼みたい相手に「頼める人がいない」と回答した割合	4.0%	0.0%	5.2%	⇒	0.0%
「社協だより ぼらんていあ」を「よく読んでいる」「見出しくらいは読む」の割合	63.6%	70.0%	57.4%	⇒	70.0%

★今後の取り組み

(1) 総合的な相談支援体制の充実

必要なサービスや支援を迅速に提供できるように、気軽な相談から専門的な相談までの総合的な相談支援体制づくりを進めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 交流の場や相談窓口を活用しましょう。
- プライバシーに配慮しつつ、お互い様の気持ちで状況把握を行いましょう。また、障害者や子育て世帯の状況を把握し、相談につなげられる体制をつくりましょう。
- 自治会・地域公民館や民生委員児童委員などを中心に、ひとり暮らし高齢者、障害者などの状況を把握していきましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 身近な相談窓口として、各種相談機関との連携を図りながら、的確な支援へとつなげます。
- 他の社会福祉法人と協力して、相談窓口「なんでも福祉相談」の充実に努めます。

行政で取り組むこと

- 保健福祉に関する各種相談事業において、高齢者や障害者、子ども、子育てをする親など、個々のケースに応じた相談事業を実施します。
- 町の各種相談窓口や社会福祉協議会、その他の関係機関や専門機関との連携を深めます。
- 町民からの相談を、適切なサービスにつなぐことができる体制を構築します。

(2) 重層的支援体制の整備

少子高齢化、核家族化などを背景として、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーや世帯全体が孤立している状態など、複雑・多様化した従来の支援体制では対応しきれない課題に対し、各分野における支援事業を重層的に実施するため、新たな包括的支援体制の整備に努めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう。
- 身近な相談窓口等の情報を取得しましょう。
- 支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員児童委員や相談窓口につなぎましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 社会福祉協議会が行ってきた幅広い業務を活かし、相談支援の充実を図ります。
- 行政の重層的な連携体制の整備に協力します。

行政で取り組むこと

- 社会福祉協議会、NPO法人、福祉関係団体などの多種多様なネットワークにより、さまざまな課題に対し、適切な機関とつながれる包括的な体制の構築に取り組みます。
- 複合的な課題解決のため、ワンストップで対応できるよう、重層的な連携体制の整備を進めます。

(3) 情報提供体制の充実

誰もが必要とする情報を容易に入手することができ、必要な情報が届くことを目指し、情報を提供できる体制づくりを行うとともに、公的制度をわかりやすく周知していくための工夫をするなど、情報提供の充実を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域情報の提供手段として、回覧の一層の活用を図りましょう。
- 地域の情報が届きにくい人に対しては、ふだんからコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達しましょう。
- 地域で情報共有や意見交換を行える場をつくりましょう。
- 広報やホームページなどを見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報を得るよう努力しましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 「社協だより ぼらんていあ」やホームページなどにより、社会福祉協議会の活動やボランティアに関することなど福祉サービスの情報提供を充実します。

行政で取り組むこと

- 民生委員児童委員への情報提供や研修の充実などの活動を支援します。
- 保健・医療・福祉等の連携による地域包括ケアシステム*の深化・推進に取り組みます。
- わかりやすい文章表記、色づかいなど、広報やホームページの記載などに配慮します。
- 情報提供にあたっては、個人情報の取り扱いやプライバシーに十分な注意を払います。
- 交流の場や各種相談窓口の周知を充実します。

***地域包括ケアシステム**：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

取り組み

3. 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり

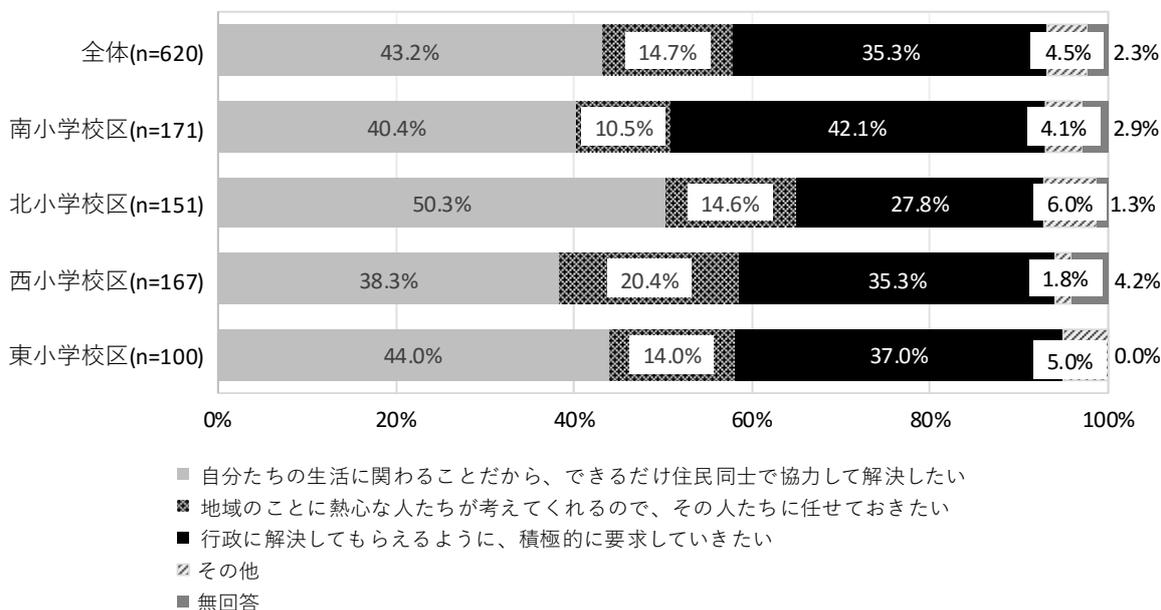
■地域での孤立の防止に取り組んでいくことが求められています。

近年、高齢者のいる世帯や高齢者のみ世帯が増加している中で、地域の中で安心して暮らしていくためには、地域住民の見守り活動がより重要となっています。

本町では、民生委員児童委員活動を中心に地域の見守り活動に取り組んでいますが、今後見守りに対するニーズが増加することが考えられ、民生委員児童委員だけでなく、協議体（話し合う場）を組織し地域ぐるみで見守り活動を行うことで、孤立の防止に向けて取り組んでいくことが求められています。

また、子育て世帯においては、訪問・健康相談・健康診査事業などにより、関わりを持ち続け、孤立防止を図るとともに、子育てに関する悩みや不安に対応するための相談体制を充実させていくことが重要となります。

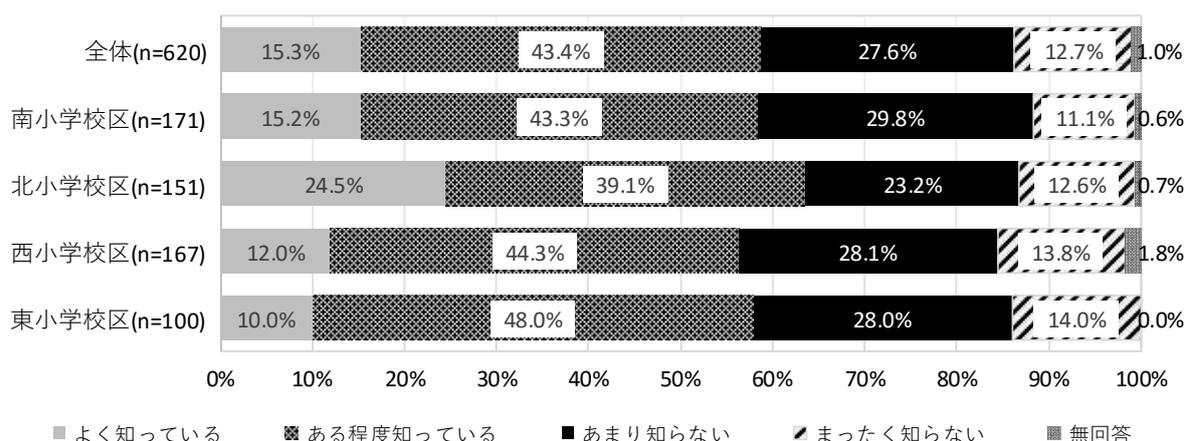
【町民アンケート】望ましい日常生活の中で起こる問題の解決方法



○町民アンケートでは、望ましい日常生活の中で起こる問題の解決方法について、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が43.2%となっており、地域の人を見守り、声かけにつなげていくことが重要となっています。

○小学校区別にみると、北小学校区で、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が50.3%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

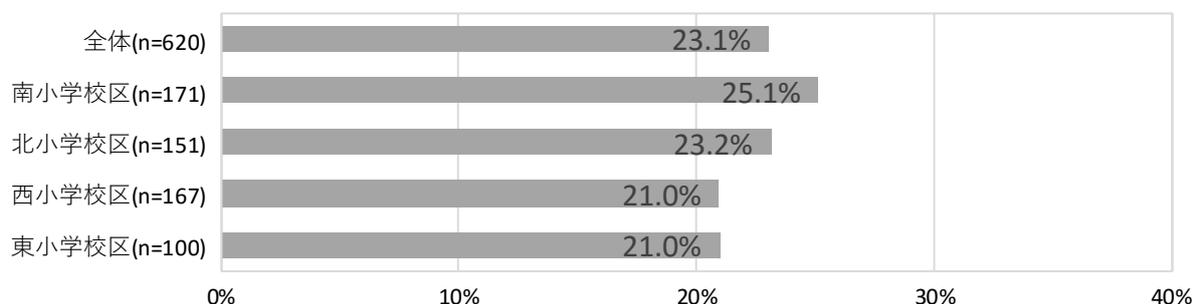
【町民アンケート】民生委員児童委員の認知度



○町民アンケートでは、民生委員児童委員の認知度について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせた割合は 58.7%となっています。

○小学校区別にみると、北小学校区で「よく知っている」が 24.5%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

【町民アンケート】新型コロナウイルスに伴う日々の生活の中で、あらためて大切と感じたことについて、「地域での関わり合いや助け合い」を回答した人の割合



○町民アンケートでは、あらためて大切と感じたことについて、「地域での関わり合いや助け合い」が 23.1%の割合で大切と感じており、地域での支えあいの関係づくりが重要となっています。

○小学校区別にみると、南小学校区で他の小学校区に比べて高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017(平成 29)年度	前回計画 目標値 2022(令和 4)年度	実績値 2022(令和 4)年度	⇒	目標値 2027(令和 9)年度
日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのが良いかと思うかについて、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」と回答した町民の割合	51.0%	60.0%	43.2%	⇒	60.0%
民生委員児童委員を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した町民の割合	67.3%	70.0%	58.7%	⇒	70.0%

★今後の取り組み

(1) 地域での支えあいの関係づくり

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けられるよう、高齢者をはじめ、町民が担い手として参加する町民主体の活動や、多様な主体により各種サービスを提供する体制を構築します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- あいさつ運動を進んで実践しましょう。
- 地域の交流の場に積極的に参加しましょう。
- 困ったことがあれば、自分から声をあげることができるよう心がけましょう。
- 協議体*の活動を理解し、支えあいの地域づくりを目指しましょう

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域における福祉活動やボランティア活動への参加を促進するため、地域活動に取り組む各種団体に対して、支援を充実します。
- 地域でのボランティア活動など、住民が参加できる機会をつくります。
- 地区社会福祉協議会が中心となって行う「ふれあいいいききサロン」活動を促進します。
- 生活支援コーディネーター*を配置し、協議体を支援し地域課題の解決に努めます。
- 協議体が発行する地域密着型の広報紙「きずな通信」の発行支援を行い、地域のさまざまな情報の発信に努めます。

行政で取り組むこと

- 隣近所であいさつができる関係づくりを目指すため、地域住民同士の声かけやあいさつ運動を推奨します。
- さまざまな人が参加できるよう、地域活動に取り組む各種団体と協力しながらイベントや行事の内容を検討します。

*協議体：地域住民同士で、定期的に情報交換をし合う会議や、これからの地域づくりの意見を出し合う会議を行い、実際に地域づくりを行っていく話し合いの場

*生活支援コーディネーター：協議体とともに、自分たちの地域をより良くしていくために、地域のさまざまな支えあいの活動をつなげ、組み合わせる調整役

(2) 見守り体制の充実

子どもから高齢者まで誰もが安心して地域で生活を営めるよう、友愛訪問*をはじめ、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう。
- 地域ぐるみで見守りが必要な人を把握し、気にかけるようにしましょう。
- 回覧や配布物を渡すときは手渡しにするなど、近隣への声かけを積極的に行いましょう。
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう。
- 子どもには登下校の時だけでなく、いつも見守り、声かけをしましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地区社会福祉協議会を中心として、新しい生活様式を取り入れた仕組みづくりを行い、友愛訪問などさまざまな地域福祉活動の仕組みづくりに努めます。
- 地区社会福祉協議会を中心として、友愛訪問などさまざまな地域福祉活動のなかで、見守りや声かけを進めます。
- 関係機関・団体と連携し、多様で重層的な見守り活動を推進します。
- 関係機関と連携し、地域（見守り）マップを作成し、見守りに関する情報共有を図ります。

行政で取り組むこと

- 地域での見守り、声かけ活動を支援します。
- 個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。

*友愛訪問（ひとり暮らし高齢者友愛訪問）：高齢者や障害者など、見守りが必要な人を訪問し、その安否を確認するとともに、訪問者と見守りが必要な人とのふれあいを図る事業

取り組み

1. 防災体制の充実

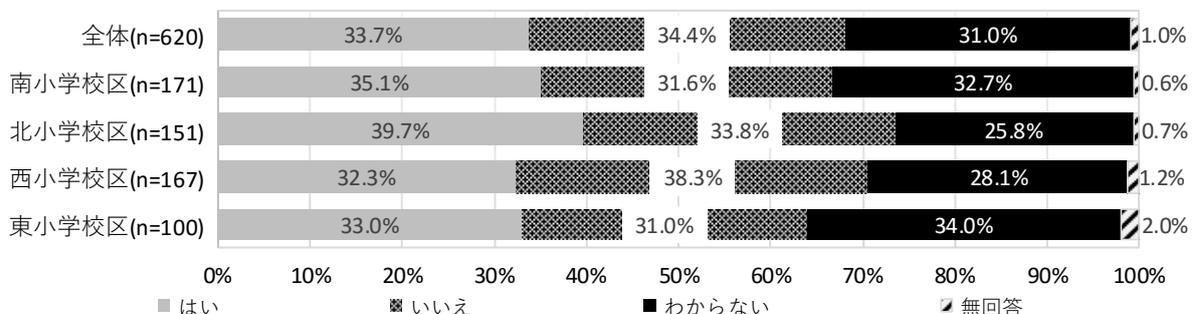


■防災に対する意識の向上と、いざというときの助けあいの仕組みづくりが求められています。

東日本大震災の発生以降、災害時における地域での人と人とのつながりの大切さが再認識され、日頃からの近所付き合いや地域の助け合いによる見守り、地区の自主防災組織の活動の強化、避難訓練の実施など防災対策への考え方が重要視されており、災害時の支援体制の強化や町民一人ひとりが平常時に行う避難訓練へ参加するなど災害時にむけての備えが重要となります。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を適切に活用しながら災害時に備えることとともに、外国人や配慮を要する人のそれぞれの状況に合わせた避難体制の構築が求められています。

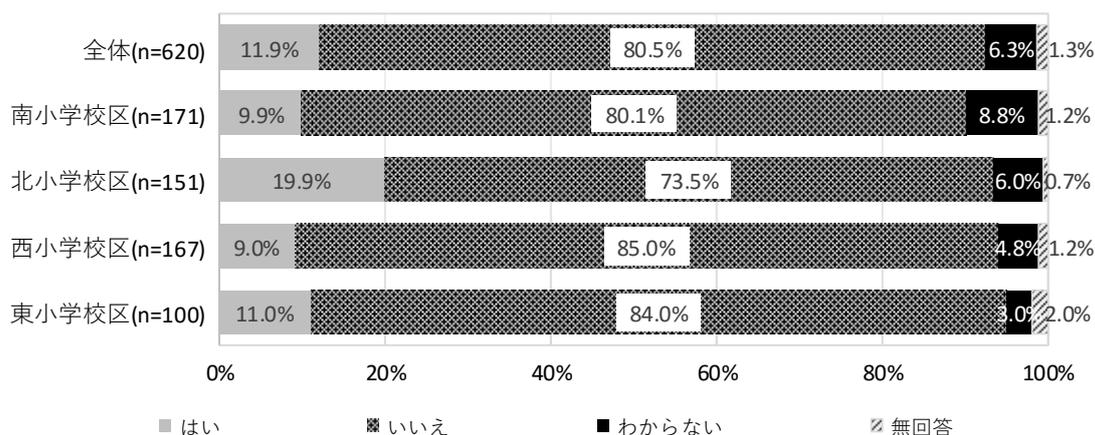
【町民アンケート】地域の自主防災組織を知っているか



○町民アンケートでは、地域の自主防災組織を知っているかについて、「はい」が33.7%となっています。

○小学校区別にみると、北小学校区で、「はい」が39.7%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

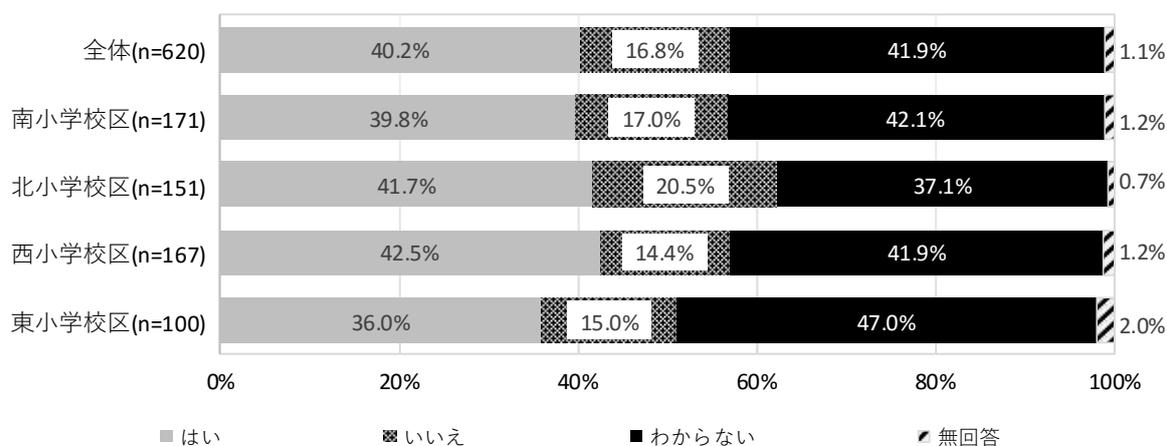
【町民アンケート】地域の防災訓練に参加しているか



○町民アンケートでは、地域の防災訓練に参加しているかについて「はい」は11.9%にとどまっており、防災に関する町民の意識の向上が求められています。

○小学校区別にみると、北小学校区で、「はい」が19.9%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

【町民アンケート】災害時等に、高齢者世帯や障害者などの要支援者の避難等の手助けができるか



○町民アンケートでは、災害時などに、高齢者世帯や障害者などの要支援者の避難等の手助けができるかについて「はい」が40.2%で「いいえ」を上回っており、住民同士での助けあいの仕組みの確立が求められています。

○小学校区別にみると、西小学校区で、「はい」が42.5%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017(平成29)年度	前回計画 目標値 2022(令和4)年度	実績値 2022(令和4)年度	⇒	目標値 2027(令和9)年度
日頃から地域の防災訓練に「参加している」と回答した町民の割合	13.1%	20.0%	11.9%	⇒	20.0%
自主防災組織の認知度	39.9%	50.0%	33.7%	⇒	50.0%

★今後の取り組み

(1) 災害時における地域防災体制づくり

各自治会を基盤とした自主防災組織と協力し、災害時の支援体制の強化や防災思想の普及、徹底を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 食料品や生活用品、懐中電灯など災害時に必要な物を揃えておき、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。
- 家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡のとり方などを決めておきましょう。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- 各地域での防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 災害時において、被災状況の把握、ボランティアの受け入れ及び調整などを行う災害ボランティアセンター*が機能するよう、体制を整備します。
- 災害時要配慮者を支援する災害ボランティアの育成を図ります。
- 災害時等に備えた講習会などを開催します。
- SNS等を活用することで、町外のボランティア受け入れ体制を強化し、コーディネート機能の充実を図ります。

行政で取り組むこと

- 防災備蓄倉庫、避難誘導標識、防災備蓄品など、防災施設・設備を整備します。
- 災害時に地域のマンパワーが最大限に発揮できるよう、自主防災組織の機能を強化します。
- 災害時の初期消火・救出・救護・避難など、地域ぐるみの防災活動が円滑に行われるよう、自主防災活動を支援します。
- 小・中学校などでの防災訓練の開催、防災情報の提供を行うなど、防災意識の高揚を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、災害時における災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営を支援します。
- 災害時に外国人に情報提供などの支援ができる外国人ボランティアとして、「文化の通訳」を育成します。

*災害ボランティアセンター：災害時に被災地に設置される災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点

(2) 災害時要配慮者等の避難支援体制づくり

高齢者、障害者や外国人などの災害時の避難において、特に配慮を必要とする人が地域で安全で安心して生活することができるよう、地域の住民や関係機関による災害時要配慮者等の避難支援体制の構築を支援します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 日頃から近隣と交流を持ち、災害が起きた場合の支援を頼っておきましょう。
- 災害時には、支援を必要とする人の手助けができるよう、地域で体制をつくりましょう。
- 防災訓練を実施し、地域での役割分担を明らかにしましょう。
- 災害に備え、自治会・地域公民館、民生委員児童委員などで支援を必要とする人を把握しておきましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 自治会・地域公民館、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員などと連携し、災害時要配慮者の支援体制が図られるよう、情報の共有に努めます。

行政で取り組むこと

- 避難行動要支援者名簿を更新し、要支援者の正確な把握に取り組みます。
- 関係機関と連携をとりながら、災害時要配慮者等が円滑かつ迅速に避難できるように支援をします。
- 高齢者、障害者や外国人など、災害時要配慮者等に配慮した避難所機能を充実します。

取り組み

2. 暮らしやすい生活環境の充実

■安心して暮らせるための地域ぐるみの防犯対策と、気軽に外出できるために公共施設や道路の整備、移動手段の確保が求められています。

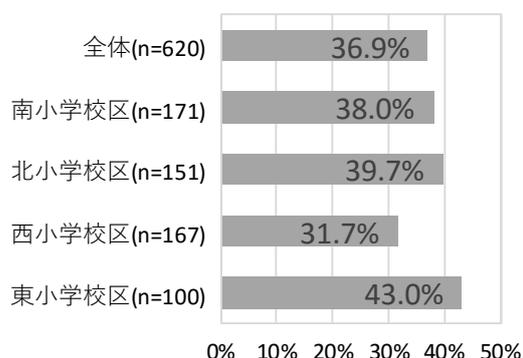
安全で安心できる環境は、町民が住み続けていく上で重要な要素となります。そのため、住環境を整備することで、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていくことが重要となります。近年、高齢者や障害者、子どもを対象とした悪質で多種多様な犯罪が増加しており、地域での防犯対策を強化していくことが求められています。また、犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のために、仕事や住まいが確保できない等、地域社会において生活することが困難な状況にある人も多く、そのため再び罪を犯してしまう（再犯）という悪循環を繰り返している人も少なくありません。今後は、防犯意識を高める啓発活動や、犯罪被害に遭わないよう家族や地域の声かけや犯罪の抑制につながるための環境整備の取り組み、再犯防止に向けた取り組みを進めていくことが重要となります。

また、住み良い地域づくりに向けては、子育ての問題についても、地域の課題として住民が共有し、地域全体で子どもを育てる意識を持つことが重要となり、子どもの安全についても地域で考えて取り組んでいくことが重要となります。

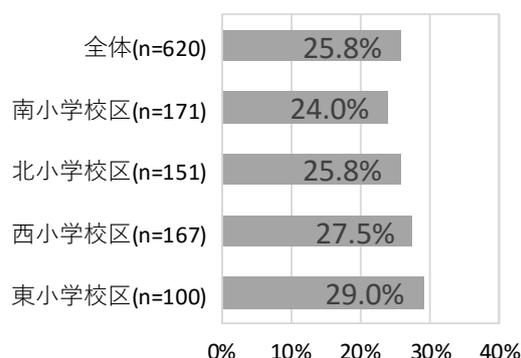
さらに、障害の有無や年齢等に関わりなく、誰もが地域社会に参加できるまちづくりに向けては、施設のバリアフリー化や移動支援により、外出しやすい環境を整備していく必要があります。

【町民アンケート】重要と考える保健福祉施策について、

「交通の利便性の確保をすすめる」 を回答した人の割合



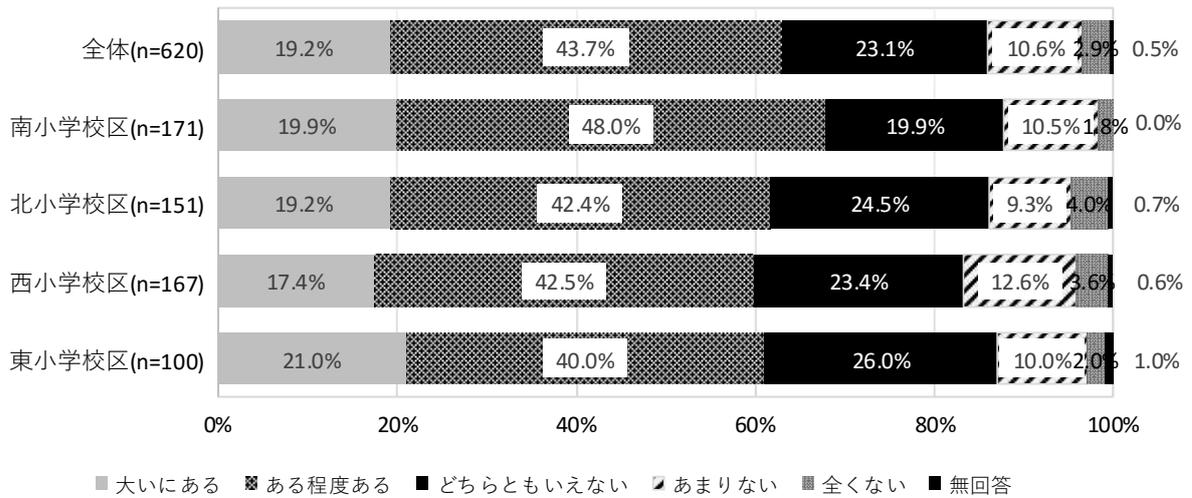
「道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる」 を回答した人の割合



○町民アンケートでは、重要と考える保健福祉施策について、「交通の利便性の確保をすすめる」が36.9%、「道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる」は25.8%となっています。

○小学校区別にみると、東小学校区で「交通の利便性の確保をすすめる」は43%、「道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる」は29%と、ともに他の小学校区に比べて高くなっています。

【町民アンケート】今住んでいる地域に愛着があるか



○町民アンケートでは、今住んでいる地域に愛着があるかについて、「大いにある」「ある程度ある」を合わせた割合が62.9%になっています。

○小学校区別にみると、南小学校区で、「大いにある」「ある程度ある」を合わせた割合が67.9%で、他の小学校区に比べて高くなっています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（令和 4）年度	実績値 2022（令和 4）年度	⇒	目標値 2027（令和 9）年度
今住んでいる地域に愛着が「大いにある」、「ある程度ある」と回答した町民の割合	68.8%	75.0%	62.9%	⇒	75.0%
子ども安全協力の家登録件数	187件	200件	168件	⇒	200件

★今後の取り組み

(1) 地域で取り組む防犯体制づくり

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、防犯ボランティア組織の育成、強化や地域住民との協力体制の充実を図ります。さらに、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

なお、罪を犯してしまった人が、再び罪を犯してしまう（再犯）という悪循環を繰り返さないためにも、大泉町再犯防止推進基本計画を本計画と一体的に作成し、P85に記載しています。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 子どもや高齢者にもわかりやすい方法で防犯を呼びかけていきましょう。
- 子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。
- 近隣の住民と交流を持ち、不審者の出入りなどに注意するようにしましょう。
- 子どもたちが地域で安心して遊べるよう見守りを行いましょう。
- 防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう。
- 地域で立ち直ろうとする人の存在を受け入れ、見守りましょう。
- 社会を明るくする運動に参加しましょう。
- 保護司会、更生保護女性会の活動に協力しましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地区社会福祉協議会と連携し、地域で防犯活動を実施している団体を支援します。
- 登下校をはじめとする子どもの見守り活動を行政と協力して推進します。
- 高齢者の消費者被害相談や被害防止のための啓発活動を実施します。
- 保護司会、更生保護女性会の活動を支援します。

行政で取り組むこと

- 防犯に関する情報を発信し、防犯意識の高揚を図ります。
- 自主防犯パトロール隊を支援し、登下校をはじめとする子どもの見守り活動を推進します。
- 地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、「子ども安全協力の家制度」を充実します。
- 防犯灯や防犯カメラの設置などの防犯対策に取り組みます。
- 高齢者を狙った悪質商法などの被害防止のため、警察署、関係団体・関係機関との連携を強化します。

(2) 快適に暮らせる環境づくり

誰もが心地よい環境で快適な生活が送れるよう、身近な地域やまちを美しく保つ取り組みを推進します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう。
- 公民館や公園の清掃など、地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地区社会福祉協議会と連携し、町民のモラルやマナーを向上するための広報・啓発活動に取り組みます。
- 地域の清掃活動や美化活動の周知を図るなど、支援に努めます。

行政で取り組むこと

- 町民のモラルやマナーを向上するための広報・啓発活動に取り組みます。
- 地域の清掃活動や美化活動を周知し、町民の参加促進を図ります。

(3) 外出しやすいまちづくりの推進

誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザイン*についての啓発や公共施設、道路などのバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害者、子育て世帯などをはじめ、誰もが利用できる外出・移動手段の確保に努めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう。
- 点字ブロックの上や狭い道路に障害になるものを置かないようにしましょう。
- 家族が送迎するなど、外出や移動の際はお互いに協力しましょう。
- 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 高齢者や障害者など、外出支援を必要とする人に対して情報やサービスの提供を行います。
- 学校などにおいて、体験学習によるバリアフリーに関する教室を開催します。

行政で取り組むこと

- 歩道をバリアフリー化するなど整備し、安全な道路環境の整備に努めます。
- 高齢者や障害者、子育て世帯など、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。
- 公共施設の改修や建替えをする場合は、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れるように検討します。
- 公共性・緊急性の高い場所のバリアフリー化を推進します。
- 関係機関と連携し、移動手段の確保に努めます。

*ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方

第5章 その他の関係計画について

この計画は、「大泉町成年後見制度利用促進基本計画」及び「大泉町再犯防止推進計画」の内容を含む計画として策定しています。

1 大泉町成年後見制度利用促進基本計画

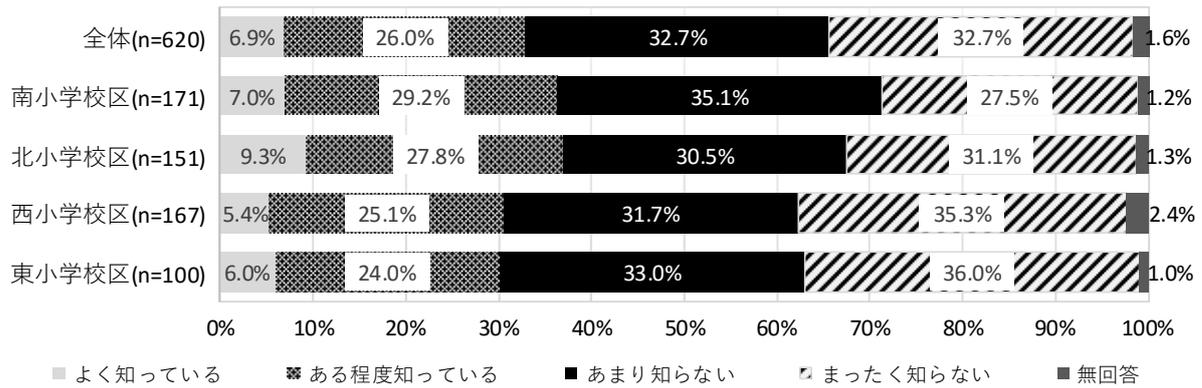
1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方の権利や財産等を、法律に基づき保護・支援をするための制度です。制度を大きく分けると、「法定後見」と「任意後見」の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

法定後見制度では、申立てを受けた家庭裁判所の審判によって選ばれた成年後見人等（家族、法律関係専門職等）が本人の利益を考えながら、現金・預貯金・不動産等の管理、不利益となる法律行為を取り消したりすること（財産管理）や、医療や介護に関する手続きや契約等、本人の法律行為を代行すること（身上監護）を行い、本人を保護・支援します。

成年後見制度の類型		
区分	対象となる人	援助する人
後見	判断能力が常にかけている状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	本人の判断が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。	
成年後見人の主な業務		
財産管理		身上監護
<ul style="list-style-type: none"> 現金・預金・不動産の管理 収入、支出の管理 有価証券等の金融商品管理 税務処理（確定申告など） ※本人の居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要		<ul style="list-style-type: none"> 医療に関する契約 施設等への入所契約 介護・障害福祉サービス契約 生活、看護に関する契約 ※直接的な身体介護といった介護行為は身上監護には含まない

【町民アンケート】成年後見制度の認知度



○小学校区別にみると、南小学校区・北小学校区で「よく知っている」「ある程度知っている」の割合が、他の小学校区に比べてやや高くなっています。

利用者数

年度	令和元年	令和2年	令和3年
成年後見人利用者数	17人	21人	27人
保佐人利用者数	4人	5人	5人
補助人利用者数	0人	0人	0人

町民アンケートでは、成年後見制度の認知度について、「あまり知らない」「まったく知らない」を合わせた割合が65.4%で、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせた割合を上回っており、制度のより一層の周知及び利用促進が求められています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017(平成 29)年度	前回計画 目標値 2022(平成 4)年度	実績値 2022(令和 4)年度	⇒	目標値 2027(令和 9)年度
成年後見制度を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した町民の割合	26.9%	30.0%	32.9%	⇒	40.0%

2. 計画策定の目的

平成28年度に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、国では、第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）を策定し、利用促進に向けた取り組みを行ってきました。また、第一期計画を検証し、課題等を反映した第二期成年後見制度利用

促進基本計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、取り組みを進めております。

本町においても、高齢化の進行にともない認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用者の増加が考えられることから、高齢者も障害者も住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう体系上の関連計画である、大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画と一体的に計画するものです。

なお、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、「権利擁護の推進」については、P62に記載しています。

3. 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に示された「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

4. 今後の取り組み

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 成年後見制度に関する理解を深めましょう。（再掲）
- 成年後見制度についての知識を身に付け、必要に応じて活用するように心がけましょう。（再掲）

社会福祉協議会で取り組むこと

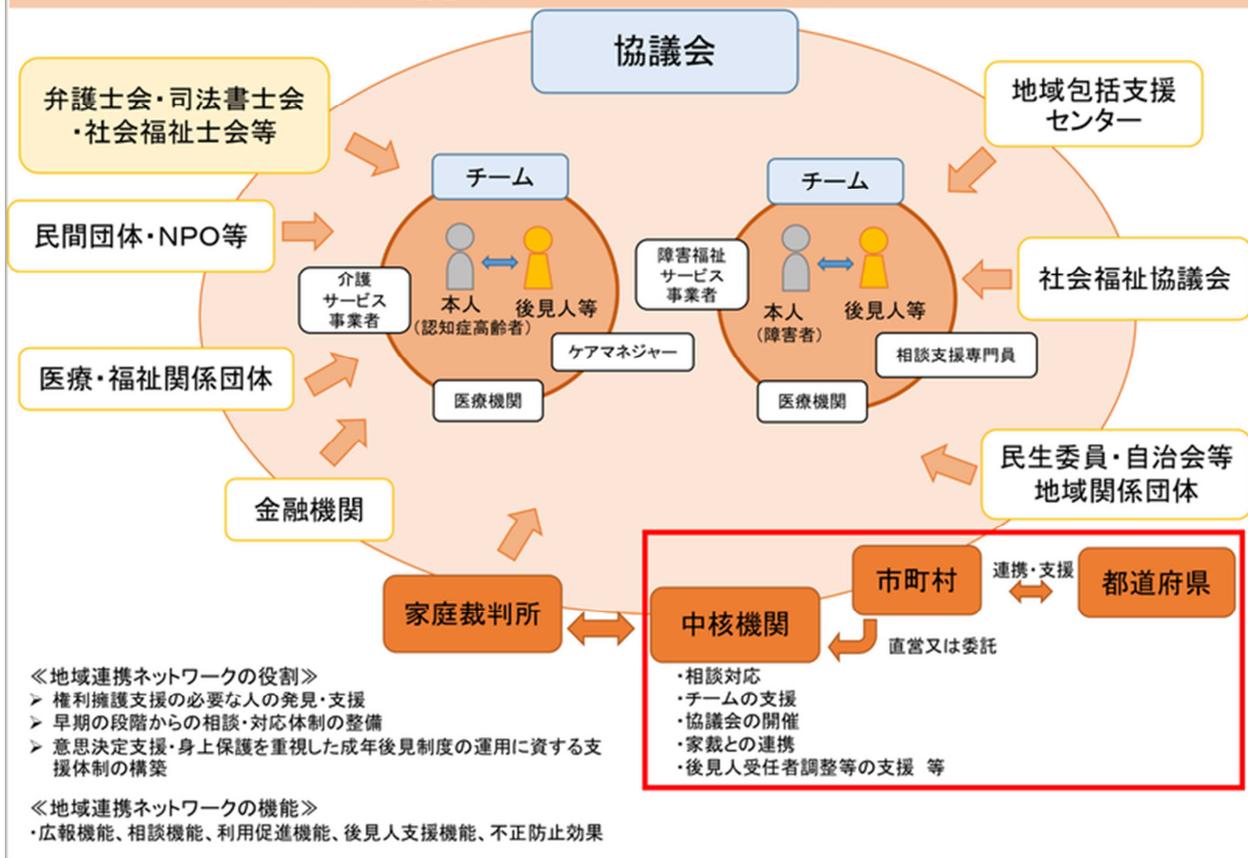
- 成年後見制度の利用促進に向け、行政と連携して取り組みます。
- 法人後見事業の調査・研究を行い、実施に向けた取り組みを進めます。（再掲）

行政で取り組むこと

- 成年後見制度の利用促進のため、広報等での情報提供により周知に努めます。
- 成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、相談・対応体制を整備します。
- 家庭裁判所と地域の関係者の連携を図れるよう取り組み、成年後見制度の適切な利用の促進を図ります。
- 本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応に努めます。
- 必要な時に成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワーク*の構築に努めます。

***地域連携ネットワーク**：「権利擁護の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する体制の構築」の3つの役割を念頭に必要な支援を実施する。

地域連携ネットワークのイメージ



※厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」から引用

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 大泉町再犯防止推進基本計画

1. 計画策定の目的

全国の刑法犯の検挙件数は、2004（平成16）年以降減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は年々増加しており、犯罪を減らすためには再犯を防止することが重要であると認識されました。

そのため国では、再犯の防止等を推進に関する法律（2016（平成28）年法律第104号）を施行し、地域の状況に応じた施策を講じることが明記されました。2017（平成29）年に国の「再犯防止推進計画」が策定され、2019（平成31）年には群馬県が「群馬県再犯防止推進計画」を策定しました。

国の再犯防止推進計画では、誰一人取り残さない社会の実現に向けた基本計画と重点分野を示しており、群馬県の再犯防止推進計画においても、本県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。

本町においても、町の実情に応じた再犯防止に関する取り組みを推進し、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、必要な福祉サービスを受けることができ、円滑に社会復帰ができるよう支援することにより、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らしていけるよう体系上の関連計画である、大泉町地域福祉計画・大泉町地域活動計画と一体的に計画するものです。

なお、誰もが地域で安全・安心して暮らせるための取り組みとして「地域で取り組む防犯体制づくり」について、P78に記載しています。

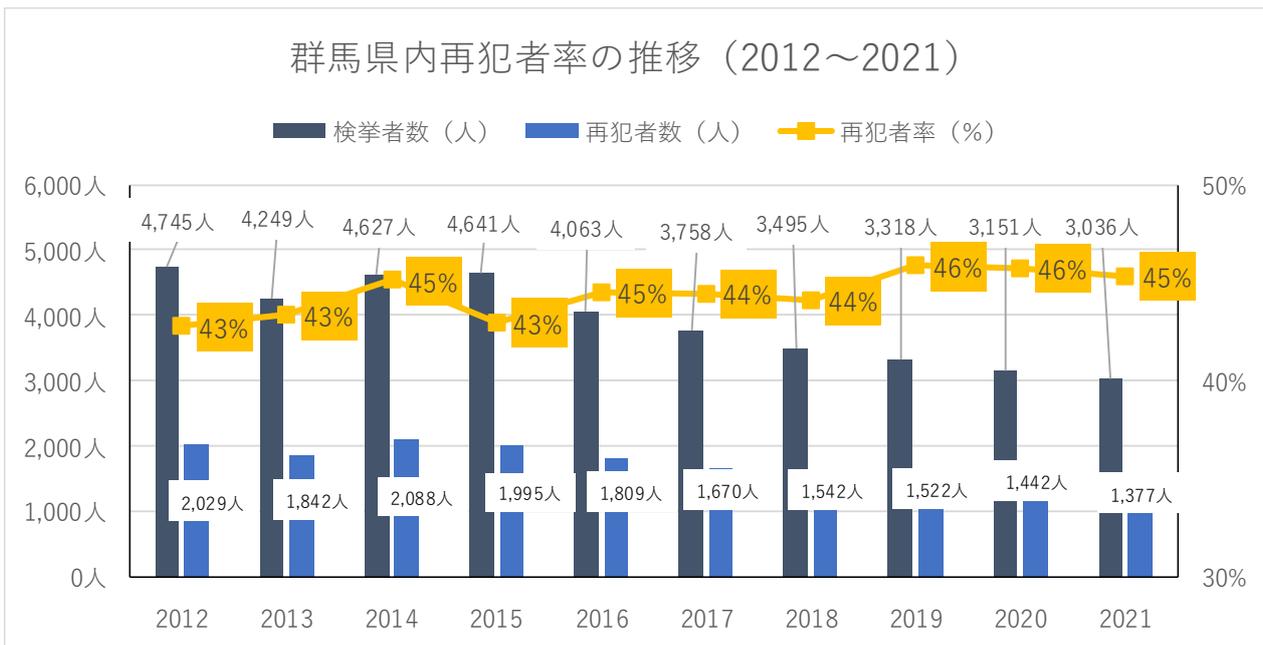
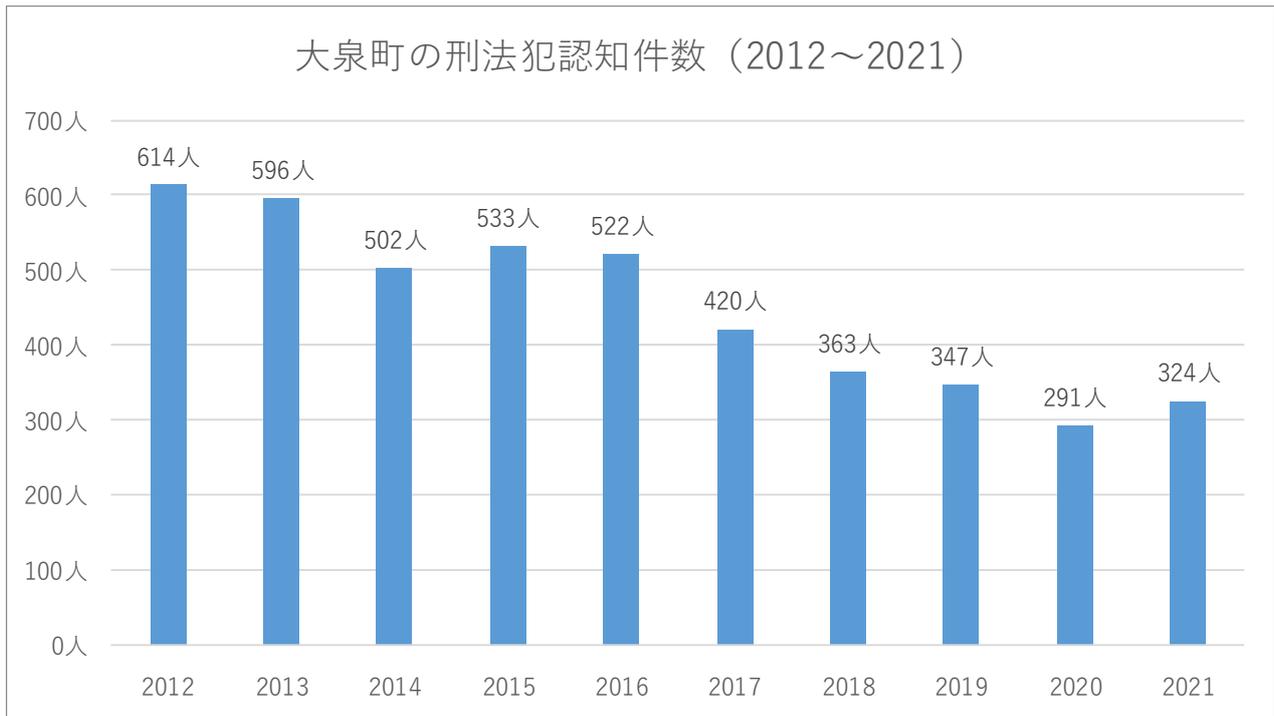
2. 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に示された「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」として位置付けます。

3. 再犯防止等に関わる現状等

大泉町の刑法犯の認知件数は、2012（平成24）年を以降、減少し2020（令和2）年は291件（前年比-56件）と、最少となりました。

一方で、群馬県刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、常に40%を越えています。



※群馬県再犯防止推進計画（概要版）から引用

4. 犯罪や非行をした人達の置かれた状況

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のために、仕事や住まいが確保できない等、地域社会において生活することが困難な状況にある人も多く、そのため再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（令和 4）年度	実績値 2022（平成 4）年度	⇒	目標値 2027（令和 9）年度
再犯防止推進計画の周知・啓発回数	-	-	-	⇒	5回

5. 今後の取り組み

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域で立ち直ろうとする人の存在を受け入れ、見守りましょう。（再掲）
- 社会を明るくする運動に参加しましょう。（再掲）
- 保護司会、更生保護女性会の活動に協力しましょう。（再掲）

社会福祉協議会で取り組むこと

- 再犯防止の推進に向け、行政と連携して取り組みます。
- 保護司会、更生保護女性会の活動を支援します。（再掲）

行政で取り組むこと

- 群馬県再犯防止推進計画と連携して再犯防止の推進を図ります。
- 社会を明るくする運動*などを通じて、再犯防止等に関する周知・啓発に努めます。
- 館林邑楽更生保護サポートセンターと連携して更生保護活動を支援します。
- 保護司会との情報共有や連携を強化します。
- 更生保護女性会、社会福祉協議会等との連携強化に努めます。
- 保護司会や更生保護女性会、民生委員児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで児童生徒の非行の未然防止に取り組みます。

***社会を明るくする運動**：すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（再犯防止推進計画）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第6章 計画の実現のために

1 計画内容の周知の徹底

町民一人ひとりが地域における支えあいやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、「広報おおいずみ」、「社協だより ぼらんていあ」やホームページで計画内容を公表します。また、各種行事や活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底に努めます。

2 関係機関等との連携・協働

町民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、自治会・地域公民館、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他各種の関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉を推進します。

また、行政においては、地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に日常生活に関連する分野との調整や協力等が行えるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

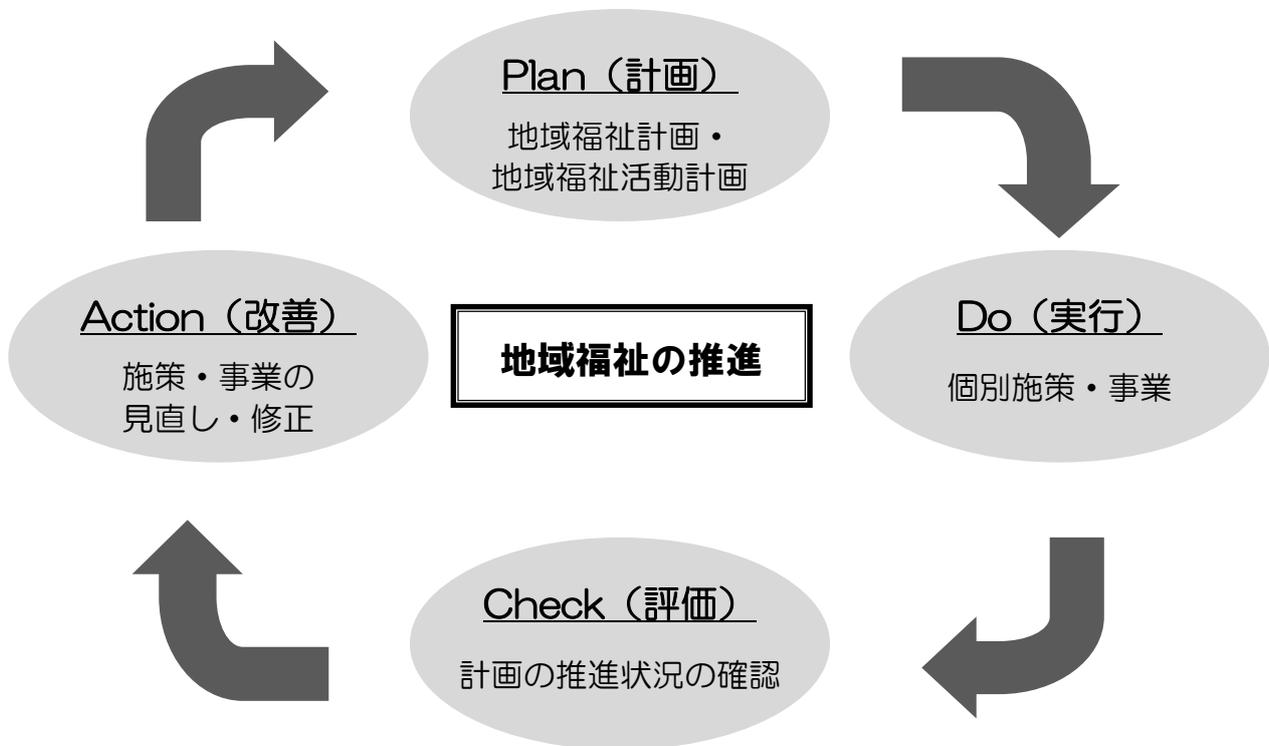
さらに、本町におけるさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

3 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分に行い、実効性のある計画を目指します。

サイクルのポイントとなる Check（評価）のステップでは、施策の実施状況を点検し、必要な改善に関する協議を行い、Action（改善）のステップへとつなげていきます。必要に応じて、各種団体関係者などから意見を聞くものとします。

■計画の進捗管理におけるPDCA サイクルのイメージ



資料編

1 策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和3年11月1日 ～11月22日	地域福祉計画・地域福祉活動計画に係る町民アンケート調査の実施	・町内在住の18歳以上の町民（1,949件配布、うち回答620件）
令和4年5月2日 ～6月10日	地域福祉関係団体アンケート調査の実施	・町内の福祉関係団体（13件）
令和4年6月28日	第1回大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画推進委員会	・第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の策定について ・アンケート調査の結果について
令和4年9月2日	第2回大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画推進委員会	・第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の素案について
令和4年9月20日	第3回大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画推進委員会	・第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の素案について
令和4年11月15日 ～12月16日	パブリックコメントの実施	
令和4年12月22日	第4回大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画推進委員会	・第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画（素案）パブリックコメントの結果について
令和5年3月	策定	

2 大泉町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、大泉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及びその効果を検証するに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、大泉町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の効果の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員17人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 自主防災組織を代表する者
- (4) 福祉関係団体を代表する者
- (5) 保健関係団体を代表する者
- (6) 社会教育関係団体を代表する者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、計画の効果の検証が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集し、その座長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 大泉町地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大泉町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が大泉町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、及びその効果を検証するに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、大泉町地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の効果の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員17人以内をもって組織し、本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 自主防災組織を代表する者
- (4) 福祉関係団体を代表する者
- (5) 保健関係団体を代表する者
- (6) 社会教育関係団体を代表する者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、計画の効果の検証が終了する日。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集し、その座長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

No.	氏名	選出基準	選出団体・役職等	備考
1	石坂 公俊	学識経験を有する者	高崎健康福祉大学 健康福祉学部社会福祉学科 准教授	委員長
2	八十田 晶子		大泉保育福祉専門学校 保育科 学科長	副委員長
3	関 克守	自治会を代表する者	自治会連絡協議会 幹事長	
4	岩崎 正男	自主防災組織を代表する者	自主防災組織 会長	
5	川島 銀一	福祉関係団体を代表する者	民生委員児童委員協議会 会長	
6	久保田 悦司		地区社会福祉協議会長 連絡協議会 会長	
7	月橋 章		ボランティア協議会 会長	
8	柏崎 京美		心身障害児者療育父母の会 会長	
9	新井 俊明		社会福祉法人 協栄会 グループホームポカラ 共同生活援助 管理者	
10	大川 直子		私立幼稚園・認定こども園 協議会 会長	
11	関 信子		特定非営利活動法人 いちご 理事長	
12	小泉 功		老人クラブ連絡協議会 会長	
13	穂積 茂		社会福祉法人 同仁会 大泉園 施設長	
14	鈴木 和代		母子たんぽぽ会 会長	
15	淵上 三郎	館林邑楽保護区保護司会 大泉支部 支部長		
16	斉藤 崇	保健関係団体を代表する者	健康づくり推進協議会 会長	
17	柏瀬 ヌカリ	社会教育関係団体を代表する者	子ども会育成連絡協議会 文化委員長	

※敬称略

大泉町民憲章

大泉町は、洋々として流れる大利根川と、こんこんとして湧きでる泉のほとりに生々発展し、とくに、近代産業の振興にともない、県下有数の工業都市となった。

この町の住民であることに、自覚と責任をもつわたくしたちは、大泉町発足 20 年にあたり、住みよい町づくりのために、町民憲章を定める。

- 1 いつも笑顔であいさつをかわしあい、誇りをもって仕事に精をだす町民になりましょう。
- 2 すすんでスポーツに親しみ、健康なからだと健全な心をつくりましょう。
- 3 自然を愛し、きれいな空と水と、みどりにつつまれた美しい町にしましょう。
- 4 郷土の歴史と伝統を愛し、文化の香り高い町にしましょう。
- 5 たがいに理解と信頼をもって、みんなの幸せのために、助け合いましょう。

人権尊重と福祉の町宣言

人は、みな個人として尊重されなければならない。

幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

わたくしたち大泉町民は、相互の理解と協力によりすべての者が、人権を尊重され人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう次の事項を指針として、真に自由にして平等な明るい町づくりを進めることを誓い、ここに「人権尊重と福祉の町」を宣言する。

- 1 人権を尊重し、支えあう力と心のぬくもりで、みんなにやさしい町にしよう。
- 2 高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。
- 3 障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。
- 4 病弱者にやさしく接し、心の友となろう。
- 5 子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。

第三次

大泉町地域福祉計画

大泉町地域福祉活動計画

令和5年3月

発行 大泉町／大泉町社会福祉協議会

大泉町 福祉課

〒370-0523

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465

大泉町保健福祉総合センター

電話：0276-55-2631

URL <http://www.town.oizumi.gunma.jp/>

大泉町社会福祉協議会

〒370-0523

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465

大泉町保健福祉総合センター

電話：0276-63-2294

URL <http://www.oizumishakyo.or.jp/>